

第六十七回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第四号

昭和四十六年十二月十七日(金曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

十二月十六日

武君

補欠選任
加藤 進君

十二月十七日

藤男君

補欠選任
志村 愛子君

内田 善利君

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 仁君

鬼丸 勝之君

楠 正俊君

卯木 亨弘君

丸茂 重貞君

松井 誠君

森中 守義君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

岩間 正男君

稲嶺 一郎君

今泉 正二君

長田 裕二君

堀木 又三君

片山 正英君

亀井 善彰君

古賀雷四郎君

志村 愛子君

柴立 芳文君

鈴木 省吾君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣臨時代理

通商産業大臣

文部大臣

厚生大臣

農林大臣臨時代理

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

佐藤 榮作君

前尾繁三郎君

福田 越夫君

田中 角榮君

高見 三郎君

斎藤 昇君

山中 貞則君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

原 健三郎君

西村 英一君

政府委員

自治大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

内閣法制局長官

内閣法制局沖繩

法制参事官

内閣法制局第二

部長

内閣法制局第三

部長

人事院総裁

人事院事務総局

管理局長

総理府総務副長

官

防衛庁参事官

防衛庁防衛局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部調停官

経済企画庁調整

局長

沖繩・北方対策

庁長官

沖繩・北方対策

庁総務部長

沖繩・北方対策

庁調整部長

法務省民事局長

渡海元三郎君 江崎 真澄君 大石 武一君 木内 四郎君 竹下 登君 中村 寅太君 高辻 正巳君 系 光家君 林 信一君 茂串 俊君 佐藤 達夫君 茨木 広君 砂田 重民君 鶴崎 敏君 久保 卓也君 島田 豊君 銅崎 富司君 新田 庚一君 岡部 秀一君 岡田 純夫君 田辺 博通君 川島 一郎君 吉野 文六君 井川 克一君 前田多良夫君 平井 迪郎君

事務局側

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局民事局長

自治省財政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

建設省河川局長

建設省道路局長

建設省計画局長

郵政省電波監理

局長

運輸省航空局長

運輸省海運局長

事業局長

通商産業省公益

局長

農林省蚕糸園芸

局長

大蔵省理財局長

小幡 琢也君 荒勝 巖君 三宅 幸夫君 鈴木 珊吉君 内村 信行君 藤木 栄君 高橋 弘鷹君 川崎 精一君 高橋国一郎君 宮澤 弘君 林 忠雄君 鎌田 要人君 瀬戸 正二君 相原 桂次君 鈴木 武君 渡辺 猛君 宮出 秀雄君 中島 博君

本日の会議に付した案件

○委員派遣承認要求に関する件

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出、衆議院

送付)

○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、衆議院送付)

○沖縄平和開発基本法案(衆議院送付、予備審査)
○沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。まず、委員の異動につきまして御報告いたします。

昨十六日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として加藤進君が選任されました。また本日、竹内藤男君が委員を辞任され、その補欠として志村愛子君が選任されました。

○委員長(長谷川仁君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案以上の各案件の審査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(長谷川仁君) 次に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案以上の各案件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

占部秀男君の質疑を行います。占部秀男君。(大蔵、通産を要求しているのに、来ていない。と呼ぶ者あり)——速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を始めて。

○森中義君 議事進行。

開会の冒頭から、参議院におけるこの委員会はまことに遺憾であります。元来、質疑者の質問要求を受けていた大蔵大臣代理が、いかなる理由であるか知らないけれども、すでに三十分近く遅刻出席、ために委員会が開会に至らなかった。しかも、入ってくるなり、何ですか、あなたは。欠席の届けを出しておったとか、許可があったとか、これは聞き捨てならない。そういう関係の一方的な見解で委員会に迷惑をかける、このままの状態では審議に入っていくけません。一たん休憩して、いまの通産大臣がだれの許可を得たのか、どういう手順であったのか。みずからに非はない、こういうかっこうで入ってくる、そのことを黙視できません。一たん休憩し、理事会を開いてもらいたい。この真相を究明する。

○委員長(長谷川仁君) 五分間休憩いたします。理事会に入ります。

午前十一時三十分休憩

午前十一時二十分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行います。占部秀男君。

○占部秀男君 国内法の質疑に入るわけですが、あとで、理事会でいまの問題は結着をつけるというので、それでもいいわけですが、質問者の私にとりましては、門口に頭を出しかかったとたんにはかんとやられたようなもので、氣勢をそがれること、はなはだしいわけです。これが佐藤内閣の常套戦術かもしれません、ひとつそういうことのないように今後はしていただきたいと思ひます。

そこで、私は、国内法の各法律案を通じて、主として沖縄県の地方自治権の問題、県民の人権保障の問題、さらに、これらの法律案についての憲法上の扱い方の問題にしばってひとつ伺いをしたいと思ひます。あと時間がありませんから、沖縄地域に施行される国の制度の問題の二、三の点についてお伺いをしたいと思ひます。

まず、山中総理府総務長官にお伺いをいたしますが、六百幾つという法律案にいずれも関係する、それをいま八つの国内法にいわばまとめたような形で出されているわけですが、この法律を目的別にといいますが、内容別にといいますが、見ますと、私は、三つのグループに分けることができるのじゃないかと思ひます。一つは、沖縄の県や市町村の制度、そして沖縄地域における国の制度を本土と一体化するグループ、二つは、返ってきた沖縄の社会経済の開発をしようとするグループ、三つは、軍事目的といいますが、防衛目的といいますが、ともかくそうした目的の要請にこたえたグループ、こう三つに分けられると思ひますが、長官の御意見を聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 表現のしかたはいろいろあると思ひますが、大体分ければそういう範疇に分かれるかと思ひます。しかしながら、復帰に伴う暫定特別措置法の中には、返還協定を受けて、その国内法を改正する必要に迫られたためたのたえはV.O.A.極東放送等に示されるような例等も入っておりますが、大別するところ、占部先生のお話のとおり区分をしてよろしいと思ひます。

○占部秀男君 いま長官からそういう御答弁があったわけですが、いざいざにしても、これらの法律案は、今度の沖縄返還協定に伴って必要となつた国内法の制定あるいは改廃と、こういう問題でありますから、したがって、目的、内容は幾らか違つても、この八つの法律案をいわば通じて流れている政府の基本的な方針というものがあつてはなりません。一口に言えば、今度の国内法をつくるにあつて政府の基本的な姿勢とでもいえますように、そうした点について佐藤総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたします前に、ただいまの田中通産大臣兼大蔵大臣代理がこの会議におくられましたこと、そうして占部君にたいへん御迷惑をかけ、また、当委員会の皆さん方の御審議に支障を来たしたことを、心からおわびを申し上げます。

これは議事進行で御注意もありましたから、將來は重ねてかようなことはないと思ひます。今回のこと、これはいざいざ理事会で事情が明らかになると、おそらく皆さんにも御了承願ひいただけると思ひます。どうか御了承のほどをお願いいたします。

ところで、いまのお尋ねにお答えいたします。沖縄県が戦時中、さらに戦後を通じて米軍の支配下にあつた、これは長期にわたる米軍の支配であります。それが軍政あるいは民政というふうな形で特殊な施政権下に置かれたこの状態を、祖国に復帰するにあたりまして円滑な復帰を実現す

る、そういうような考慮を払わなければならない。かように申し上げますのは、申し上げるまでもない、長期にわたる事態でございまして、その間につくり出されたもの、これはなかなか簡単に乗り越し得ないものだ、かように思います。申すまでもないことですが、施政権下において生まれた子供も、もうすでに二十六歳になる。かようなことを考えると、これはたいへんな変化であり、そうしてアメリカの制度下において変わってきた、またアメリカの制度のもとで生活をしてきた、これを今度は本土に迎える。しかも、私も、どこまでも県民同胞の御芳苦に報いたい、かような観点から、ただいまの復帰を実現したい、それが円滑でありたい。かように実は思っておりまして、そういう意味の移り変わりについても十分に意を払わなければならない、これはもう当然のことです。したがって、新しい日本の制度にいたしましても、そのままやれば現在よりも悪くなるような点、こういうものはできるだけすぐ日本の制度に移行すること、でなしに、ある程度のそこらに経過期間を設ける、あるいは税制上等においてもそういうふうがされなければならない、かように思います。そういうことを一言にして申せば、沖縄住民の意向を十分聞くということ、それが十分反映されるようにする、こういうことでなければならぬと思います。

いま私の手元に沖縄・琉球政府の屋良主席が署名をした「復帰措置に関する建議書」があります。御案内のように、琉球政府は、昨年以来、国の復興要綱、第一次、第二次、第三次に対して、それぞれ沖縄における県市あるいは県民、あるいは民主体、商工団体、こういうところのいろいろな意見を聞いて、それを総合して要請書を出しているわけですが、この建議書は、この十一月といいますが、今度の国会が始まって後に出された一番新しい建議書であります。この中で、百万の県民がどういう気持ちで、どういうわけで一日も早い復帰を望むのか、こういう点にポイントを合わせて書いておられるわけがあります。県民の復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法のもとで基本的な人権の保障を願望していたからにはかなりません。こういうような考え方を軸として、県民の生活と権利を守る問題、沖縄の地方自治を尊重してもらおう問題、沖縄の社会経済の開発を進めてもらいたいという、いわば具体的な要求といえます。要請を出しているわけがあります。

総理は、おそらくこれはお説きになっておられると思いますが、こうした百万県民の建議といえますか、声をどう受けとめておられるか、率直にひとつお考えをお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○国務大臣(佐藤栄作君) この建議書を屋良主席が持ってこられて、そして政府に建議書を出そうというその際に、実は協定が衆議院の段階で委員会が終わったと、こういうことになっておりまして、十分建議書の趣旨が採用されていないのじゃないか、こういうような御心配があるようでございます。ところが、この建議書なるもの、これはもういまおあげになった点は、「はじめに」という締めくくりに問題でございますが、この点について、過去におきまして、いろいろ琉球政府あるいは立法院等から建議書が出されております。したがって、ただいま総まとめの建議書、これも抽象的な原則としての地方自治を守れとか、その他云々は、これは十分生かしてございますけれども、しかし、具体的な数項目につきましては、その中のものでもかつて話しをされたものと違っておるものもありまして、また、私も前から見る、そのままだけり組めないが、しかし、やはり運用の面でそういう点をまかなうとか、あるいははさらに補足したいところ、こういうような考え方のものもあるわけでありまして、私は、大体において、この建議書に盛り込まれておる項目、これらについては十分注意されていると、かように御了承願って差しつかえないのではないかと、かように思います。しかし、具体的問題については、政府の持っている諸施策とこの建議書ではずいぶん相違がある、こういうことも私は率直に認めます。

ただいま申し上げるような考え方、建議書も受けておりますし、ことにこの建議書の――重ねて申し上げますが、最後のところで地方自治の確立、反戦平和の理念を貫くこと、こういう言い方しておられます。平和に徹することだと思っておりますが、その理念を貫く、基本的人権の確立、県民本位の経済開発と、これを四項目としてあげておられるが、その方向でただいまの復帰要綱、さらにまた諸施策を進めている、かような状態でございます。

○占部秀男君 いま総理は、最後の点では具体的に総理が特に注意をし、特に意を払ったと、今度の法律案をつくるにあたって、そういう点についてのお話があったわけでありまして、総理の言われるように今度の法律案がでさうが、総理の言われるのはまあ問題はないと思うんですが、少なくとも、総理が言われた程度のことまでこの法律案の中に盛り込まれるかどうか、こういうことになるかと、相当基本的な問題で疑問の点があるんじゃないかと思っております。

現在総理もお聞きになっておられると思いますが、この協定あるいは協定に伴う国内法案については、現地では相当反対の声があり、不満の声があるわけでありまして、衆議院のほうで沖縄で公聴会のあれをしようとしたときに、協定がああいう形で衆議院を通ったあとで、何をしに来るんだというような声も現地にはあったということを、私は聞いておるわけでありまして、総理の言われたようなことが基本的にこれらの法律案の中にはまっておりますが、私は何も言わないんであります。ちよっと事情が違ふんじゃないかと、かように思いますので、具体的に各法律案についてひとつ質問をいたしたいと思っております。

その前に、この法律案の立て方について、私は、ちよっと総理に申し上げておきたいんですが、この制度を変える第一のグループでは、確かに形の上では国の制度あるいは地方自治の制度は一応整えられるように見えるんですが、開発の問題の第二のグループあるいは軍事目的を持った第三のグループの法律案によって、相当地方自治の問題もめちやくちやになっておるし、憲法上の疑義のある問題もたくさん出ておるわけなんです。

そこで、私は、第一のグループについてまずお伺いをしたいと思うのでありますが、渡海自治大臣にこれはお伺いをしたほうが、自治体の問題であるから、いいと思うのでありますけれども、この復帰に伴う特別措置法の中に、第三条で沖縄県の地位について規定をしております。さらに第七条では、沖縄県下の市町村の地位について規定をしております。第三条ではこう書いておられるわけでありまして、「従前の沖縄県は、当然に、地方自治法に定める県として存続するものとす。」、こう書いてあります。この一番上の「従前の沖縄県」というのは、一体どういう沖縄県をさしているのか。平和条約の発効のとき以前なのか、あるいは行政分離のときなのか、それ以外のか、あるいはこの点をひとつ明確にしたいと思っております。

○国務大臣(渡海元三郎君) 昭和二十二年に制定されました地方自治法第五条には、府県の地域は従前の地域によると、こう規定されておりました。従前の地域は従前の区域にそのまま沖縄県が存在すると、このように認めております。

なお、沖縄につきましては、行政分離の布告あ

知事が計画を作成するけれども内閣総理大臣が決定をすると、こういうになつておるわけですが、そうすると、全部の構想、十几年来にわたる。もう大まかでもいいですが、その構想は、結局、

琉球政府が例の開発の十カ年計画を出してありますが、ああいうものを中心にして手直しをしてつくと、こういうふうな、一口に言えば、考えてもいわけでありませうか。その点はいかがです。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、その作業に当たりました企画局の職員の話とも、それを机の上に置きながら、いろいろ議論しました。なかなかまじめに真剣に苦勞してつくっております。ただ、私も、十年後に――本年度を初年度としておきますから九年後ですけれども、沖縄においては基地は全くなものであるというふうな設定のしかた等について、理想はそうあつてほしいのですが、はたしてそうなり得るかどうか。まあ思想はわれわれと違つても、本土にも基地のある安条約の中において、われわれの政権がかわれば別であります。そういう前提がはたして可能かどうかの問題とか、あるいはまた初年度の時期が一年私どものほうは現実的におくれざるを得ない点、あるいは私は過疎の島にしたいくないということを一生懸命考へて政策を練つておりますが、はたして琉球の現在考へておる長期計画の人口、今日の施政権の壁がもしとれて出入域というものが完全に本土の県になった場合に、ほかの類似的の過疎状態等を見ますときに、われわれは過疎地域対策の緊急措置法をつくらなければならぬと追ひ込まれたということ等を念頭に置きまして、その人口の問題等もやはり問題点の一つであらうかと思ひますが、しかし、これは施策をもつてわれわれが流出しないような沖縄県づくりに励むこと、まずこれが第一だと思ひます。そこらの点、基本的に若干検討すべき事項が含まれておりますが、しかし、沖縄の未来を描く設計図としての価値は非常に大きなものを持つておると思ひますので、十分念頭に置かしていただきたいと思います。

○占部秀男君 沖縄の県民は、いま大臣が苦勞して作業をされておるということを言われてるんですが、私、それとわかつて思ふんですけれども、琉球政府に対しても、十カ年計画がどういう形になつていくだろうか、こういうような点に關連をして、いま十カ年計画の構想をやはりラフな構想でもいいから出してもらいたい、それが出ない。こういうところで非常に不安な感じを持つておるわけなんです。特に、これは大臣も御存じのように、およそその地方開港法であるとか、あるいは特別地域開港法であるとか、この開港法にはみな初年度の――まあ初年度というんじやなくて、毎年度の実施計画をつくるように法で定めておるわけなんです。ところが、今度のこれは、どういふわけか、その実施計画というものをきめるというところが、ないわけですから、したがって、沖縄の人たちは非常に不安に思つておる。これが実態だと思ふんですが、なぜ毎年度の実施計画というものをつくるというのをここでうたわなかつたかというところが一つ、それだけひとつ。

○国務大臣(山中貞則君) この毎年度の事業実施計画というものは、当然振興開発計画の中でつくられていくわけでありませうが、しかし、逆に私どもがここで、これは試算でございませうというふうな形であつても、われわれのほうでつくつた案というものをかりに用意いたしますと、じゃ、なぜ法律に新しく選出された沖縄県知事、原案提出権を認め、そうして、これは衆議院の審議の過程で修正されたわけでありませうが、審議会がそれを最大限に尊重できるように、学識経験者も六名から十一名にふやして、沖縄県の代表と認められるような人たちが少なくとも各省庁の代表である十三名とあつないようになつて、御要望等に沿わなければならぬのですが、それをつくつておる府のほうではつくつておるのではないかと、いうふうなこと等もございまして、いまここで、私もとしては、十カ年計画そのものを――当然その準備は、経企庁においては、新全総の一ブロックに沖縄をどう位置づけるかの作業も急いでいただいておられます。また、社会経済発展計画の中に沖縄の持つておる付加価値というものを取り入れ

た新しい未来図を描かなければならぬと思つておりますから、その作業はしていただいておることは、いまここで政府側はどう思ふかということ、やはりこの特殊な環境で返つてまいって、しかも、当初は行政主席の形で知事とみなされるわけでありませうから、そこらところは非常にことばづかいと行動を慎重にいたしておるというところでございませう。

○占部秀男君 これにあわせて田中大蔵大臣代理にお伺いしたいのですが、いすれにしても四十七年度から初年度に入らなくてはならない。政府は、いま予算の組み立て中だと思ふんですが、この中で、初年度の沖縄開発計画に伴う大蔵省としての何と申しますか、構想というのか、あるいは構想に伴う資金その他の問題であるとか、いろいろな大ワケがはばきできているときじゃないかと思ふんですけれども、そういう点はいかがでございませうか。

○国務大臣(田中角栄君) 沖縄の予算は、現に総理府から要求を受けております。なお、返還後は自治省の予算として当然措置しなければならぬわけでもございませう。しかし、長期的な計画はまだ定まつておりませんので、四十七年度単年度の予算につきましては、予算編成にあたりまして要求庁と十分意思の疎通をはかつて、また、現地の四十七年度の希望も十分考へながら、事業執行に遺憾のないような予算を組み立てたい、基本的にそう考へております。

○委員(長谷川仁君) 午前中の質疑は、この程度にいたします。午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後一時九分開会
○委員(長谷川仁君) ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会を再開いたします。占部秀男君

男君。

○占部秀男君 午前中の質問で、沖縄の復興計画の全貌といひますか、ラフな形での全貌、あるいは初年度の内容の、ばく然とした御答弁があつたわけですが、それはそのまま沖縄の県民としては非常に不安に思つておるところですが、それよりも納得できないのは、今度のこの法律案の六条、七条、八条で、地方団体としていわば公共事業の中心であります道路、河川、港湾、こういう点を国の直轄にできるようにしよう、というふうなことがうたわれておるわけでありまして、われわれはどうしてもこの点が納得できないのでありますが、私の知る限りでは、道路の新設や改築等は道路管理者が当ることになつてゐると思ふんですが、国道以外の県道あるいは市町村道、この管理者は道路法ではどういふ形になつておりますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 内地では、県道は知事でございまして、それから市町村道はそれぞれの市町村の長でございませう。国道は建設大臣が管理いたしております。

○占部秀男君 先ほど総理大臣や自治大臣からたびたび言われましたように、沖縄県と県下の市町村の制度は本土並みになるわけでありませう。そうなれば、いま建設大臣が言われたように、この復興計画の中でも、県道は沖縄県が実施の主体にならなくちゃならぬ。また、市町村道は市町村が実施の主体にならなくちゃならぬ。ところが、今度のこの法律では、一、二の条件はありますが、規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。かような目で見ても、沖縄県及び沖縄の県下の市町村の自治権を侵害するものであると私は思ふんですが、その点はいかがでございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまこれは道路だけでございませう、港湾等もございませうから、考へ方を申し上げますと、この特例を、すなわち

十分の十で国が直接行なってもいい場合は、必ず沖縄県知事あるいはまた市町村長それぞれの管理者等が申請をした場合にのみ行なうことができるということであり、申請しないものをこちらの方で、国でやるとやるからといって召し上げて、意思を無視してやるものではないとせよ。そのことは法律にも明定いたしてございまして、むしろ補助率は、ほとんど本土では考えられない十分の十負担のものが大部でありますから、それを執行する際に、国のほうでやってくれという要請があったときにはじめて行なうものでありますので、自治権の問題は絶対に侵害はしない配慮をいたしておるつもりでございます。

○占部秀男君 いまの長官の御答弁は、私に言わせると、言い方は悪いですが、非常に知能的な考え方じゃないかと、私は率直に言っているんです。というのは、確かにこの法律の中には、自治権を侵害してはならない、歯どめをするというような御配慮でしようが、申請という文字が使われております。申請をするためには、その前に話し合いが行なわれると、こういうようなことが段取りとしてあるように思っていますけれども、一体この申請というのは、その内容がどういふものであるかと、こういうことを従来地方団体と国との関係の中で行なわれておるいろいろな事情から考えますと、そうこのままの姿でとるわけにはわれわれはいかないであります。というのは、この場合、道路の管理者は、県道は沖縄県、それから市町村道は沖縄県下の市町村、この沖縄県と市町村のこの団体が、政府の復興要綱に対して第二次、第三次の要請を出しておりますが、この要請を見ますと、軍の管理しておる道路は、これはまあ国道にしてみたい、同時に、それに関連するむずかしいような道路も、できれば国道にしてみたい、こういうことは確かに言っておりますけれども、やはり事務事業というものは大幅に移管してもらいたい、そして国の関与はできる限り排除してもらいたい、県の自主的な処理にまかしてもらいたい、こういう要請をしておるわけ

です。つまり国道に指定されるものはこれは国でやってもらってけっこうですと、しかし、県道なり市道なりに本来指定すべきものは、あくまでも県がやります。市町村がやります、こういう要請をしておるわけであり、総理は、先ほどからも、現地の声は十分にひとつ受け入れてやっていきたい、こういうふうに言われたわけでありまして、現地の該当する県なり市町村なりという地方団体が、そういう形でいけば反対しているものを、一片の法律でもって押し切つてそういうことをするということ自体が、私は地方の声を聞かないやり方ではないか、かように考えるのですが、その点は山中長官はどういうふうにお考えになっておられますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは固苦しい話じゃないんでしてね、要するに、国のほうで別表に補助負担率の何々以内ということが書いてあります、さらにお手元の政令案要綱によつて、おおむねそれぞれの公共事業についての負担率が示されておると思ひます。これについて、やはり国のほうでやってほしいところがあるという率直な要請があるわけですね。典型的なものは水資源開発北部のダム、こういうものは多目的ダム法を適用して国で全部やってください、石川浄水場まで全額導水管もやってください、こういうこと等がありまして、そういう道をあげた。しかしながら、申請によるものとするでありますから、それを裏返せば、いやなものには申請しなければよろしいわけですね。その工事が行なわれれば十分の十補助というものは定められてあるとおり国は補助をするわけでありまして、ちつとも自治権の侵害をするものではないから、よくこれはソフトに話した合つた末きめたものでありますから、公式ではそういう御議論も成り立つかと思ひますが、自治権侵害は決してないというところは、御安心いただいてけっこうでございます。

○占部秀男君 ところが安心はできないんです、率直な話が。というのは、昨年だったと思ひますが、これは建設省関係から自治省関係にか

りませんが、いま道路の改修その他が非常におくられておる。そこで、やはり本土の中でも道路はいわば国のはうでそれを請負つて、そしてやつて、また県や市町村に返す、こういうような形で国の直轄ができるようにしようという議論が相対論議されておるということをお聞きは聞かれています。この場合は沖縄の問題だけですけれども、この制度ができれば、これは本土そのものにも私は将来影響してくるんじゃないか。そのこと自体が地方自治権にとっては、今日の地方自治の制度にとつては、根本的な問題になつてくるんじゃないか、こういう点をおそれる、私はまあそういうふうにお聞きしておるわけですが、もう一つは、申請で話し合うといふわけでも、従来の国と地方団体との関係を見ますと、必ずしもソフトな、フェアな形の申請、話し合いばかりではないわけでありまして、というのは、大臣も御存じのように、いま地方財政は非常にデッドロックに乗り上げようとしておる。全国的に見て一兆円近いところの落ち込みがあるというところは、これは自治大臣も御存じのとおりです。おそらく沖縄も同じように県の財政は豊かではないと思ひますが、そこで、沖縄の最近の決算見直しといふますが、あるいは本年度の予算でもけっこうであります、立て方は幾らか違ふと思ひますが、この規模と、その中で占める自主財源の額と割合を、ひとつ自治大臣のほうで教えていただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまの資料のことでございますので、市町村ごとのやつは、ちょっといま見ればありますが、手元にございませぬが、要するに、琉球政府は非常に起債市場等も沖縄においてはないうわけですね。したがって、四十六年度予算からやつと本土の県に細ながら追隨するような起債の道もあつたわけでありますから、それまでの間の財政のやりくりは、ときに財政の金を一般会計から借りたり市中銀行から借りたり、非常に苦しいやりくりをしております。したがって、復興時点において推測いたします累積

赤字は、約六千五百万ドルぐらゐに達するだろうという気持ちでございますが、これについては国のほうで新生沖縄県の財政をきいさつぱり身輕に出発していただくために、他の復興後行なわれる財政措置と切り離して、累積赤字の処理という形で国がそれを全部帳消しをして、その返済については、その年度ごとに国の予算で支払つていきたいと思います。

○占部秀男君 いまの御答弁でもわかりますように、沖縄県の財政というものは、やはり本土の府県並み、それ以上に困つておる。ここがやはり問題なんです。で、いま山中長官は十分の十以下の金を国が負担して、つまり全額国がある程度は負担してやると、さういふふうにお聞きしておりますが、法もさうなつておるわけでありまして、実は腹の中では直轄事業に取られるのはいいやだと、こういうふうな考えで、道路、河川あるいは港湾がさうした形でやつてもらえば、これは相当金が浮くわけですよ。いま県民からは、たとえば保育所の問題であるとか、建設事業あるいは老人の医療を無料にしてみたいとか、社会保障の問題、そういういろいろな要求がたくさん出ておる。そこで、その道路、港湾、河川に回せる使つた金をそちらへ回すことができるわけですよ。そこで、沖縄の県や市町村は、反対はしていても、いざこの法律案が通れば、これはもう泣く泣く金のために賛成して申請をするようになつてくるんです。それがいままでの国と地方団体との関係の実態であつたんじゃないですか。もし私はさういふように国がほんとうに県道なりあるいは河川あるいはまた港湾なりのめんどうを見ようというならば、金を出してやつたらどうですか。金さえ出せば沖縄県であるう市町村であるうが、十分に復興計画の一環として政府の意図を実現していく能力はあるんです。そこへ本来はいくのが、総理のいわゆる地元の意向を通して、地方自治権を侵害しないんだというそのおこ

とばにびたり合うやり方になるんだと私は思う
んですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは私やりの理論的
にはおっしゃる通りだと思ふんですね。しか
し、現実には今日の沖縄県となるべき琉球政府並
びに市町村というものの現状から見ますと、私ど
もは、いままでずっと一年半も相談をしておりま
すから、いろんなやりとりがありますが、そうい
うことまで全部御披露するわけにもいきませんけ
れども、また披露しないほうがいいと思ひますけ
れども、先ほど琉球政府の復興対策要綱に対する
要望についてもお読み上げになりましたが、やは
りそれについても維持管理について可能な限り国
が直接これを行なえという事を言っておられる
わけですね。そのさらにもう一つ裏になりますと、
やはり技術者がいまとのころ自分たちは非常に少
ないで、やはり国に頼んでやってもいい部分
が多いとか、あるいは道路、港湾等の工事のそ
のため出先機関もぜひ設置してほしいというよ
うな、琉球等の要望がありまして、裏で要望をお
聞きするための道をあけた。したがってこれを振
りかざして召し上げるぞという法律には、どう見
たって読めないようになっているはずであります
から、御趣旨は理論的には私も存在し得る御趣旨
だと思ひますが、この法律のたてまえ上、市町村
がいやだと言っているものを国が直轄でやってや
ろうといふて召し上げるというようなことは、
万々あり得ない。また、いやだと言つたら、それ
を取り上げる方法は、この法律のどこを探しても
ないわけでありまして、定められた補助率をそ
の定められた事業に従つて国が交付する義務を負
う、そのことにおいて、市町村の行政は阻害さ
れるものではないと考へます。

用される特別法でありますけれども、その性格を
見ますと、やっておることの性格を見ると、地方
自治の根本の問題に触れておるから、私は大臣が
幾ら理論的に存在し得るというふうに弁解されま
しても、この点は納得できないのです。

そこで、建設大臣にお伺ひいたしますが、この
法に規定してある道路という字であります、こ
れは道路法第二条の道路という字であつて、いわ
ゆる橋だとかトンネルだとかあるいはまたいわゆ
る渡船施設であるとか、あるいは道路の陸橋であ
るとか、そういうふうに付設している施設です
ね、これはもちろんこのことばの中に入つてい
ると思ひますが、どうですか。

○国務大臣(西村英一君) それは道路の途中の橋
梁とかその他のトンネルがあれば、トンネルとか
いうようなものも入つておる次第です。

なお、ちよつとこの際、大体、いまだちか
ちかと道路にしても河川にしても、格差が内地と
あるから、何とかひとつ早めてやりたいという
いは親心でやつて、これを召し上げて自治権を侵
そうなんという考えは、私も絶対にないわけ
です。実はこれは道路法にはありませんが、河川法
は北海道の特例をつくつておりました、河川法の
第九十六条で、北海道の区域内の河川については、
「この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要す
る費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等
の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めを
することが出来る。」と申しまして、政令でやは
り特別の定めをしておるわけでございます、北
海道の留萌川という川がございます、これは二級
河川でございますが、北海道の知事と相談をし
て、建設大臣が全部やらないで指定区間だけは建
設省がやるという例もあるわけでございます、
北海道の特例が河川についてあるわけでは、い
ま山中長官がある説明しましたように、早く格差
を縮めなさいという親心です、実際は、

○占部秀男君 確かに大臣の言われるように、い
やだと言つた場合に、それをからめると指定は一
つもない、それはそのとおりであります。しかし
そうでない、先ほど言われたような、私が言つた
ような事実上の問題が必ず起きてくるから私は心
配をしてゐる。特にこの問題は沖縄地域だけに適

か何だとかという問題ではなくて、地方自治の根
本の問題ですから、どうしても私はこれはどうも
納得がなかなかないわけですね。そこで、一体
この県道なり市町村道なりは、これはもう法でき
めておるに、あるいはまた憲法が例の地方自治
の項のところで、この自治の本旨に従つて法律
で事務事業の内容を定められると、こういうふう
にうたつておるに、これは本来、県や市町村
の固有の事務、いわゆる地方公共事務ではないか
と思ひますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) まさに原則はそれと
おりであります。しかし、それでもなお申請が
あつた場合には、国がかつてそれを行なうこと
ができる、こういう気持ちであります。

○占部秀男君 まさに原則はそれとありますとい
う率直なことは下に、それでもやるんだとい
う、そういうところが私にはわからないのです。
それならば、固有の事務というものの性格をよく御
勘案をいたして、固有の事務は固有の事務として
はつきりさせる、そういう道がほかにあるわけ
ですから、先ほど私が申しましたように、それだ
けの国に親心があるならば、金のめんどろを見て
やる、人のめんどろを見てやる、それで県や市町
村にやらせたつてできるのですから、それをなぜ
やらないんですか。私はその点がどうしても納得
できないのです。これはまあいまさら言うまでも
ないんですが、わが国の法律の中にも地方開発の
法律は相当あるわけですが、この地方開発の法律
の中でそんな扱い方をしている法律がありません
か。十五か十六法律があると思ひますので、それ
れぞれの県、市町村が行なつていくと、こういう
規定に私は全部が全部なつておるんじゃないかと
思ひますので、その点はいかがですか。

○国務大臣(西村英一君) いま言ひましたよう
に、河川法もそういう北海道については特例があ
る。道路法にもやはり特例がありまして、特に北
海道は北海道長官と相談をして、河川につきま
すれば二級河川でも建設省でやってくれといへば、
新設、修繕、維持ということをする。道路もそう
いうふうな特例があるわけでございます、結局
金をやれば済むじゃないかと――まあこれも一つ
の方法ではあるとは思ひますが、金ばかりでは
いけないような工事――やり方とか、あるいは
非常に難工事とか、あるいは急がなければならぬ
とか、いろいろございまして、決して建設大臣
がみずからきめるものではございせんから、あ
くまでも沖縄県知事の申請に基づいて、開発庁長
官と相談をしてきめるのですから、自治権を侵す
と、こういうことは絶対考へておらない次第でござ
います。

○占部秀男君 北海道の場合を建設大臣はいま例
にとられたわけですが、おそらくそれは北海道開
発庁と、それから現地に北海道開発局の所管
事業の問題であると思ひますが、あれは建設
大臣も御存じのように、あの法律ができたとき
は、初めは北海道開発庁だけだったのです。しか
も、北海道の開発の計画の調整、作成、そういう
ようなものを主眼として、実質的な仕事はなかつ
たわけですね。翌年の改正で北海道の現地に開発局
ができた。ところが開発局の所管の事業も、いま
沖縄のこの法律できめておるとは違つて、御案
内のように、運輸と建設と農林と、これの直轄事
業について北海道開発局ができる、こういうよ
うな規定にしておいて、それにまあ一部関連のあ
る開発事務というところで、一部の市町村の道路
その他については、その点についての関連を持たせ
てありますけれども、基本的にはそういうことで
あります。今度のこの法律は、金は全額を出すか
ら、県や市町村が申請してくれば国の直轄でやる
んだと、こういうふうな真正面から言つてゐるの
であつて、これは性格が非常に違ふんじゃないか
と私は思ひます。そこで、この申請にしても、先
ほど私が言ひましたように、結局は金の問題にか
らんで地方団体は自分がやりたいと思つてもやれ
なくなる。したがつて、この法律の上ではそれは
出ていませぬ。出てはいないけれども、この法

律を施行したならば、必ずそういう問題が沖縄県下に起こるだろうと私は思うのです。それだからこそ、この問題をしっかりと追及をしているのです。同時に私は、この際政府に、地方団体の固有事務というものは、ある一つの地域だけだというふうな形をとったとしても、そう簡単に一片の法律でその施行の主体を動かすような、そういう性格のものではないのじゃないかということを、私は特に自治大臣にも、これはもう根本の問題ですから、聞いておきたいと思うのです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 地方自治の尊重ということは、これは最も基本的なものでございまして、これを尊重していかなければならぬ、占部委員の仰せのとおりでございます。これは国の事務と地方の事務との事務の配分あるいはそれに基づくところの財源配分ということにも触れてくるのじゃないかと、かように考えます。本来県道、市町村道がそれぞれ県の固有の事務であらねばならぬ、また市町村道が市町村の固有の事務であらねばならぬ、こういう姿でございますが、御承知のとおり、沖縄というところと本土の格差がございまして、そのためにできるだけ格差を縮めたい。これは財源をもつてやればよいじゃないかと、そういう見方もあるかと思いますが、また他面、地方自治の本来の姿というものが損ぜられぬ限りにおきましては、執行面の問題から財政面の問題から、これが国がかかわって行ない得るということもまたあり得るのじゃないかと、こういうふうにも考えるものでございます。いま総務長官なり建設大臣が答えにされましたのも、占部委員の仰せのような理論も成り立つかとも思うが決してこの法律の制定そのものが地方自治を侵害するといふふうなものでなくして、むしろ本土との格差を一日も早くなくしたいと、そのためには各管理者の申請に基づいてやるのだと、この運営によって地方自治の侵害を来たすものでないという説明もありましたとおりでございます。いまのような御懸念は十分考慮に入れて運営をしていただきますので、地方自治の侵害はなきものと考

え、また現実にも即しまして沖縄を本土に一日も早く近づけるためには、申請に基づくところの直轄事業としての肩がわりの事業、もつぱら執行面、財政面の理由に基づきます肩がわりというものはないが、地方自治侵害に通ずるものでもないかと、かような解釈もできるのじゃないかと、かように考えておるような次第でございます。

なお、先ほど御質問がありまして考えることができましたので、沖縄の財政の規模は大体いまままでのようになつておるかという数字でございますが、資料を調べましたので御報告いたします、年度が違いますが、会計年度が違いますが、一九六九年の決算額は、琉球政府で四百七十七億、これは円に換算してでございます。七〇年度で五百七十一億、七一年度の決算見込みが六百九十六億となつております。これは琉球政府の額でございます、このうち県分に相当する額を見積もりますと、大体県分は六九年度で三百三十億、七〇年度で三百七十億、七一年度の決算見込みで四百四十六億になるのではないかと考えております。また、市町村でございますが、沖縄には御承知のとおり教育区がございまして、市町村の事務を教育区と市町村とによって分け合っておりますが、その合計額は六九年度で二百四十二億、七〇年度で二百九十七億、七一年度で、これは見込み額でございますが、三百八十七億、大体その程度でございます。しかし、これは市町村と教育区との間で、これは単純なる合計でございますので、精算、通算いたしましたら、この額は少し減るものであると、かように御理解願いたいと思ひます。

○占部秀男君 いま数字を知らしていただいたので、この際、ついでと言っちゃ悪いのですが、市のはうはけっこうですけれども、県の決算及び決算見込み、この中で一般公共事業が占める額と割合がわかつていたら教えていただきたい。

○国務大臣(渡海元三郎君) 県分に相当する決算額で普通建設事業の割合は、六九年度で一七・二%、七〇年度で一八・二%、それから七一年度

決算見込み額で二〇・五%、このように推定いたしております。

○占部秀男君 これはまた、あとで触れますが、いまの数字の中で示されておりますように、七一年度の見込みで二〇・五%という一般公共事業があるわけですが、この、いわゆる給与その他本来払わなければならない経費を引いたあとでの公共事業の二〇・五%の持つておるウェイトというものは、相当沖縄県の規模の中では重いわけですね。しかもその重い中の道路、河川、港湾というものは、おそらくこの二〇・五%の中の六、七割以上を私は占めておるんじゃないかと思うのです。これが県でできなくなるんじゃないかということになると、沖縄県のいわゆる仕事の空洞化が私は起きるんじゃないかと、そういうような心配も一つは率直に言つてありますので、先ほどのようにしつこくやつておるわけですが、そこで私は、どうしても納得できない一つとして、いま山中長官が言われましたように、やはり早く沖縄を復興させてやりたい、充実させてやりたい、こういうお気持ちだというならば、前に奄美あるいは小笠原、これはいづれも同じような条件で復帰してきたところですが、この扱いとこの沖縄の扱いとが違ふんじゃないかということが、どうしても私には納得できないのです。これはまあ外務大臣にお聞きするまでもないんですが、奄美も小笠原も、沖縄と同じように、アメリカの施政権のもとにあって、日米の話し合いで返ってきた。これは全く条件は同じですが、たとえば、奄美における復興特別措置のときには、いま言つたような事業主体の問題は、これはどうなつておりましたか。

○国務大臣(山中貞則君) 御承知のように、奄美にしても、小笠原にしても、鹿児島県の大島郡であり、そして小笠原もまた東京都の一部であるということ、その間における県と郡との関係はありますけれども、今回のように県ぐるみ長い長い施政権の中から離れて返ってくる場合において、これは当然変わった措置を国が直接してあげなければ、県を返してやるというように、もう県そのものが返ってくるわけでありますから、これはやはり違わざるを得ないだろうと思ひます。

○占部秀男君 県そのものが返ってくるんだから違わざるを得ないと、こう言われるのですが、奄美の復興のときなんかは、大臣も御存じのように、従来鹿児島県が持つていた仕事は、これは鹿児島県知事にやらした。その上、あの復興特別措置法には、たしかうしろに別表をつけて、国の事業までこれはこまかく、道路、河川、何とか、こうこう、こういう場合は全部鹿児島県知事に法律のいかんにかかわらずやらせるということで、奄美が返ってきたときには、むしろ鹿児島県の仕事で鹿児島県がするようになつて、そして奄美の人たちの意見を聞いたという復興のしかたをしたわけですね。今度はこの奄美の場合とはまるっきり違つて、それは奄美と沖縄とは違ふわけですね。でも、違つて、逆の立場をとつておる。これが私にはわからないんです。で、私が、先ほど、言われたように金をやればよいじゃないかと簡単に言つたんですが、それは一つの例ですけども、本来ならば、奄美群島の復興のときに奄美の復興のために国がやつたようなあつた手厚い形の復興のやり方をなせなかったのか。おそらく沖縄百万の県民は、奄美や小笠原の場合とはあんなことをやつたが、小笠原はほとんど人がいなかったんで、それからこれはまあ別にしても、沖縄県だけこんな差別待遇をするのはひどいじゃないかということ、これは沖縄の人にとつてみれば言うのはあたりまえじゃないかと私は思うのだが、この点は大臣いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄の人たちもそう言つておられます。ということは、奄美の場合には鹿児島県という自治体が厳然として公益自治体として存在したわけでありまして、その鹿児島県が行なう郡の、郡内の奄美地区に対する手厚い措置というものをとれば、県がそれをやれたわ

けです。しかし今度は、沖繩県自体がそっくり返ってまいりますから、もちろん県知事、市町村長、本土におけると同様の権限は持つております。しかしながら、その申請というものがあつた場合においては、国のほうで、技術的にあるいは事業進捗の都合等から——今日までも、相当苦勞して私算もとりましたも、なかなかそれが消化できないで繰り越して、対大蔵的に頭が痛いんですけれども、そういう現状等もありまして、この道をあけておくというだけであつて、このあけたことが同時に、地方が行なう本来の固有の事務権限というものを押えるというものはどこにもありませんので、それは占部委員も法律上は見当たらないとおっしゃっているわけです。しかし、執行のときに、そのような国にやらせる、やらせないれば予算づけぬぞというふうな——まあそこまではおっしゃつてはおりませんが、そういうことをやるんじやないかという、それは自治権の侵害だぞとおっしゃるのであるならば、そういうことはあり得ないんでありますから、したがつて、私たちとしては、沖繩県のすみやかなる本土並みの社会資本の充実、基盤整備というものが国が全力を傾ける、申請があつたならば国のほうが直接やりましようというのを請けておるといふふうに、どうでしょうか、すなおに受け取つてもらえないでしょうか。

○占部秀男君 ども、山中大臣にすなおに受け取つてくれと言われて実は弱っているんですが、私のあだ名は仏の秀さんというんで非常に仏のよう人間なんです、どうもそれでも、すなおに受け取れない。というのは、なぜ私はすなおに受け取れないかという、一つは、固有事務に対する政府の扱い方が、その地域、特殊な一定の地域にだけ適用させるところの特別の立法だからというふうな、軽い気持ちで国もやつていんだというふうなことを思われるかもしれないけれども、これは地方制度の根本的な問題であつて、しかも、私が先ほど申しましたように、憲法九十二条の定めに従つて自治の本旨というものを法律で実現し

ているのがいわゆる地方事務の割り方であつたわけです。道路法で、国道は国がやれ、県道は県がやれ、市町村道は市町村がやれということ、単に道路法がこれを定めたというだけでなく、なぜ道路法がそういう定め方をしたかという、これはもう私が言うまでもなく、憲法の規定に従つて地方自治の本旨の上からこれをやつておるわけなんです。そういう重い事務のあり方というものをそのときそのときに便宜的にやられたのではという地方制度としては、たまらない、こういうふうな考え方が一つあるからですが、もう一つ、私は、これはまあ佐藤総理がいやがるかもしれないけれども、あるいは勘ぐると言いかもしれませんが、お話をしているのに、法律上はそうだ、理論上はそうだといながら、沖繩のいまの現状を見てというところで、あくまで国の直轄をやらせようと、こういうことには私はもう一つの目的があるんじやないかと、こういうことを考える。というのは、これは福田外務大臣にお伺いをしたいのであります、今度の沖繩返還協定は、前の小笠原の協定あるいは奄美の協定——この協定とは、筋立てていいますと相当同じような条件で似ておるわけですが、二つだけこれはもう違ふところがあると思ふんです。これは言うまでもなく、前文で日米共同声明を基礎にしてという確認の上に立つて今度の返還が行なわれていること、もう一つは、アメリカの軍事基地の返還に伴うあり方というのです、ともかく施設、区域のあのところが前の二つとは扱い方がちよつと違ふんじやないか、こういうふうな思ふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ沖繩は、これは太平洋のかなめ石ともいわれます。これはアメリカの極東における軍事配置、この上からいいますと、きわめて重要な基地になっておる。今度その基地をかかえた沖繩がわが国に施政権が返つてくる。こういうことになりましたが、このアメリカの極東の軍事体制というものが返還とともに一挙にこれが解消すると、こういうわけじやない。そこで、暫定的と申しますか、経過的にいろいろな問題が起こつてくる、そういうことがあろうかと思ふんです。もとより私どもは基地問題、これが非常に沖繩県民の関心の重大な対象になっておる、これはよく承知しております。それは、やっぱり極東の情勢というものを、緊張を緩和させなければならぬ。これが一番大きな問題だろうと、こういうふうな思ひます。そういうことを通じましてその問題にまあ一つ取り組みたいと、こういうふうに思つておりますが、いづれにいたしまして、軍事上の立場ですね、アメリカの極東における軍事上の立場というものが奄美大島やあるいは小笠原、こういうものと、これはほんとうに違ふものである。こういうことははっきり申し上げることができると思ひます。

○占部秀男君 いまの御答弁のように、アメリカの軍事上の立場がいわば太平洋のかなめ石という形で奄美や小笠原とは違ふ。そういうことを確認して、お互いに、何と申しますか、そういうことを誠実に守ろうと——守ろうというか、両方の政府でそれをお互いに確認して政府の行動の中にそれを入れようじやないか、こういうことであつた日米の共同声明ができておると思ふんです。それを基礎にして今度の返還が行なわれたわけですから、したがつて、軍事基地の問題、あるいは自衛隊の移駐といふことが、沖繩への移駐の問題、これはもう当然であります、そのほか日本が政府として得るアメリカ軍に対する援助といふことも、協力といふのはやはりしなければならぬ、こういう立場に立つておるわけでありましよう。そういうことだと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは協定でも明らかにされておりますように、わが国は米軍に對してその必要な施設、区域を提供をする、こういうことになっておるのであります。

○占部秀男君 そこで、日本政府の立場として、軍事基地の問題だけでなく、自衛隊の問題だけじやなく、やはりできることはしなくちゃならぬ、こういうことになるわけでありまう。たとえば海・空路あるいは道路、港湾、空港、こういうような交通施設、あるいはまた通信施設、こういうような重要な施設についても協力が必要になつてくるんじやないかと私は思ふんです。そのことがやはりいま言った公共事業の扱い方の面にもあらわれてくるんじやないかと私は思ふんです。たとえば、いま道路の話をしておるんですが、道路一つをつくるにしても、これは米軍や自衛隊の機動力に資するようにやはりお互いこうやつていくためには、国の幹線道路だけではどうにもならないんであつて、国の幹線道路に付ながら、市町村道、市町村道、こういうところにもやはり関連をしたら機動力なら機動力に資する、対応したそういうやり方をしていかなければならぬ。そのためには、これは勘ぐるわけじやないんですが、どうも屋良さんは、革新でそういう場合にやりにくいんじやないか。今度のこの法律が通ればこれは知事の選挙が御存じのようにあるわけですが、どうも屋良主席は落ちしやうもない。そこで、むしろいまのうちに屋良さんを仕事の上から締め出しおいたほうがいいんじやないかと、そのためにはやはり国が直轄でできるような道を開いておく必要があるんじやないか、こういうふうな考え方が私には政府の中にあるんじやないかと思ふんです。特に河川の場合などは、これは河川がどういふふうに使われるか、そのときによつて条件は軍事的な目的で違ひますけれども、沖繩の場合は、御存じのように、一級河川はないわけですね。二級河川です。そうすると、国が手をつけるところのものはないわけですよ。港湾に至つては、これはもう軍事的目的からいへば重要なものである。こういうふうなところから、この問題は私は基地を強化するための開発というふうな一面があるんじやないか。というのは、御案内のように、いま言ったように道路の問題だけでなく、河川も港湾もと、こういうような形でやられておるその中に、どうもそういうような勘ぐりといひますか、感じがしてならないのであります。そこで、こういう

点について総理大臣のはつきりしたひとつ見解を承りたい。もしそういう考え方がないならば、やる方法は幾らでもあるわけですから、ほかの地方開発法の場合、あるいは地域特別開発法の場合と同じようにやってくれるのが、私は政府として沖縄県民に対する親切なやり方ではないか、かように思うんですが、この点総理の御見解を承りたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは、まあ私の秀さんですが、しかし、地方行政については鬼の秀さんであるとは思っているのですよ、非常に詳しいですから。まあ冗談は別にいたしまして、いまいましいこと、なるほどそういうふうに見られると、見ようもあるんだと私は思っていて、親切のために差し伸べた手が、それがよこしまなる手であると思われているような気がしてならないわけです。

そこで、典型的なその例を一つあげますと、沖縄の干ばつ……(北海道のはどうだ)と呼ぶ者あり)北海道のやつと実は違ひなんです、これは。沖縄において干ばつ、その他はたいへんな問題です、日常の生活用水等の問題がございますから、したがって北部の水系の乏しいダムを開発をしなければなりません。いまおっしゃいましたように、一級河川はございませんで、そこで、やはり国のはうでやる場合には県のほうからの話が必要でございことになるわけですね。ところが、どうしても国のほうで、ダムももちろん、現在の福地ダムの完成、石川までの導水管、あるいはまたその後直ちに着手すべき安波川、普久川等の東部の同じく二級河川にかかる特定多目的ダム群、こういうものを全部国でやってくれという御要望を受けまして、しかしながら、つくろあげたあとには沖縄県で維持・管理はしてくださいますよと言っているのですけれども、その維持・管理も国でやってくれという要請が、実は率直なところ、あるぐらい、私たちはソフトに話し合っております。そうして、沖縄のためにやはり国の技術をもってして、全額国で、水の確保をしなければならぬだろうというふうなことを考えておりますので、ただいまの、そういう働きも出るぞとおっしゃると、私たちもいまさらながらそういう見方もあるだろうかとこのように思われたいはいたしますが、全くそういう気持ちはございませんで、そういうつもりで国内法をつくっておりますから、お許しいただきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまの山中君の考え方で十分占部君も御理解はいただいたと思えます。私は静かにやりとりを伺っております、どうも地方自治体と中央と対立させてものを考えているという感じがいたします。これは、まあこれから一つあるように思います。これは、まあこれから中央政府の政治が行なわれる、同時に自治体の政治も行なわれる。これが日本の場合におきましては、中央・地方が一体となって初めてりつぱな日本国ができるように私は考えておりますが、もしもこれが対立すると、そういう形であつては真の自治体もなかなかできてこないんじゃないか、かように思っています。私は、この点は中央集権を戒められると同時に、地方自治体も中央と一体となるという、そういう考え方をものとを判断していただく、そのこの点は解消するんじゃないだろうか……

それからもう一つ、外務大臣についてのお尋ね、これはまたたいへん誤解を生む危険なもののようにも考えます。もちろん、私は安全確保ということは、これはもう基本的な問題で、いかなる場合においてもこれは考えなかならぬことだと思ひます。しかし、沖縄の場合におきましては、これは激戦が展開され、さらに軍政、またアメリカの民政、そういう時代を通じて、この軍といふものに対する考え方はたいへんまあ拒否反応とも申しますか、自衛隊につきましても拒否反応がすでに出ておるようでございますが、そういうような関係のあるところ、そういうところに対して、何だか基地優先、基地第一主義に運営されると、こういうような誤解を受けるようなことがあつたら、これはたいへんだと、実はいまのやり

とりを聞きながら考えたのであります。私は、ここに矛盾は別にないのだ、これはやはり安全確保は絶対に必要だと、かように思っておりますが、何だか先ほどの質疑応答では、われわれのやっておることが基地優先、こういうような地域優先じゃなきゃならない、かように思ふものが逆になつておると、こういうような印象を与えてはたいへんだと思ひます。その二点だけ、私の所信、これは同時に中央政府の考え方でありますから、誤解のないようにお願いしておきます。

○占部秀男君 総理が私の質問を国と地方と対立させて考へておられるのじゃないかと、こういうようないまお話があつたのですが、そういうような誤解をもし生んだとしたならば、私はそうじゃないと総理に率直に言いたいと思ふのです。なぜ私がこうまで言うかという、実はいま総理は中央集権化を戒めておられるのだと言われました。ところがこの法律では、その中央集権化の典型的な一つのスタイルが沖縄の開発総合事務局ですか、そういう名前がつくられようとしておるからであります。これはもともと見方によつてはいろいろ見方はあります。ありますけれども、これはわれわれの見方ですから、その点については、あとで総理なり山中長官なりから御答弁をいただきたいと思ひますが、私がしつこくいまの事務事業の推進させるための、つまり沖縄開発庁、そしてその出先機関であるところの沖縄総合事務局、こういうような新しい権力を集中した機関ができようとしておるから、なおさら私はこういうことを言うわけでありませう。

そこで、これは山中大臣にお聞きしたほうがいいと思ふのでありますが、今度沖縄でできる沖縄開発庁の出先機関はどれも権力が少し膨大過ぎるんじゃないかという感じがするわけですね。第一に、開発庁設置法ですか、開発庁設置法の八条で地方支分部局として総合事務局を置くというのでありますから、この置かれた沖縄総合事務局は、沖縄県あるいは市町村に対する行政指導もできるし、許認可行政もできるだろうと思ふのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これはここにかかつていないわけですが、理屈としては当然パランスの問題で議論しておかなければならない問題でありますから、確かにそういう見方もあり得ると思ひますが、やはり地方支分部局、いわゆるブロック機関の持つておる許認可、行政サービス等の機能を現地にしておるべきで、いま沖縄では琉球政府という形で、政府の事務等についても、本来の事務を県という自治体の形で行なっているわけですね。そうすると、それがあつたときには、もと、あるときには福岡にというふうに行かないと、許認可事務なり、行政サービス等の面で最終的に処理ができないというふうなことが非常に心配されるわけでありませう。したがってその意味において、この出先についてもやはり打ち合わせも十分いたしておりましたし、先ほどちょっと述べましたけれども、道路、港湾等については、ぜひ出先の中の機構に入れてほしいというふうな御要望等も実はあつたわけです。またこれはそう議論しなくてもいいことですが、沖縄県の、沖縄の現在の琉球政府の職員を相当、数千名国家公務員に引き取らなければなりません。そのときに、やはりこれは無理からぬことと思ひますが、沖縄で世帯を持ち、沖縄に定着しておられる公務員の方々が国家公務員になつたからといって、本土に移つてもいいという方はほとんどいらっしゃらない。その点は琉球政府も非常な頭痛の種であります。そこで、この出先の機構には、それらのことも十分に勘案をいたしまして、現地にあられて、現在の居住所のまま国家公務員として国の行政事務を引き続き担当していかれる方々がこの事務局の中に入つてこられる、こういうふうなことはぜひとも認めてほしいという意見があるわけでありませう。まあこういうことを考えまして、しかし、出先機関に地方支分部局——通常の地方支分部局、通常のブロックの長の権限がおろした場合には、それが自治権侵害になるといふよう

なことは、これはもう敵にいましめなければならぬと考へております。

○占部秀男君 あとのことはまだ聞いてないんです。それでいよいよ琉球政府の職員の一部を国家公務員として引き継がなくてはならぬ。これはもうそのとおりであると思う。ただ、その引き継ぎ方が、こういうような機関をつくって引き継ぐことがいいか悪いか、これは引き継ぎ方とは私は別じやないかと思うんです。で、この法律によると、その次に九条の一項では、いわゆる中央の沖縄開発計画の作成、あるいは各省間の事務の調整ですか、そういうようないろいろな仕事を受けてやるということになっておるわけです。これは当然もう本来の仕事であると思うんですが、その二項で財務、地方農政、通商産業、海運、港湾建設、陸運、地方建設、さらに公正取引委員会事務局、ここまでこの出先機関を一括して置くようになっておるわけですよ。しかも一括して置いただけではなくて、この総合事務局のキャップといいますが、どういう形になるかわかりませんが、キャップはこれらの各省の出先機関の、いわば責任者を兼ねるようになるわけでしょう。そうなることで、この事務局というものは、これはもう開発の事務事業はもちろんですけれども、各省が持つておる一般行政の事務までこれは担当すると、こういうことになるわけですよ。しかもこの法律では道路、河川、港湾、空港その他の建設事業もこれはまあ一応は国の直轄事業の問題でしようが、実施できるようなっておる。その中へ、今度は、私が先ほど申しました県、市町村の固有事務の建設事業も組み込まれるようになっておる。これはもう非常に膨大な、まあ総理は中央集権化は厳にいましめると言われましたけれども、いましめるどころじやない。これはもう非常に膨大な、一カ所に集めますか、集中した機関です。一体こんな権力を集中した出先機関というのは前例としてあるんですか、ないんですか。その点をお聞きしたいんです。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん前例はございませんが、しかしながらこれらの、それぞれ第九條第二項の各号に掲げてありますもの、これは分解しますと、単独では通常の支分部局の地位を持つには、その事業量なり、該当範囲なりが単独で存在し得ない機関というものがここにまとめてあるわけでありまして。したがって、単独で存在し得る機関というものは、別に第十一管区海上保安本部とか、あるいはまた行政監察事務所その他がございまして。これはまた単独で、これに海上保安庁などというものは管区本部をつくってもいい広大な水域、海域を持つておるわけでありまして。これは当然のことでありまして、そうでないもの、これはここに一括してありますけれども、さらに、そのそれぞれの各省庁の長がその所管事項については指揮をするということになっておりますから、便宜上その事務局の長たる者が責任者でありますけれども、その指揮はそれぞれ道路なり、あるいはまた港湾なり、陸運なりというものの所管庁の本庁の長の指揮を受けるということでありまして、若干ややこしい形にはなりますが、そういう意味の出先の権限によって恣意に各省庁の権限を一方的に行使することはできないようにしてございまして。

○占部秀男君 一方的にできないようにしてあるといえますけれども、この総合事務局が持つておる背景というものは、普通の出先機関の背景と違つた背景を持つておるんじゃないか、そのことが総合事務局というものの権力を非常に強いものにするんじゃないかという感じを持つております。これはもう長官も御存じのように、開発庁は開発計画の作成や事業の推進をするだけでなく、開発関係の各省の予算を一括計上することができるところです。しかもその取つた予算は各省に配分することができるところです。この予算の一括計上と配分という過程の中で、開発庁の力というもの、これはもう長官御存じのように、非常に強いものになっている。その強いものを背景として、現地の沖縄では開発行政のほか、各省の一般行政を、いわば現地として、責任者として担当するものができてくる、こういうことになるわけでしょう。そういうような力を持ったものが沖縄県に對して、あるいは市町村に對してどういう形になるかというところは、これはもう私が言うまでもないところなんです。先ほど長官の言われた申請、話し合い、この意味はわかるんですが、こういう大きな力を持つて話し合いなり何なりがなされた場合に、金のない地方団体がどんなに弱いかというところは、これは私が言うまでもなく、いままでの例でわかるわけじゃありませんか。私は、いま沖縄のほうの人たちは、これはもう政府の沖縄代官所がござるんだというようにことを言っている人があるんです。案外、世の中のたとえ話なんというものは真理をうがつた一面があるような気がしてならないんですが、そういうような意味で、どうしてこんな膨大な機関を持つ必要があるのか。沖縄の琉球政府が出しておる建議書では、一口にいえば各省の出先機関は普通の都道府県と同じように置いてもらいたい、しかし、こういうような集中した形は、これはごめんこうむりたい、こういう建議書の中の意見が出ておるわけですが、これも一つには、やはり自分たちの自治行政といふものは相当圧迫されてくる、場合によっては空洞化する心配もあるところからこういう建議が出ておると思ひますけれども、これに對して中山大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 建議書の出るに至ったいきさつその他を私は解明いたしたくありません。しかしながら、私どもが一次、二次、三次の対策要綱を定めます際には、十分に意見を詰めてございまして。また、出先機関のあり方等についても、たとえば財務局もばらばらにしろといつても、沖縄に単独の、たとえば一番近いところは熊本財務局になると思ひますが、そこまで行かなければ片づかない問題を沖縄で片づかせるには、これはあまりにも小さい規模の役所にその権限を付与することはなかなかむずかしい面もあ

ります。これはほかのものも全部同じような理由であります。そこでまとめてやりますが、予算も公共事業中心に一括計上いたしますけれども、それはそのまますぐり各省庁に移しかえるわけでありまして、開発庁が恣意に組むのでなくて、各省庁の見積りは開発庁と相談の上要求して、そして予算の形で一括しますが、それは各省庁にそのまま移りますので、その執行等、それを指揮する権限というものは各省庁の長が持つ。ただし、その出先にはどうしてもブロック機関の長としての権限を与えなくては、現地限りの処理が不可能なものが多いだろうという意味で、これ全く良心的にサービス行政という意味で現地にそういう機構を置くこととしておるわけでございます。

○占部秀男君 長官の御答弁としてはそうなくてはならぬと思うんですが、どうもわれわれにはそういう点が、ひねくれていると言われればそれまですけれども、すなおに考えられたい。そこで、なぜこんな大きな出先機関を持たなきゃならぬかというねらいの問題ですが、確かに熊本まで行かなければ、あるいはどこまで行かなければなんという不便も出てくるであらうでしょう、地方で持つ場合の規模的な困難性もある程度あると思ひますが、しかし、だからといってこんな権力を集中した、しかも実施機能を持ったところの機関を沖縄につくるということだけで、あの軍事基地の島といわれる沖縄の県民はいろいろな形で、やはり勘ぐるのには当然ではないかと思ひます。先ほど、私は県や市町村の固有事務をつかむ、国が直接してやろうという中には、いわゆる軍事目的に協力をするという一面があるのじやないかということをおっしゃられたわけでありまして、けれども、やはりこういう膨大な機関をつくるということの中にはもう一面があるのじやないかというものを勘ぐらざるを得ない。御存じのように、沖縄の開発というものは基地問題を抜かしては語れないわけでありまして。そうした開発計画の中に防衛施設の整備の拡充の問題や、基地を維持する

ためのいろいろな問題、そういう問題がだんだんとからまってくる。からまってくるときに、やはり国が一元的にそうした事業を握っておる、強大な機関を置いてそうした事業を握っておる、しかも力でも県や市町村を押せる、こういうかまえてくるものが、やはり政府のほうとしては、私は大事になってくる。それで、こういうふうな膨大な前例のない機関をつくるんじゃないかというふうにも、私どもは率直にいま考えておるわけですが、これも、この点について、まあ総理がもしそうでなければそうでないように、私どもが安心できるようなひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは、まさに米民政府がなくなった、そして一夜明けたら日本民政府が君臨していたと、そういうことに絶対にこれはしちゃならぬわけですね。そういうことをしたら私たちは沖縄に償いどころか罪を重ねることになります。そういう意図も毛頭ありませんし、これはやはり建議書のためとえといろいろの問題とは、これはまた私も答弁はいたしません、そういうことの、私も建議書の趣旨は十分にきみ取って、いまのような御懸念のないように、そしてまた沖縄県の自治について、何らどこでも本来本土の府県、市町村長ならば持っているべき権限を押えている、制限している、取り上げているという点はないということ御理解を賜われれば幸いと思ひます。

○占部秀男君 山中大臣と私は本来は相性がいいと思つたんですが、どうもきょうの議論はかみ合わないのです。そこで、いま御理解を願いたいと言われるのですが、どうも願えない、御理解をいたしかねる問題があるんです。というのは、いま機関の問題を言ったんですが、今度は開発計画の内容の問題についてどうも理解ができない。というのは、この振興開発特別措置法の第三条には、振興開発計画の内容とすることで十三項目にわたる、この対象をここに掲げておるわけです。この中で私は沖縄開発に、先ほども申しましたよう

に、一番大事な点が抜けているんじゃないか。つまり、軍事基地を撤去したあと地をどういうふうに入っていないんであります。だから、私はどうも軍事基地の問題にはさわらないようにしているのじゃないかという考え方から、いままでのような議論が出てきたわけですが、なぜこれを取り上げなかったのか。こういう点をひとつ伺ひをしたと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 軍事基地の、安保条約に基づき提供する施設・区域、これについては、外交当局の折衝に当たったところでありますが、衆議院等における整理縮小の決議もございましたし、総理も整理縮小の方向に向かなければ、沖縄のいわゆる平和で豊かという意味の、両方ともやはり阻害する要因であるということをおっしゃっております。したがって、私どももそのつもりで進めなければならぬ、ここで計画をつくり出す具体的な事柄の中で衆議院においてさらに都市計画なんかにことについて一項入りましたから、これはさらに、そういうことも、たとえば那覇市の都市計画ではどが障害になるかという牧港地区にきまつているのですから、当然そういうことを受けて修正がされたわけでありまして、その趣旨はよくわかっております。しかし、計画を立てます場合に、琉球政府のほうから最近私も、どこそこの軍事基地はこういうグリーン地帯にするのだ、あるいは住宅地帯にするのだ、都市公園にするのだ、いろいろな琉球政府の計画もいただきまして、いま興味深く参考資料として拝見いたしておりますが、こういうことはやはり積極的に取り組んで進めていくべき事柄であると思ひます。しかし、ここで計画の中で提供されておる基地を、それを開発計画の中で取り込んでいくんだというのを計画で示すということになりますと、きわめて未知数なもの、それを既知数であるかのごとく計画を立てることがきわめて困難である、姿勢としてはおっしゃることのとおりに進まなければならぬが、計画を定める柱には無

理ではなからうかというつもりでやったわけでございます。

○占部秀男君 いまの長官の御答弁は関係法令の改廃の法案の提案の説明の中に、やはりこの米軍の軍隊の縮小、基地の撤去、こういう問題がちょっと出ていたように思うのですが、したがって、未知の問題であるからここに書かなかった。こういうお話ですが、そうならば基本的な考え方としては、この基地のあと土地利用の問題を問題にせずには、やはり沖縄開発というものはほんとうにでき上がらないのだ、こういう根本的な考え方は変わりはない、こういうふうに考えてよろしうございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは開発を担当し、設計する者としては画面点睛ではなくて、竜の頭を欠くという感じがいたします。しかし、沖縄のそれは悲しい現実であります。そしてそれとまた、ある程度いなければ、沖縄を七二年に復帰させるといふことについてのアメリカ側の同意が得られないという外交折衝の側面もあつたことは確実でありますので、私自身としてはこれを竜の頭をかき入れて、さらにまた将来は点睛をなすべく、沖縄のかつての平和な島であつて、そして実際に経済をかつて想像もできなかった豊かにするための努力といふことは、ことばの上では簡単であります。容易ならざる大仕事であるという性質を据えた覚悟を定めている次第でございます。

○占部秀男君 いまの山中長官の御答弁で、これ以上この問題を追及しようとは思わないのです。が、御案内のように、アメリカ上院の軍事委員会では、これは新聞の報道ですから、これはもうさといわれればそれまでなんです。沖縄返還協定の聴聞会のときにウェストモランド陸軍参謀総長は、沖縄の基地を無期限に将来とも保持する考えであると、こういう証言をしたというのですが、これはもちろん私も沖縄へ行つたときに、現地の人たちがいろいろと聞かれたのですけれども、そういうような事実があつて、沖縄の基地はこれらもう半永久的に撤去されないんじゃないか。そ

こで、今度のこの開発の法案には、その対象としてあと土地利用の問題が書かれてないんじゃないか、こういうような誤解といへば誤解かもしれませんが、この話が、これは相当県民の間では伝わっておるわけでありまして、これは決して政治をとる者としては無視できない事実であると思ひます。これは与野党の問題じゃないんです。これは、これはそういうふうな意味合いから言つて、私はこれはもう沖縄が復帰した後の、たとえば実施計画、あるいはいろいろな何かもう少し計画を具体化するようなときに、やはりいま琉球政府が掲げているように、山中長官も言われましたように、市街地では何とかなんとかというふうなこまかい点が出ておるんですが、こういうような点をもつと明確にして、沖縄県民のそうした疑惑にこたえるような道を開く必要があるんじゃないか。かように私は思ふのですが、この点はいかがでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) この分野は、私だけの答弁でできる分野から少しはずれている点もございまして。しかしながら、自治の点からいへば、かつてある高等弁務官は、沖縄の自治は神話だといつて、主席公選論等に対して暴言を吐いた弁務官もかつては存在した。そのときにはそういうことを平然と言つてのける要素もあつたと思ひます。しかし、やはりこれは私の分野と言えませんが、極東情勢、国際情勢その他の変化に従い、また私の見るところアメリカの財政事情その他から見て、アメリカが海外におけるドルの経済的な使用、あるいは節約、予算費の制約等から、逐次そういう面はあらわれつつありますから、したがって、われわれとしては、それによつて転業を余儀なくする人、廃業する人、あるいは不幸にして失職する人、そういう人等については、振興開発法なり、金融公庫法なり、特別措置法なりというもので、いろいろと考えております。しかし、基地そのものを私が永久的にこれは残るだろうというふうな観測等については、私の立場を越える判断の問題でございますので、総理もしくは外務

大臣からの御答弁にゆだねたいと思います。

○國務大臣(福田首相) アメリカ上院のウェストランド大將の証言の話がありました。確かに証言をしておるのです。しかし、沖縄の基地は、これは日本語に訳すとなかなかむずかしいのですが、インデフィニットリイに保有することになる。こういうふうになっているのです。長くなるが短くなるか、期限をここで言えないという、こういう意味かと思ひます。それはそれといたしまして、私もこの沖縄における基地の密度、これにつきましては重大な関心を持つておるのである。これに対する沖縄県民の感傷、よく承知しておるつもりです。また、これが沖縄の開発計画を進めていく上に非常に障害になる、これもよく承知しておるつもりです。しかし、返還協定でとにかくA表に属するものは、これはアメリカの軍に提供する、こういう約束をしたわけですから。しかしながら、それにいたしまして、返還後における基地の密度というものを考えますときに、沖縄本島の密度、特にその中央部、ここに人口が密集しております。これが非常に高い、私はこれに特に関心を示しているわけです。それから、もう一つは米軍の機能、米軍の軍事的機能をこえるような施設の提供、そういうものがありやしないかというものにつきましても関心を示しております。また、いわゆるレクリエーションとか慰安施設といひますか、そういうようなもの、これにつきましても米軍がもっと考慮してくれる余地がないか、これにも関心を示しておるわけなんです。でありますから、返還協定はこれでとにかく約束したんだから、実行しなければならぬと思つておられますが、その返還協定の実現後におきまして、それらの点を踏んまえて、もういまから話し合ひをしておるわけです。しかし、長期的に展望しますときには、いま山中総務長官も触れましたが、二つの問題がある。

一つは極東の緊張緩和ということであり、わが国の外交の方針として、これは世界じゅうの緊張の緩和であります。特にわが国を取り巻くところのアジアの緊張の緩和、これには最大の努力をしていきたい、こういうふうにしておるわけです。その状況、これが緩和の方向が定着した、こういうことになりますると、沖縄の米軍の軍事的価値評価、そういうものが非常に変わってくる、これは決定的な影響を持つてあろう。

また、もう一つは、いまニクソン・ドクトリンというものがいわれておりますが、あの背景は何といつてもアメリカの財政事情です。この財政事情というものが、どういふ変化を示していきましか、またその財政事情の適用が、各個の政策面における適用というものがどういふふうになつてくるか、これも沖縄の基地の状態に影響してくるであらう。しかし、これはまだいまお話がありましたように、未必の問題でありますので、それをまだ年次の計画にいたしますとか、あるいは具体的な返還の取りきめをするとか、そういうような状態までまだとても進み得る状態ではない。そこで開発計画、そういうものにおきましては、それらを前提となし得ないという事情があることを特にひとつ御了解願ひたい、かように存じます。

○占部秀男君 私は、いままでのこれらの問題について、最後の御質問をしたんですが、いま外務大臣からのお話、山中長官からのお話、これは政府のやつておる仕事の中の過程の姿としてわからないわけじゃないんですが、先ほど申しましたように、現地の人たちは固有事務はとられる、さらに大きな中央機関の出先が出る、さらに計画の中には軍事基地のあと地の利用の問題が出ていない。こういうところでもやはり軍事基地がこれは半永久化するんじゃないかという心配と不安を持っております、それが今度の国内法の一つの不満になつておるようには私は思ふんです。

そこで、これは総理にお伺ひをしたいんですが、今度の開発法を時限立法にする何か考え方はございせんか。よく地方開発法には、十年なら十年という時限立法にしているのがあつたと思ふんですが、そうすると、一つにはいま言った永久に基地化をされるんじゃないかという不安に對し

て、ある程度こたえるような面も出てくると同時に、先ほど申しましたように県市町村の固有事務を国の直轄にできるという道を開いたことは、何といつても地方自治の制度の足をこわしたような形で、いわば二つの地方制度がでかかつているような感じを持つておる。したがって、これが時限立法になれば、ある程度十年間なら十年間というふうにならば、これはまたこれでそのときの特別の措置として考えられる問題も出てくる。ところがそれがないと、これは永久にある地域における固有の事務は中央へとられるんじゃないか、こういうようなことになつてくるんで、これは非常に政府として大事な問題だと思ふんですが、これはまあここではすぐにきめられないと思ふんですが、いずれにしても見解をお願いしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 沖縄振興開発特別措置法案のほうは、附則の第三條、「この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う」と、こういうことになっておるんですが、この十年は十年ということになっておるんですが、この十年はいま問題にしておられないんだらうと思ふんですが、これは、できれば沖縄が完全に体力を回復して本土以上になつても、もう少しめんどう見ようやというところに将来議論が出るだらうと思つて十年間なんです。そこでこの開発法のほうのこゝだと思ふんですが、これは時限という話は一応してみたんですが、やはり十年計画遂行はどうしてもやっぱり責任ある沖縄側から見ると、文句をつける相手は各省全部散らして見ると、これはなかなか文句つけにくいから、文句つける相手はどことだという相手もやっぱりなくちゃいかぬ。その意味で、まあ一応最低十年はこの開発のための計画等を遂行するために必要である。しかし、これを永久的なものと考えるか、これは沖縄県の自治が行政、税制ともに充実をして、そして離れていても過疎県にもならず、あるいはもう貧乏県でもないという時代がきて、一人歩きが技術的にもできるようになる、能力的にも

十分である、こういうときに必要かどうかは私もやはり議論しなければならぬ問題が残つておると思ひます。さしあたりはその程度の感傷といふことで申し上げておきたいと思ふんです。

○占部秀男君 私は、次に公用地の暫定使用の法律案について、あとで同僚の松井委員から、この問題を中心的に質疑をするようにお聞きしたいと思ひます。その前に、私は総理に一言お伺ひをしたんですが、一昨日でしたか、本会議で共産党の渡辺議員だと思ひましたが、この問題についての代表質問をいたしました。これは憲法十四条に規定しておる法のもとに国民は平等であるという、そのことに違反しているんじゃないかと、こういうような質問の内容であつたと思ふんですが、これに對して総理は、「この法案は、沖縄の地域における土地等に関する権利について特別の制約を行なうとするものであります。人種、信条、性別、社会的身分または門地により差別扱いをしようとするものではなく、憲法違反の御批判は当たらないと思ひます。」と、かように答弁をされておるわけです。これは、よくはあのときの総理のことばの言い回しの問題ですから、そう懸念があつて言つたわけではないと思ふんですが、何か総理の言われたこのことばを見ますと、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」と、差別をしてないんだから、あなただの言つたことは当たらないというふうには、憲法十四条の解釈を、よくには「狭く、この列挙してある文句を限定的に答弁をされたように思ふんですが、私は、これはいわば例示的に列挙したんであつて、もしこれが限定的なものだということになると、これはもう相当とあと問題になる点が出てくるんじゃないかと思ふんです。決してこれは、総理に取り消してくれとかなんとか公式的に、よくは変なかしも着て言ひませんが、これははっきりしておかないとたいへんなことになりましますから、その点について総理の見解を承つておきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、憲法十四条に違反してはいない、かように答えるつもりで答えたものでございますが、なお、法制局長官から補足説明をいたします。

○政府委員（高辻正巳君） 補足的に申し上げさせていただきます。

総理が本会議でおっしゃいましたのは、この十四条の規定は全くそのとおりに「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、一云々差別されない。」と、こゝう書いてありますので、その字句を述べられられたことは間違いないと思います。しかし、おっしゃいますように、はたしてこれが差別の事由として尽きているのかどうか、この点については確かに法文はそのとおりに申し上げたことは間違いないとして、理論的にはいろいろ議論があるやうでございます。しかし、いづれにいたしまして

も、国民個人の人間的条件に根ざす事由によりということであることは間違いない。だから、ときどき問題になりますのは、實際問題としては例の多選禁止の問題とか、ああいふような、やつぱりその人の選挙とか、あるいは年齢一定年制とか、そういう人間のやはり年齢とか、そういうものに着目したものであることは間違いない。憲法には、しかも限定的にとにかくもそう規定してゐりますが、法律論として、なおいろいろな議論が

ないかといへば、いま言ったような国民の個人的条件と、いづれにしてもそれに尽きるものであつて、そういう点からいつても、この法案がそういう見地からする制約ではないということだけは間違いない。總理が言われたことは法文のとおりとおっしゃつたことで、これがまた間違いだとは言えないと私も思つております。補足的に申し上げれば、いま申し上げたとおりであります。

○占部秀男君 この問題についての本質的な問題じゃないんですから、私もあんまり言いたくはないんですが、総理の言ったことにも間違いはないかと、これはぼくは決して総理を間違えただと責めて、何かあやまらせようとかないかという、そ

いうことじゃなくて、間違いないと……、と言つて、あれは例示的な列挙をしたようなものだという学説もあるんだと、こういうところを、ちょっと、どっちがどっちなんだかわからなくなるんだ、やはり政府のほうの解釈としては、今後ああした問題は限定的な形で狭く解釈するのではなくて、やはり例示的な形でより広く解釈してやることが憲法の本旨に合致するんじゃないかと私は思うんですが、その点だけひとつ高辻さん。

○政府委員(高辻正巳君) 仰せのとおりに、私ども立法にあたつては、解釈にあたりましたも、やっぱり憲法の趣旨というものはできるだけこれをやはり狭くないようにいま持っていこうという態度は変わりはございません。たとえば三十一条という規定が、よくこの手続面の規定として問題になりますが、あれも条文としては刑事手続に關してあるようなふうに見える規定であります。行政手続にもそれが適用があるかどうかとかいふようなことについては、やはりその法意は尊重し

ていこうとか、そういうことがございますが、どうも一生懸命弁護するわけではございませんけれども、法文の上にはさつき申し上げたとおりでありますので、それをお使いになったということでございます。しかし、御趣旨は、そういうふうな態度で臨むということはいせのとおりであります。

○占部秀男君　そこで、土地の、公用地の問題に移りますが、琉球政府のこの建議書の中には、この問題は非常に強く、こういうやり方をとってもらいたくないということと建議が行なわれておるんでありますが、おそらく、それは琉球における該当された地主の方々、それを取り巻く県民の方々の相当な問題になっているからであると私はおもうわけです。これはもう防衛庁長官もこれはお読みになったと思うのですが、この土地の今度の暫定使用法、これはもう公有地の強制収用ということであって、「沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を強行する姿勢は、県民にとつ

ては酷な措置であります。」——「酷な措置であります。再考を促すものであります。」と。これはもう向こうの沖繩——琉球政府としてはおそろく血を吐くような思いでこの建議書を私は書いたのじゃないかと、かように思うわけなんです。そこで、暫定使用でなくて強制使用だと、こういうふうに言われるほど県民が問題にしておるこんな評判の悪い法律をなぜつくらなければならなかったのか。こういう点を、ひとつ、ざつぱらんに御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(山崎眞達君) 御指摘の点は、私どももいろいろ検討をいたしたわけでありますが、これは、アメリカから施政権がある日日本に移ると、その間に空白を置くことができないわけであります。で、でき得くれば、こういう法律を御審議をお願いいたしておりますが、運用面においては、私どもは地主と個々に契約を結んでいくことを中心に考えております。

ところが、御承知のとおり、この地主は三万数千という非常な多数に及びますので、持ち主の不明のものの中にはありません。あるいは持ち主が海外移住をしてしまったというような土地も、当然これは考えられるわけがあります。その他、どうしても話し合いがつかないというようなことになりまして、一日も空白を置くことができませんし、いまお願いしております目的等の特殊性から申しまして、遅滞なく取りきめをしなればならぬということで、まあこの法律を例外として制定しようというものであります。

したが、いまして、冒頭申し上げたように、運面ではよくよくひとつ、できるだけ懇切に、丁寧に、話し合いのつくものは極力話し合いをつける、こういう形でやってまいりたい、まあことなぶりに考えております。

○占部秀男君 空白を置くことができない。そこで、運用面で、まあやむを得ずというか、こういう形をとってきたのだと、そういうふうに言われましてしまうと、もう、率直に言えば、ことばもなかなかないわけですが、しかし、それで済むのかと

いう考え方が一方では出てくるわけです。今度の返還協定によりますと、これは外務大臣にお伺いをしたいのですが、米軍の沖繩における基地を置ける法的な根拠というものは、平和条約三条から安保条約の六条にいわば移ったのではないかと、こういうふうに私は考えるんですが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣（福田赳夫君） そのとおりでございます。

○占部秀男君　とすれば、防衛庁長官、当然、安保による地位協定に伴って、米軍の土地使用に關する特別措置法があるわけです。で、これが適用になれば、それこそ、沖繩は、基地の問題にしても本土並みということにこれはなるんだろうと、思うんですが、これでやってできないんですか、その点はいかがですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 御承知のとおり、国内の場合、土地の持ち主が非常に多く、不明であるとか、どうも所在がわからないとか、そういうことはないわけでありますが、先ほど御答弁しましたように、やはりそういう不明者、海外移住者、こういったことが予想されるものでございますから、やはりこれは特別立法をしなければならぬと考え至ったわけでございます。

○占部秀男君 時間の制約がありますから、私は、この問題も聞きたいことは二、三あります。が、これ以上深くは進みませんが、いずれにしても、同じ安保条約六条による基地を提供をしながら、沖縄の県民は、本土の人たちとは——特に県民の中の地主の人たちがそうですが、差別的な扱いを受ける。これは何といつても、私は、この政府のやり方が間違ひじゃないか。同じ法のもとにおいて平等であると、きのうは共產党の渡辺委員が言ったわけでありますけれども、あの点がやはりひっかかってくるのじゃないか。私は、こういうやり方をするのは憲法十四条の違反じゃないか、と、どうしても考えざるを得ないんです。その点について、高辻さんでけっこうですか、ひとつ、わかりやすく説明をしてもらいたい。

たいと思います。

○國務大臣(江崎眞澄君) 先ほど施設庁長官が、地主との話し合いがたいへん骨が折れる、困難といふことばを使いましたかどうか知りませんが、と申したのは、要するに、海外移住者であるとか、不明者であるとか、そういう人が非常に多数あるのでということを買ったのであって、はっきりわかつておる地主の大部分の方とは、これは話し合いで十分決着がつくものというふうに私どもは思っておるわけでありませう。それから、自治体の協力といふことは、これは当然仰がなければなら

りませんので、事を運んでまいります運用面においては、少しも変わりはないものというふうに理解いたしております。

○占部秀男君 持ち時間がもう少なくなりましたから、最後の問題に入りたいと思うのですが、いまここで審議しておりますこれらの国内法案の憲法上の取り扱いの問題、具体的に言えば、憲法九十五条ですか、この扱い方の問題について二、三質問をしておきたいと思うのであります。

そこで、私がいちうまでもなく、この憲法九十五条では、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を

得なければ、國會は、これを制定することができない。」、かようにまあ規定しておるわけでありま
す。この公用地の暫定使用に関する法律案、ある
いは沖繩の振興開発についての法律案、これはい
ずれも一の地方団体のみに適用される法律である
とわれわれは考えておるんですが、政府のほう
は、これはあれですか、県民投票の必要がない
と、かように全部考えておられるんですかどう
か、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員（高辻正巳君） 各般の法律案にわたつて九十五条の關係を御質疑になつてゐるものとして私からお答えを申し上げますが、憲法九十五
九条一項でございますが、法律案は国会の両議院が可決したとき法律となる、これが原則でありま

すが、いま御指摘のように、「二の地方公共団體のみに適用される特別法」については、国会の兩議院の可決だけでは成立しないので、その地域の住民の過半数の同意がなければ制定できないということになっております。

そこで、これは一般原則に対する例外でございすので、その点についての考慮も踏まえながら率直に申し上げて、そういう考慮も入って申し上げることは事実でございすし、もう一つ、また、ある法律がはたして国会の兩院の議決だけで成立するものか、あるいは住民投票を要するものか、要するに地方特別法であるかどうかというのを、やはり立法過程で権威を持つておきめになるのは、やっぱり本来は内閣というより国会ではないかと思ひますので、その辺のこともございすけれども、私もこれがこれについてどう考えるかというのを申し上げさせていただきますならば、まず憲法九十五條の規定から直ちにわかりますように、その特別法というのは、その適用対象が地方公共団體そのものであるわけでありすすために、言いかえれば、その地域における一つの施策を実現するためというふうなものが必ずしも地方特別法にはならない、やはり地方公共団體そのものを適用対象とするものでないと、地方特別法にならないという意味で、いろんな法律案について一々御質問の議に應じて御答弁申し上げなきゃならぬと思ひますが、一括して、そういう考慮から、この地方特別法というのは困難ではないかというのが一点でございす。もう一つは、けちなことといえはけちなことでありすすが、施政権の返還前でございすし、この法律案は、そもそも特別措置法なんかをこらんなればわかりますように、施政権の返還と同時に施行されるべき法律案である。ということは、その前に制定されなければならぬ法律案である。とすると、施行前ににおいては、九十五條を含んだ憲法の規定はそこに施行されておりましたために、手続面からの制約もあるではないか、そういうような実体、手続両面

にわたる考慮を加えて、先ほど大前提で申し上げたことも多少そこに影響はいたしておりますけれども、私も私としては、これを地方特別法として取り扱うのは無理ではないかという気がしておるわけでありす。これはもう率直な見解でございす。（「へ理屈だよ、それは」と呼ぶ者あり）

○占部秀男君 いま川村委員から飛び出したんですが、私もそれを言おうと思つたところを言われちゃったんですが、あなたの言われる地方団體そのものではない、そのものをあそこはさしているんだと、あるいは返還前に、同時に前に成立しておかなきゃならぬ法律であるから、いわば憲法の適用の問題にも関連してくるんだからと、こういうお話でありましたが、私は、それでは土地の問題はいずれにしてもおくとしても、あとで松井委員からその点については追及があると思ひますが、私のいま取り扱つておつた沖縄振興開発法ね、これはやはりもうあなたのおっしゃつたそういう規定をぶつて、一の地方公共団體が扱うというのみに適用されるという法律になるんじゃないかと、かように私は考えるわけですが、その前に、あなたはいま国会でできるということをおっしゃつたね。国会でできることは、まあきめることはそれで差しつかえないことですが、しかし、いままでの十五本ばかり御案内のように県民投票しておるこの法律をずっと調べてみると、十五本のうちの十三本までは附則つきです。附則に、この法律は県民投票にかけなきゃならぬのだというのを書いてあるわけなんです。あの当時の政府は書いたわけですよ。そうでしょう、見てください。書いてあると思ひます。議員立法だけじゃないと思ひます。したがって、何も国会で云々ということだけを言う必要は私はないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。もし私の言うことが間違ひなら間違ひでもけっこうです。

○政府委員（高辻正巳君） 私が国会でできめると言つたのは、責任のがれとか、そういうことじゃなしに、非常に謙虚な気持ちで実は申し上げたつもりでございす。私も私がかつてにそう言つても、これはいかぬのではないかと気がいたしたこともありますが、そういうことでもあるけれども、私も私の意見を言わしていただければこうであるということをお願いしたつもりでございす。私が、確かに十数本の法律がございす。私も、そういう規定があつたもの、なかったもの、いずれも承知をしておりますが、私の記憶では、たしかこれは議員立法であつたと思ひます。それはともかくとして、おっしゃいますように、この地方特別法であるかどうかというところは、最後の手続において後議の議長がその手続をなさるわけでありすが、これは地方自治法に規定がございす。そういうことを明確にするために、その規定の中にそういう趣旨の規定を入れるのが私もたいへんけっこうであると思つて賛成をいたすものでありすが、しかし、内閣の意見はどうかというところでありますので、内閣としてはどうもこれを、たとえば地方特別法でないものを普通法でやるのもあれであります。普通法の制定手続を、地方特別法の制定手続でやることもこれも憲法違反になりますので、その辺、私も私の良心に従つて、こうであるかと、信ずるところに従つてこの案を提出したわけであり、また仰せのような規定のあるなしにかかわらず、実体で地方特別法であるかどうかは判断すべきものでございすから、あえてそれを規定をいたさなかつたわけでありす。

なした、非常に謙虚な気持ちで実は申し上げたつもりでございす。私も私がかつてにそう言つても、これはいかぬのではないかと気がいたしたこともありますが、そういうことでもあるけれども、私も私の意見を言わしていただければこうであるということをお願いしたつもりでございす。私が、確かに十数本の法律がございす。私も、そういう規定があつたもの、なかったもの、いずれも承知をしておりますが、私の記憶では、たしかこれは議員立法であつたと思ひます。それはともかくとして、おっしゃいますように、この地方特別法であるかどうかというところは、最後の手続において後議の議長がその手続をなさるわけでありすが、これは地方自治法に規定がございす。そういうことを明確にするために、その規定の中にそういう趣旨の規定を入れるのが私もたいへんけっこうであると思つて賛成をいたすものでありすが、しかし、内閣の意見はどうかというところでありますので、内閣としてはどうもこれを、たとえば地方特別法でないものを普通法でやるのもあれであります。普通法の制定手続を、地方特別法の制定手続でやることもこれも憲法違反になりますので、その辺、私も私の良心に従つて、こうであるかと、信ずるところに従つてこの案を提出したわけであり、また仰せのような規定のあるなしにかかわらず、実体で地方特別法であるかどうかは判断すべきものでございすから、あえてそれを規定をいたさなかつたわけでありす。

それからもう一つきつめて大事な点であります。先ほどの、振興開発についてはどうかというお話がございす。これはまあ施行を返還と同時にしなくてもいいじゃないかという気があるいはおありになるのかもしれない。そうだとすると、手続面はなるほど返還後でありますからよきやうであります。やはり実体面におきまして、確かに振興開発法というのは沖縄という地域を区域として、まあそこに着目しまして、その地域の振興開発を国と公共団體とが手を取り合つて

実施しようとするものであつて、やはりわれわれの目から見ると、これは地方公共団體そのものに対する規定だというふうには思えないわけでありす。むしろこういう協力関係というものは、地方自治法で定めた、憲法のもので定めた地方公共団體の組織運営に関する現行規定に基づいてこれをやるわけがございすので、それが基本的に、それに何といひますか、特例を加えたというふうには考えないものですから、いま御指摘の法律案については、むしろ実体面でもうこれは慎重にお考えいただかなければいかぬんじゃないかという気がいたします。

○占部秀男君 時間がありませんから私は結論的にまあ質問しますが、土地の問題は、公用地の問題はひとつ置いておいて、いま言つた沖縄の開発法の問題については私は言つておるわけですが、そこで、あなたの答弁では、手続上の問題はまあまあいろいろのことがあるからこれはいいだろ、これは一応合格である、ただ「一の地方公共団體」そのものであるかどうかということについては、実体面からいってどうもそう思はない、というふうにおっしゃる、その実体面は何かといへば、国と地方と両方がどうやるからだということが中心になつておると思ひますが、これはばくはへ理屈じゃないかと思ひます。こんなことはちょっと法制局長官としてもばくはへ理屈じゃないかというふうに考えるんです。それはこの法律の中で、確かに国のいろいろな面も入つていすけれども、先ほど私が一番ここで山中長官とやり合つた地方自治団體の固有事務の問題などは、これは地方自治団體そのものの問題であつて、しかも沖縄県という一つの地方自治団體そのものの問題でしよう。これは自治法二條できめておる、地方自治団體の組織と運営、この運営からまる問題でしよう。機能の問題でしよう、機能の問題をその当該地方公共団體から切り離すことはできないでしよう。これは法律論からいつても、そうでしょう。これが沖縄以外の一般的な問題なら別ですよ。沖縄県以外のところではそういうことはな

いんです。沖縄県だけが固有事務がある場合には国が直轄しようということなんだ。しかも、この地方特別法の問題について県民投票をさせよう、こういうようなことを考えた理由は、私が言うまでもないと思うんですが、国会で最後の可決があった場合に、その地方公共団体の住民の投票によってきめるというところは、何だかその「一の地方公共団体のみに適用される」法律が通れば、当該自治体に不利になる、あるいは当該自治体の機能を制約するようになる、そういうことを国会の法律だけできめてしまったのでは、それがはねかえるところの県民、市民、住民の賛成か、賛成じゃないかという投票をさせようというのがこの法律の趣旨でしょう。それならば、今度のこの振興法というものが「一の地方公共団体のみの法律でないと云えるという理由がどこにありませんか。この点明確にしてもらいたい。」(総理答弁だと呼ぶ者あり)

○国務大臣(山中貞則君) まあ、総理でも法制局長官でもどちらでもよろしいんですが、これは沖縄県という地方自治体について、ほかの自治体、ほかの県と違った性格の県にしてしまうものでなく、そしてまた、そういういまはあなたはおそれがあるとおっしゃるんですが、私たちは地方自治を侵害するおそれというものは全くない法律だと思っておりますから、そういうものによって、沖縄県の地方自治体としての機能が、県も市町村も阻害されることはないと考えますので、憲法九十五条の住民投票の必要を要しないものであるという判断に立っております。

○占部秀男君 それが大したことなんだ。政府がおそれがないという考え方で、「一の地方公共団体のみに適用される」法律をつくっていいというならば、こんな県民投票をさせるといふ法律はできないんです。憲法の規定は、そのおそれがあるかどうかというところは、その法律によって影響を受ける県民によって批判をさせようというものがこの法律の趣旨じゃありませんか。それは山中さ

んがこれをきめることじゃなくて、政府がこれ考えることじゃなくて、そういう点については当該の県民の意思にまかせようというのが憲法九十五条の立法の精神でしょう。だから、あなたの言っていることは答弁にはなりませんよ。

○政府委員(高辻正臣君) ともかくも、九十五条で一番大事なことは、特定の地方公共団体に特別の法的拘束を加えるというものであることは、法律問題でございまして、そうなるわけでございしますが、この点についてはいままでも中身について関係各大臣から御説明がありましたように、一方的に法的拘束を加えるのではなくて、やはり地方の、といいますか、たとえば港湾でいえば、港湾管理者の申請に基づいて協議が整ったときにやるといふぐあいに、一方的に法律そのものが法的拘束を加えているのではなくて、その点がまあ一つ。それからもう一つは、やはりこれは、いま山中大臣が言われましたが、県という地方自治体、あるいは県の市町村でもよろしゅうございしますが、そういう性格を変えるものではないと——先ほど私は、組織運営に関する現行制度を前提としてやっておるんだと、その点は変わりがないんだということ、山中大臣は性格を変えるものではないという表現をなさいましたが、そういうものでありまして、この法律そのものが法的拘束を直に加えるという種類のものではないということが、やはり先ほども入れたつもりではございしますが、いまの御質疑に対して強調したいのは、その点であるのと、もう一つは、これはほかの前例をあげるようで恐縮でございしますが、北海道開発のために港湾工事に關する法律というのがよく似た規定でございしますが、これは実は地方特別法として住民投票にかけようなことをしていないという事実もございします。それはいま申し上げたような考慮に出たものと思いますが、それと同じ考慮のもとに——私もは質疑者と論争するつもりはさらさらございせんが、私どもの気持ちを率直に申し上げると、そういうことでございします。

○占部秀男君 もう三分しか私の持ち時間はないんで、この質問は、私は、きわめて重要な問題で、三分や五分じゃ解決のできない問題で、きょうは留保をしておきたいと思うので

ただ、いまの高辻さんの答弁では私は承服はできない。というのは、あなたはいま、一つには、山中さんが言われたように、地方公共団体そのものの性格を変えるものじゃないんだ、こう言われましたね。憲法の九十五条は「一の地方公共団体のみに適用される特別法」と書いてあって、性格を変える特別法とは書いてないじゃないですか。その前の九十二条、九十三条はそれぞれ、「地方公共団体の組織及び運営」、地方公共団体の議事機関・議会の設置、地方公共団体の議員あるいは吏員は住民が直接これを選挙するというふうに、あるいはまた九十四条は財産の管理というふうにきちっとしている。この九十五条は「一の地方公共団体のみに適用される」ということだけ書いてあって、性格を変えるとは書いてない。私たちが言うわければ、この「一の地方公共団体」ということは、地方公共団体そのものというのではなくて、地方公共団体の区域内にあるところの住民の権利義務の問題もここに入っていると思ふところ。ところが、あなた方は、それをもう非常に、何というか、圧縮して解釈をされておるように私は思うので、いまの点は留保をひとつとしておきたいと思ひます。

さらにまた、法が一方的に特別な法的拘束を加えているのではないと、こうあなたは言われたわけですね、この法律は、一方的に加えるか加えないか、これは見方によって違ふのですよ。ただ特別な法的拘束を加えているのです、これは。それで、沖縄県だけ加えていないので、これは。ほかの県には加えていないので、これは。一方的に加えたか加えないかは、投票してみなければわからないですか。県民が一方的にこれを加えたんでないといえ、これは投票しても

この法律には賛成するという、ところが、一方的に加えてけしからぬといえ、県民がこれに対して反対投票をする。そのためにこの規定ができていんじゃないですか。そういうようなことは、地方自治の本旨に従って、もつと進歩的に前向きに地方自治を伸ばそうという考え方で政府がやらなければ、今後日本の地方自治はなくなりますよ。私は、そういう根本的な問題があるんで、三時間もしつこくあなた方に聞いておるわけですが、もう時間がこれで切れますから、これらの問題については保留をしておきたいと思ひますが、最後にいままでの憲法上の取り扱いの議論について総理の率直な見解をお聞きして私の質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたしますが、私もどうも憲法論はたいへん弱いんです。どうも違つておるところは、双方に言い分があるなと、かような感じがいたします。私法律を制定したその当初から、こういう問題についてこれは違憲ではない、私どもはかような態度をとっておりますので、そのことだけを申し上げておきます。

○委員長(長谷川仁君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、内田善利君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

午後三時三十一分休憩

午後三時四十五分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから本委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。柴立芳文君。

○柴立芳文君 まだ閣僚の中には御承知ない方があるかと思いますが、私はさきの選挙で鹿児島県の地方区から出てまいりました柴立芳文でござい

ます。

最初に私が質問する立場について申し上げておきたいと思いますが、私は鹿児島県の出身でありますので、歴史的、地理的に沖縄県とは非常に近い関係、また関係のある立場をとっておりまして、隣県であります。また、御承知のとおり、十六年前に奄美大島が同じようなケースで祖国に復帰いたしました。鹿児島県の一部になって、特別な法律によって復興計画を実施中であります。これらの関係から、私自身も非常に関心を持っておったのであります。また、そのために、沖縄本島をはじめ、各離島にも足を伸ばしまして視察をいたしたところでありまして、沖縄県と鹿児島との政治的、行政的、経済的な深い関係のもとに、沖縄の祖国復帰がいかなる形でなされるかに、かねがね強い期待と深い関心を持って今日に至ったのであります。したがって、そういう観点から、総理はじめ関係の閣僚に質問を申し上げますが、非常に時間を制限されましたので、簡便にひとつ要領よくお答えくださいますようにお願いを申し上げます。

佐藤総理の執念とも言える使命感を持ってこの歴史的返還がなされようとしているのであります。私は、総理が非常に使命感に徹せられて真摯な態度でこの国会に臨まれているというのを感じて、感謝を受けている一人であります。

戦争で失った領土を平和裏に話し合いで回復するという、これまでの歴史にない好ましい解決に対し、深い感動すら覚えるとともに、かつて、昭和四十年でしたか、沖縄を訪問された総理が、沖縄が祖国に返らなければ日本の戦後は終わらないという名言を言われたのであります。みずからかの手で解決されようとしている御熱意に対し、感謝をいたしているのであります。

今回の返還協定の骨子は、核抜き本土並みというところでございます。したがって、協定の問題や、あるいは当委員会に付託されました皆さんの重要な議案がありますけれども、私は、今後の沖縄の復興対策につきまして、所信表明の中から

も、その感想を述べた上でただしていきたいと思います。

総理が、沖縄につきましては、ことばに尽くしがたい辛酸をなめてこられたのだ、したがって沖縄県民に対しては全国民とともにほんとうに御苦労をかけたというふうに言われたのであります。この苦労に報いるためにも一日も早い円滑な復帰を実施していきたい、そしてその中に明るく豊かで平和な沖縄県を建設する、こういうふうにするのが課せられた使命である、こう言われておるのであります。私はこの所信表明を聞きながら、太平洋戦争の終結前に、県下の飛行場から、前途有望な若者たちが生きて帰らないことを承知しながら私の県から沖縄に向かって飛び立っていったことや、戦艦「大和」が沖縄に向かってわが奄美大島の沖合いで撃沈を受けた、その爆音を私はぶぶさにこの耳で聞いていたことを思い出していたのであります。その後、沖縄では米軍の上陸が行なわれ、軍人、県民合わせて二十余万人の犠牲者を出し、いまでも健児の塔やひめゆりの塔にしのべれますように、戦争がいかに人類にとって悲惨なものであるか、またそのあと始末がいかに長く苦勞してかかるものであるかということ、今回の返還協定によって思わすにはいられないのであります。このことは歴史に長く残るであろう。そして二十数年たちまして、いまこれらの悲惨な歴史が、国民の願望として、歴代の内閣でいろいろなことがあったわけでありまして、けれども、今回佐藤総理の手によって二国間協定という形で解決されようとしていることに對しまして感慨深いものがあります。またこの沖縄を今後どうするかという問題について、山中担当大臣が、その所信表明の中で、国民の責任で、また政府は沖縄県民に對し償いの心で今後の復興に当たられたと言っておられるのであります。これは当然であろうと私は思うのであります。

そこで、質問の第一点は、総理の言われる明るくということはどういう意味なのか。豊かということはどういう意味なのか。そして、平和な日本を——平和な沖縄を——ということを三つあげられて沖縄県を建設したいと言われる根本的理念の具体的な意味の御説明をお願いを申し上げます。

第二点は、国民の中には、今回の返還協定及び関連法等に對して反対の意見が、すでに衆議院の中でも院の内外にあるわけでありまして。特に沖縄の地元の方々に反対の意見があるというものは、これは不安があるというところを示しているものであらうと思うのであります。このような不安を今後どのような具体的な施策で説明されようとするものであるかということについて、総理の御見解を伺いたしたのであります。

なお、ここで山中担当大臣に對して一点だけお伺いをいたします。総理が所信表明の中で、早く沖縄の県民の社会的、経済的地位を本土並みにしたいと言われていることに對し、今回の沖縄振興開発特別措置法案がその達成のための福祉法案であるうと私は考えるのであります。この法律がいかなる形で、またいつごろどの程度に進むものであるか、その達成の具体的めど、つまり、この十年間で沖縄の経済構造がどのように変化し、その所得をどの程度達成するめどを持つておられるのかどうか、この点について御説明をお願いいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 榮立君の私に對するお尋ねは、明るく豊かな平和な沖縄県づくりというようにたいへん抽象的なお尋ねでございます。私は、沖縄県の同胞が、戦中戦後を通じて、米軍のあるいは軍政、あるいは民生、さようなものと異国の支配下にあった、たいへんな苦勞を積み重ねられた、そういう意味から何かグルーミーな感情を持たれるんじゃないかとかように思つて、これをやはり非常に私は心配しております。しかし、私が毎年会いますいわゆる豆記者の諸君、これは主として中学校の生徒が新聞記者としての本土への旅行でございますが、それらの諸君に会つてみて、だんだん最初のその暗い感じはなくなりまして、そうして明るさを取り戻している。本土とわ

れわれも変わりはないんだという胸を張ったその気持ち、これが私は何よりも必要なことだと思うのであります。この民族の誇りを取り返すことがやはり明るくなるゆえんだと思っております。私は、異民族の支配が長く続いただけに、そこらにも本土のわれわれとは違った感情がやっぱり流れていたと、かように思いますが、それらのことがだんだん解消されておること、これを非常にうれしく思います。また同時に、豊かな沖縄、これはもういろんな数字で説明されるように、本土との間に非常に格差がある。これは米軍の支配下において特殊な施設等も行なわれたが、依然としてその豊かな自治、そういう県ではございません。私は、その点を、ぜひとも今後復帰の後におきましては、同胞百万、同時にわれわれ一億国民一体となつて、そうして本土との格差を解消する、これがまあいわゆる豊かな県づくりと、こういうことにつながると思っています。これにはいろいろの条件がございますから、まずその基盤を、産業基盤もつくらなければならぬ。一番困つておられるのは水の不足だろつと思つて。水がない。エネルギーがない。あるいは港湾の施設も十分なものがない。こういうような近代産業としての基礎条件を欠いておる。そこらのものを整備することが、これが私どものつとめではないだらうかと、かように思つております。

そうして、第三番目の平和な島、これはもちろん本土がいまあるその状況は、平和憲法のもとで、いわゆる自衛隊はありますが、これこそ平和な国づくりをしておるわけでありまして。沖縄におきましてただいまのような米軍基地が存続する、そういう事態だと、平和な島といつてもいかにも縁遠いような感じを持たれる。ここにやはり、さような感じを持たれないような将来への期待、希望をぜひとも持つていただきたいと思つて。私は、過般の衆議院において、軍基地を整理しろと、縮小しろと、あるいはまた核のないものを、核抜き、これに力をいたしたいと。すでに毒ガスは撤去されました。しかし核は、外務大臣の

話ではございませんが、どうもあるのではないかと、かように言われるし、しかし返還後においては核抜きであること、これはニクソン大統領も私に約束したところであります。

それから、後のことを考えると、核の持ち込み、これは絶対に許さない。事前協議におきましても、さような点についてはわれわれはノーと、はっきり答える、こういうようなことで、すよ、基地の縮小が直ちに実現しなくとも、少なくともたまたまの諸点がなくなる。そうして、それが県民の理解を得れば、いわゆる平和な県づくりと、こういうことにも意気込みがわいてくるんじゃないかと、かように私は思うので、それらの点を沖縄県づくりの目標にして三つをあげたわけでありまして。多くは申しません。以上のような点でおわかりをいただきたいと思ひます。

ところで、この返還協定について反対がある、かようなお話であります。私は各党の諸君といろいろ話をしてみると、基本的に祖国復帰に反対される方はないようでありまして。その点は、私も安心をいたしました。

ただ、返還の協定その他のものがどうも不備であり、不満であり、なお不安が残ると、そういうところと非常にきびしい批判が加わっている。それが、ともするとどうも復帰そのものに反対ではないかとすら実は聞けるような大きな声が私どもの耳に届いておるのであります。私は、この点は、政府といたしましても、今日いろいろ整備しておる協定をはじめその他の諸法案にしても、もつと国民の皆さんに理解していただくように、もつとわれわれのねらいを十分理解してもらって、同時にその協力を得るよう努力しなければならぬと思ひます。これには、何と申しまして、われわれが、祖国復帰、それを実現して、そうして期待されるような明るく豊かな平和な島、沖縄県づくり、これをつくることの見通しを立てることが、何よりも説明であり、そこらに期待が持てるのではないだろうかと思ひます。そういう意味で、われわれの足りない点は野党の諸君か

らも鞭撻を受けて、そうして真に望ましい沖縄県づくりに邁進したいと、かように思う次第でございます。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄が返りました年には、地方財政については直ちに本土以上の手当てをできるように、いま配慮しております。その他の総理もちょっと触れられました社会資本の整備、これが非常に立ちおくれておりますから、道路、港湾、あるいは漁港、住宅、上水道、そういうような施設については五年間で本土並みに持っていく。さらに、社会福祉、教育の施設整備、環境、そういうものが著しくおくれておりますから、これらもすべて五年間の間に本土並みにしたいという一応の目算を持っております。

なお、県民所得、現在の沖縄の国民所得の本土対比については、六〇%以内の状態にとどまっておりますから、これは奄美大島が復興したとき四五%、鹿児島県本土に対比してきわめて低い状態でありましたけれども、その意味において沖縄は、県民所得においてはそうきわめて悪いという状態の復帰ではありませんが、しかし、その経済の前提が、いろいろと環境の違う、基地依存経済その他の、三次産業の収益が七〇%以上に達する、このような環境がありますから、したがって、これらのものを逐次平和経済に切りかえていく、十年後にどのような状態になるか、これは直ちに県民所得の国民所得の平均に対比する数字をいまでも述べることはきわめて困難でありますけれども、この所得においても格差のある点を埋めていく、このための各般の広範な施策を講じてまいりたいと思ひます。

○柴立芳文君 いま佐藤総理の三つの柱についての御答弁をいただいたのであります。私は、明るくということと全く精神面であらう、そしてその精神面も異民族の支配から脱却するということにおいて相当明るくなると信じておるのであります。しかし、いま三番目の平和というふうなことのからみでなかなかむずかしい点があるわけでありまして、そういう点については、やはり何と

しても理解をしていただくというふうな形で総理の今後の推進を進めていただきたいと、かように考えます。私は、豊かであるというの、もちろん経済の振興でありましょう。平和ということ、日本の平和とともに沖縄も一体的であるということが基本ではなからうかと考えます。したがって、この点の解明についての今後の具体的な施策をお願いしたいと、こう思っております。沖縄県民の心というふうなものを十分把握して、この三点にしばって納得のゆくように、たとえば基地の問題がありますが、基地を縮小する計画を具体的に、早急にできるだけ立てていくというふうなことは、そういう基本的な姿勢にならなければならないか。さらにまた、今後の経済開発についても、現在の計画にたたくにこだわることなく、改廃するものがあればそれを改廃していくという態度、これは沖縄県民とよく相談をされていけば、私は納得がいくものだ、こういうふうな考えののであります。したがって、やはり深い愛情というふうなことが沖縄県民の皆さんの心をゆり動かす問題であらう、こういうふうな考えますので、いまの総理の答弁を非常に高く評価いたします。したがって、その点については実行をさらに推進していただきたい、かように考えます。

今回の私どものこの委員会に付託されましたいろいろな重要案件がたくさんあるわけでありまして、けれども、与えられた時間が非常に少のうございまして、また、特に大臣に一言一答するつもりでございましたけれども、それも不可能でございますから、質問を一緒にいたしますので、ひとつお答え願いたい、かように考えます。

沖縄の人々の強く望んでいる点は、さつきも申し上げましたように、いわゆる基地依存型の経済から脱却していくと、公害のない、平和な経済開発を望んでいると、こういうふうに考えます。基地収入が県民所得の約三〇%になっておりますから、いま山中大臣から、いろいろ今後の問題について非常にむずかしい段階も承知をいたします。

ただ、今日、本土と同じように、それ以上に沖縄の全本土と離島との間の人口の移動が行なわれている。この点につきましては、早急なる対策が必要ではないか。また、沖縄全体におきましても、いろいろな手を打たれているのでありますけれども、特に予算の集中化、公共事業の大規模化を実施して、そしてそれらの人口の移動に対して防止をするような形をとっていくことが必要ではないか、こういうふうには私は考えるのであります。

今回の沖縄の経済の問題は、沖縄振興開発特別措置法案がその骨子でございますけれども、これにつきましては私も一通りいろいろ検討してみまして、また、山中長官がたびたび沖縄においでになりまして、また離島をほとんどお回りになって、住民の意思を聞いてこられたと聞いておりますが、そういうふうなこともあって、いわゆる今回の振興開発措置法案はきまこまかに私はできていると思っております。したがって、このきまこまかにできているものをいかにして沖縄県民が消化をしてもらえるかどうか、いわゆる消化不良にならないように配慮が必要ではないかと、こういうふうには考えます。

特に、初めて沖縄に新たに自由貿易地域が設定されることになりました。このことは、非常に私は特質であると思ひます。したがって、沖縄が今後、これらの法案、あるいはその他の法案によりまして、徐々に、またある面におきましては急速に、その構造を変化させていくというふうなことも可能でありましょう。土地利用の面、あるいは水利利用の面、特に私は、この振興開発による事業をするために、基地が障害になる点については、総理はじめ、万難を排して政府の力で排除されるように最大の努力を払っていただきたい、ということ、ここで申し上げておきたいと思ひます。

したがって、そういうことによりまして、非常にむずかしい仕事ではあるけれども、日本国民あるいは日本政府の責任において、本土との社会的、経済的格差を縮小するんだということを

行していただくことが明るくなっていく要素ではなからうか、こういうふうな考えておるのであります。海洋博、あるいは公共事業、そういうふうなもの、海洋博もあることになっておりますが、そういう面についても非常に大きな事業として行なうていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして。

沖縄の経済は本土の成長率を上回っているという報告がなされておりますが、これは、いわゆる基地収入というふうなものと、日米両政府の財政援助、これが私は大きなものであったらうと、かように考えます。したがって、こういうふうなものとの関連において今後の復興計画を立てていただくように、特にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、私は特に運輸大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。いろいろ私も見えておまして、沖縄の今後の問題については、運輸行政が一番おそれているのではないかと、この感じを受けたのであります。と申しますのは、沖縄が日本に返つてくると、私は、日本のいまの運輸行政というのは、新幹線、あるいは高速道路、相当整備されてきていると見ておるのであります。さらに、北海道におけるトンネルでつながるという問題、そして九州もそうでありまして、四国も四国間の間は計画がなされておる。いかなることがあつても、当分の間は、沖縄はそういう陸のつながりがないと思つておるのであります。そうしますと、飛行機があるいは船かということになるわけでありまして、その沖縄の復興計画に運輸事業は積み残されているんじゃないかという感じがいたしているものであります。なぜならば、沖縄は海の中にある島であります。そしてその島は、その島内だけ、県内だけの復興計画は完備に近いものによつて計画されておる。しかし、孤島な離れ島でありますから、これからどういう形で運輸交通の問題を解決するかという原点に返りますと、海の新幹線というものを考える時期であろうと私は考えます。そのことがどういう形でなされているかということについては、

私は不満を持っておりますのであります。したがつて、この運輸行政の充実が非常に必要である。国営でやるのかあるいは民営でやるかというふうな原点に立つて審議をされたことがあるかどうかという点。それから、航空問題に入つていきますけれども、現在は国際線であることも承認をいたしております。しかし、外国の航空会社が四社あります。これは基地のためにできた私は国際線だろつと見るのであります。しかし、だんだんと基地が縮小されていくというふうなことに、今後、日本航空や全日本航空も営業いたしてありますが、このような国際線から国内線にかつていくということにおいて、航空事業をどういうふうにお考えになつておられるのかという点が二点目でありまして。

それから、航空運賃の問題であります。現在大体片道三万円だと聞いております。したがつて、こういうふうなものは復興の形において国際線と国内線になった場合に何もメリットがないのかどうかという点は検討されなかつたかという点であります。これは航空事業だけに限らない、船にも関係があるんでありますけれども、通称カボタージュといわれている、外国の会社の国内営業を禁止するということ、復帰と同時に私は起こると思つておるんですが、このカボタージュの問題が適用されますという、むしろ交通問題はダウンするんじゃないか。要するに、現在のものよりもダウンする、メリットがなくなる、かえつてマイナスになるという現象を考えているのであります。こういう点についてどういうふうにお考えになつておられるかということでありまして。

海運の問題について申し上げます。要するに、旅客は現在、琉球海運、関西汽船、大島運輸が、過当競争を防ぐために運賃同盟カルテルにより営業いたしております。去年十二月の一日に一五％アップされました。これは会社同士の話によつてアップされているのであります。日本に返つてまいりますと、海上運送法によりまして認可制にな

らうかと思つておりますが、認可制になれば政府の規制がなされるのでありますから、もう少しそういう面においても海運の問題を考えていく必要はないかということでありまして。現在、阪神一那覇間が二等で六千五百三十円、鹿児島一那覇間が四千七百円という運賃であります。私は、復興と同時に国内運送法に該当するのでありますから、それらのメリットを運輸行政の中で生かしてもらいたい。そのことは置き忘れておるんじゃないかという議論になるわけでありまして。なお、貨物輸送につきましても、現在は外国航路でありますから、たぐさんの船があるわけでありまして。これが認可制になると、現在とどういふふうにお考えになつておられるのか。特に、小笠原とは全然違ひますけれども、小笠原は復興資材その他については多少のめんどろを東京都や自治省で見つておられるように聞いておりますが、これは比較になりませんけれども、沖縄の復興に対する運輸行政は非常に大きなウェイトを持っているという点を運輸大臣はどういうふうにお考えになつて対策をお立てになるつもりであるかということについてお伺いをいたしたのであります。

以上、運輸大臣にお願いをいたします。

○国務大臣(丹羽 秀雄) ただいま柴立委員から御質問のとおり、沖縄は、御承知のとおり、無人島を除きまして四十数島の島嶼からなつておる。これを、本土から本島も遠く離れておる。まして、この交通の確保のために、あるいは海運、または航空路というふうな基幹交通路を確保することが、沖縄の、先ほど総理が申し述べましたように、本土との格差を是正し、沖縄住民の福祉を増進する上に絶対に必要だと私も考えておる。次第でございまして、沖縄の本土復帰ができましたらば、そういう方面におきまして、海運の方面でも、また航空の方面でも、十分の配慮をいたすというつもりで、着々いまそれらの検討をしていく次第でございまして。

第一問の御質問にございました、国営でやるか民営でやるかという根本でございまして、原則とし

て全部民営でやりまして、そしてあらゆる民営につきまして補助であるとか、あるいはまた融資であるとか、その他の点は、本土以上の方策をとりまして、そして沖縄の県民を総理の御指示どおりあたたく迎え入れたい、こういうふうな思つて、せつかく準備をされている次第でございまして。

第一点の航空運賃の問題でございまして。航空運賃の問題は、御承知のとおり、いま国際線になつておる次第でございまして。でございまして、これが国内線になつてまいりますと運賃は低下をする次第でございまして、しかし、これはまた税金の問題がございまして、それらも勘案いたしまして、できるだけ低く、運賃がいまよりも安くなるように指導してまいり、こういうつもりでせつかくやつておる次第でございまして。

それから、カボタージュの問題でございまして。御承知のとおり、いま沖縄を起点といたしまして、あるいは本土と結ぶ、要するに、アメリカの航空会社が四つございまして。それからまた、中華航空が一社ございまして。これは当然、本土に復帰してまいりますと、カボタージュ禁止になるわけでございますので、沖縄は、便数に減つてくると、約四分の三くらいはちよつと便数が減つてくるのではないかと、こういうふうな思つておる。次第でございまして、それらは沖縄の国内線の補強によりまして、需要を勘案いたしまして、不便をかけないように指導をしてみたい、こういうふうな思つておる次第でございまして。

また、海運の問題は、御承知のとおり、六カ月後には向こうの申請によりまして海上運送法の適用を受ける次第でございまして、その方面で十分指導することができる次第でございまして、沖縄の住民の生活の安定のために、それらの点につきましても、運賃の方面でも十分指導してまいりたい、こういうふうな思つておる次第でございまして。

その他諸施策につきまして、海運または航空路、空港の整備あるいはまた港湾の整備、これは

本土以上に大体におきましてその整備につきましましては全額国で大体補助をいたしてまいりまして、そして沖縄の施設の整備を十分進めていく、こういう方向で進んでいる次第でございます。

○柴立芳文君 いま運輸大臣から御答弁をいただいたわけですが、ほかにも質問をしたいわけでありまして、非常に時間もせかれておりますので要望だけ申しておきますが、一つ、沖縄の復興あるいはまた沖縄県民の喜ばれること、これは本土と沖縄との交通の利便、そして運賃の低減、そして小さい島と本島との間の交通、これはどうして海があるわけでありまして、運輸大臣がいま全面的に言われましたけれども、もう少し考え方を進めていってほしい点もあるのです。ほかの産業に対する振興開発計画に合うような思想の形でやっていただきたい。特に私は、沖縄は船と飛行機しかない、特に船は非常に重要なものだろうと思っておりますが、その点については県民のメリットがある形でお考え願いたい、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) いま御質問になりましたとおりの方で、考えて私も進んでいるつもりでございます。復帰になりましたら、本土と、それから本島との間の航空路につきましても、あるいはカーフェリーを、地元で御要望がございましたら、それに対する特別の融資その他も考えている次第でございます。

また、航空の問題で離島の点につきましても、離島の七つの空港がございまして、それらの整備につきましても、これは全額国庫補助でやっていくというように考えております。また、滑走路が短小でございまして普通一般の飛行機が使えないところはSTOL機を使う。それに對して経営が困難な場合におきましては、補助までも考えてやっていくということで、それらの点におきまして、全面的にひとつ沖縄の復興に力を尽くしていきたい、こういうふうな考えている次第でございますので、御了解願いたいと思っております。

○柴立芳文君 次に、電力の問題についてお尋ねをいたしますが、ひとつ、通産省並びに総理府のほうで答えになればけっこうだと私は思うのでありますが、特に電力の問題は、非常に基地依存による問題になっておられるのであります。いわゆるいままで軍需の関係が四四％、こういうふうになっておまして、非常に安く電灯はなっております。しかし、工業用の電力につきましましては非常に高いのであります。したがって、いまこの振興開発の計画による工業立県、こういうふうなことにしまして、電力は基幹の問題でありますから、この料金の問題については、いま非常に老朽しているのと聞いております発電施設、そういうふうなものが、今後この軍需の面から内需に切りかわっていく場合におきましては、工業用の電力の発電というふうなことが計画されるものと考えておりますが、そういう面の電力の今後の発電と消費の移り変わりについて、御計画になっておれば簡単に御教願いたいと思うのであります。

ここで申し上げますが、私は沖縄の電力は非常に早いテンポで進んでおるものと考えておりますけれども、今後が問題であらう、かように考えます。特に、ここで申し上げるのはどうかと思うのでありますけれども、お許し願ひまして、自治大臣にお願いをいたします。いま、電灯の場合におきまして、沖縄五配電総合が九円八十三銭キロワット時、九州電力が十二円七十四銭キロワット時、本土九電力の総合が十一円八十五銭のキロワット時になっております。ところが、さきに十八年前に復帰しました奄美大島は、二十五円八十銭というものが現時点の電灯料金になっております。十八年前に同じようなケースで返ってきたものと電力がこのように違つては、何もできないのであります。このことは、私は怠慢とは申し上げませんけれども、こういうように、沖縄がずっと前から安くできておるのです。これは軍需の関係で、よくわかつておりますけれども、返つてくれば、要するに同じでありますから、その場合に九円八十三銭と二十五円八十銭とでは、子供と親の関係でありましよう。あまりにひどい仕打ちである、私はかように考えているのであります。これは、私のほうから申し上げるのはどうかと思ひますけれども、自治大臣の責任においてこの問題は解決を願ひたい、要望を申し上げます。

電灯の問題についての計画について、通産省のほうに御願いをいたします。

○政府委員(三宅幸夫君) 電力の需給の点の御質問にお答え申し上げます。

現在、沖縄の電力の能力は約四十二万キロでございます。この夏のピークの予備力が一四％くらいでございます。このまま推移いたしますと、四十八年には問題がでますので、現在、電力公社のほうで、四十八年の夏を控へまして、八万五千キロの新設第三号機を導入する計画を進めております。さらに、四十九年に対応いたしますと、一応いまのところは十二万五千キロの新設火力を入れたい、かように考えております。

それから、電力の施設が非常に老朽しているというの御指摘のとおり感じがいたしますが、来年度復旧いたしましたら、沖縄の新しい特殊法人並びに五配電会社に対しまして、発送配電について金融的に特別の措置を講じたいと、かように考えております。

○国務大臣(渡海元三郎君) 沖縄の電力問題と比較されて、十八年前に返つてまいりました奄美大島の電力事情の御要望がございました。御指摘のとおり、奄美大島、非常に高い電力料金になっております。これには、狭域経営であるという問題と、もう一つは、電力施設の質の問題があらうと思ひます。現在、奄美大島では、喜界町が公営電力、その他は全部大島電力になっておりますが、来年初めには大島電力に喜界町も合併することになっております。質の面は、振興計画でできるだけよくしていきたいと思つておりますが、狭域経営の面は九州電力と合併するのが一番の策だと思ひ、鹿児島県等もおいいその話を進めていただいておりますが、幸いにいたしまして、来年度の下半期において、これが実現する運びに至つた

と聞いておりますので、私たちも、円滑にこのようになことが実現し、しかも九州電力の料金が奄美大島へ施行されますよう、今後ともに努力をしたいと思います、このように考えております。

○柴立芳文君 いま非常に御親切な御説明をいただいたのであります。自治大臣、もしできなかったら、沖縄のほうに入れてもらつてけっこうなんでありまして、ひとつお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、一つだけ農林大臣にお伺いをいたします。いま、沖縄の砂糖の買入れの問題についていろいろ問題があると聞いておりますが、沖縄の砂糖は、ほんとうに日本の国の米であります。一番大きい特別なウエイトを占めております。したがって、このことは、奄美の実績からいまして、いまの糖価安定法の適用を受けてやられますと、非常にむずかしい状態ではないかと私は見ておるのであります。奄美の島の実績は、六社で十五億ぐらいの赤字になっております。加工場も、そうして生産の皆さん方も、努力が足りない点もあると思ひますけれども、魅力がない。したがって、私は、糖価安定法の一部改正または全面改正をお願いしなければ、この問題は解決しないと考えておるのであります。国内産糖合理化目標価格というものがございまして、その運用面につきましても非常に窮屈であります。この点につきまして、農林大臣はそういう実情は承知の上だと思ひますので、御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄においてキビ並びにパインを欠いた農業の振興計画は書けません。したがって、沖縄では、現在、産糖買入れに對しては、特別に沖縄産糖買入れに關する臨時特例措置法によつて手当てはされておりますものの、この復帰を機会に、北のほうは種子島から南は波照間島に至る非常に長い緯度にわたつての気候の差もあり、あるいはまた土質の差もあり、工場規模の差もあり、また、現在の糖価安定法では対象にされていない含みつ糖しかつくない島もあり、——含みつ糖については復帰後も沖縄県が

行なうことを前提として国が予算措置を講ずることにしておりましても、少なくとも分つ糖については、現在の一本価格による買入れというもののについては多分に問題があります。今日でもすでに問題の存しておるところでありますから、沖縄が返ります機会に、今年度の価格においては現在の一本価格でしか決定できませんが、来年度の価格の決定にあたっては、それらの条件の非常に顕著に達する工場規模あるいはまた緯度等についていかなることを考えておりますが、そういうものを勘案して、適正なる規模の買上げ価格が設定できるように、すなわち、複数以上の適正なる価格設定ができるような配慮を事務局に検討を命じております。

○松井誠君 三、三お伺いしたいわけなんですけれども、理事さんのほうからもう早くやめろ、こういうことでございます。したがって、私も新参でありますので、心臓が弱うございまして、この辺でやめたいと思っております。さきから申し上げましたように、佐藤総理に最後にお願いをいたすことは、沖縄の県民の心をつかんでくださいということなんでしょう。これは経済の面もあります。しかし、あたたかい気持ちというものは天に通ずると私は思っております。総理が言われましたとおり、反対の皆さん方も祖国に復帰することに反対でないとも見えておる。しかし、不満な点があるでしょう。その点を総理は総力をあげて説明をしていくという態度を貫いてほしいというのを最後に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○森勝治君 議事進行。

ただいまの質問者の冒頭発言中に、選挙区、氏名、経歴等を述べられた模様であります。かかることは過去になかったと、私は記憶いたしております。すなわち、先例にないことだと考えられますから、すみやかに理事会を開きまして処置をしていただきたい。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめてください。〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こしてください。

○委員長(長谷川仁君) 次に、松井誠君の質疑を行います。松井誠君。

○松井誠君 私は与えられた時間を、一つは公用地等の継続使用の法律案、もう一つは請求権の補償、この二つの問題にしばってお伺いをいたしたいと思っております。私がこの二つの問題を選びましたのは、別に私のかつての恣意からではございません。先ほど同僚の占部議員が主として沖縄開発、それに関係する自治権の問題、このことを中心に質問をされました。この三つのテーマというのは、並べてみればおわかりだと思っておりますけれども、実は、これがいわゆる今度の返還問題の大きな柱だと思っております。

いま質問された委員が沖縄県民の心ということをおっしゃった。問題は、しかし、何が沖縄県民の心なのかという、そのことが実は問題であります。何か、この沖縄県民の心、復帰を願う沖縄県民の心というものを、異民族の支配から脱したいという、いつてみれば、民族主義的な感情だけに、いわば矮小化をして、返りさえすればいいじゃないか、そういうように、えてして考えられておることについて、実は沖縄県の人たちが一番不満を持っておるわけがあります。この自然発生的に起きてきた復帰の運動というのがだんだんいわば定着をしまりました。沖縄の心というのは一体何なのか、復帰にかける沖縄の心というのは一体何なのか、こういうことがだんだんいわば定着を始めてまいりました。一つは反戦、平和。この反戦、平和にまつ正面からいわば挑戦をするのが、この公用地の継続使用の法律案なのであります。もう一つは、人権の回復ということでもあります。私が請求権の補償という問題を取り上げるのは、何もそれほど片手の経済主義の問題として取り上げるのではない。経済的な物取り主義というところで取り上げるのじゃ決してない。これはあとで詳しく申し上げますけれども、琉球政府が繰り返して言っておることは、請求権の問題というものは、いわば沖縄返還の基本的な性格にかかわる問題なんです。われわれは人権の回復を願ってきた。この失われた人権の回復を、請求権を主張するといふ、そのことで回復をしたい、こういうことを繰り返して言っていることはもう御承知のとおりです。そして、もう一つは自治権の問題であります。開発における沖縄県民の自主性を尊重するといふ問題であります。

こういう意味で、私は二つの問題を、以下取り上げていきたいと思っております。

最初に、公用地の継続使用の問題についてお伺いをいたしますが、最初に総理に実はお尋ねをいたしたい。

総理は、今度の国会の冒頭の施政方針の演説の中で、軍用地等の継続使用は沖縄返還の前提だ、こういうふうに申されたのであります。私は、ずいぶん思い切ったことを言われたと思っております。これについては、外務大臣が衆議院でいろいろと御答弁をされておるようでありましても、言われた総理自身にはお尋ねをしたい。この前提というものは一体どういう意味なのか。何か論理的な意味が一体あるのか。端的に言えば、この公用地の法律案が通らなければ返還協定は批准をしない、そういう趣旨を含めて言われておるのかどうか。端的にひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

○国務大臣(福田赳夫君) 公用地の法案が沖縄返還の前提である、これは、そのとおり総理は所信表明において申したわけでありまします。まさにそのとおりだと考えます。つまり、この協定におきましてアメリカに対して基地を提供する、そういうことになったんです。その基地の提供が、これはどうしても話し合ひで地主との間に決着をつけたといふふうにしておりまします。もし決着がつかない場合にはどうするか。返還、基地提供ができないことになる、これは協定が実現できない、こういうことになるんです。したがって、この法律案は返還の前提である、こういうことを申し上げておるわけでありまします。

とを申し上げておるわけでありまします。

○森中守義君 議事進行。

質問者が指名をして閣僚の答弁を求めるというのに、困りますよ、そういうことでは。先ほどもそういうことが二、三回ありましたがね。総理、外務あるいは防衛というように指名をされた閣僚によって答弁を間違ひなくしてもらいたい。そういう原則を破ってらっしゃる困ります。

○国務大臣(佐藤栄作君) 委員長。

○森中守義君 あなた、まだ、総理大臣、早過ぎる。

○松井誠君 私も、いままでの印刷をされた衆議院の議事録というものを読みました。その中で同じような質問が何度か出ておる。そのたびに必ず外務大臣が立つておられる。一体どういうわけなんです。言われた御本人は総理なんです。どうして外務大臣がわざわざ答弁を買って出られるのか。私はそれで特に指定をしたわけでは、そこでお尋ねをしたのですが、いまの答弁で私は不満です。私が具体的に聞いたのは、これがつづれば返還協定は批准をしないという、そういう論理的なつながりを持っているのかどうかという事です。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私どもは、この一連の法案を出して、それがやはり返還協定の中身をなすものだ、かように考えております。この点では、お尋ねの松井君御自身も御承知のことだと思っております。置かれておる沖縄の現状等から見まして、最も必要な法律案、これらに関連する中身のある法律案を提案しているのですから、これはやはり返還の条件である、かように私どもが申すのもおわかりがいただけるのじゃないかと、かように思っております。

○松井誠君 そういう趣旨の答弁では外務大臣の答弁と同じなんです。しかし、外務大臣は、わざわざ国内閣連諸法案というように広げて、ぼやかしておる。しかし、総理が言われたのはそうではないのです。軍用地等の継続使用の問題は沖縄返還の前提だと、これは国内閣連諸法案全部をさ

しているのじゃないことはわかり切っておるでしょう。それが批准と一体どういう関係にあるのかというのを端的に聞いているのです。政治的に非常に密接なつながりがある、そういうことは、もちろん私はわかります。それを聞いているのじゃない。批准との関係を聞いている。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま沖繩に米軍基地のあることは、これは御承知のとおりであります。これを全部返還する際になくすると、こういうことはできないこととございます。それがやっぱり、ただいま申し上げるように、基地を残すとするれば、やはり基地提供の義務が日本政府にある。したがって、ただいまの公用地等の暫定使用法案、これは絶対に必要な法案だと、かように論理的にもおわかりがいくだろうと思っております。

○松井誠君 私は、批准ということばを何度もお使っているんですよ。どうしてそのことを端的にお答えいただけないのですか。これは、むだな時間の浪費ですから、外務大臣じゃなくて、総理にお尋ねをしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまお答えいたしましたように、これは批准の前提でございます。

○松井誠君 まあ、批准の前提という意味は、つづめれば、批准をしないという意味にならざるを得ない、そのように理解をいたします。そして、そのことはいかに重大な意味を持つておるかというのを、私はいずれまた申し上げたいと思うのであります。で、この公用地の法律というものは、名前は公用地という、一見平和的な名称を持つておりますけれども、その実体というのは決してそうではなくて、まさに血なまぐさい軍用地の強制使用の法律案なんです。で、これを、よく、希代の悪法だという評価が、もうわれわれの間じゃ常識になっておる。それは、先ほどからも憲法とのつながりがいろいろ出ましたけれども、自衛隊の関係で憲法九条の問題がある。沖繩の人たちを不当に差別をするという意味で憲法十四条の問題がある。あるいは個人の尊重という問題

頭から押しつぶしてしまっておるんじゃないかという意味で憲法十三条を引かれる方もおる。あるいは、先ほど占部さんが言われたような九十五条の問題もある。あるいは、不当に出訴を制限しておるのではないか、争う道を閉ざしておるのではないかという意味で、憲法三十二条の問題もある。しかし、一番私がこの憲法とのかわり合いで重要な問題だと思ふのは、一つは、やはり憲法三十一条の問題。一つは憲法二十九条三項の問題。このことは順次お尋ねをいたしますが、そのように、憲法の観点から見て、まさに傷だらけの法律案。そればかりではございません。この法律案というものは、いままで、いわば沖繩の人たちが最も苦しめられてきておったあの布令二十号という、土地の取り上げの布令、これは、およそその近代的な法制からいえば、実に乱暴きわる軍用地の取り上げの布令であります。そういう経過で取り上げられた土地を、その現状をいわば合法化する、それだけではないわけですね。一体この沖繩返還というのは、どういう経過で、どういうことが原動力になって日の目を見たのか、いろいろのことがございましょう。しかし、とにかく、日本が政府がこの返還というものをきつかけにして、いわば、それをてこにして自衛隊進出の口実をつくらう、そういう意味で、政府自身の、言ってみれば、積極的な意図があったことは私はおおくも日本における、本土における米軍の機能と著しく違ふ、明かに攻撃的な性格を持つておる。そして、それとまさに合体をして、日米の緊密な共同作戦を公然と今度は組んでいける、沖繩に自衛隊が出て、これをわれわれは、いわば第三次の軍事同盟、こういうことを言っている。これがまさに沖繩返還というものの本質なんです。そのことを実現しようとする、いわば典型的な象徴が、この公用地の法律案であるというように私は位置づけをしておる。このことについての総理の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 簡単に第三次の軍事同盟だと言われますが、第三次の軍事同盟とはどういうことを言っているのか、条文のない、条約のない第三次の軍事同盟などありません。さようなことはたいへんな誤解だと思っております。私は、その点で、まずお尋ねではございますが、さようなもので、ないことで、お答えするわけにまいりません。

○森中守義君 関連。

ちょっと、これは関連で少しお尋ねをします。が、けさの朝日新聞に、横須賀にアメリカの母港を設定したい、航空母艦の母港、こういう記事が出て、またまたこの委員会の審議の途中に一つの問題が提起された。これは、記事によりまして、七月国防長官が見えたときに、すでに防衛庁幹部にこのことの意向打診がしてある、こういうことの実事かびたり出ている。しかも、政府筋においては、母艦一隻だから、置くか置かないかは別として、まあ、そうしたいことはなからう、まあ、いわば、そういうような談話等も出ておるようであります。一体総理は、このことをお聞きになつておるのですか、おりませんか。しかも、この中では、アメリカはすでに機動部隊の再編成にかかっている、こう言っているのです。ヨーロッパにおいても、この種のものができると思っています。むしろ、アメリカの国内事情と、一つには日本海の戦略上の目的がある、こういうことが言われている。一体どういうことなんです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 松井君の質問にも関連いたしますが、日米間に日米安全保障条約があり、その自動延長にいま入っておる。そういうこととはありますけれども、それ以外の第三の軍事同盟、さようなものはございせん。また、ただいまお読みになりました記事、私はその中身も知りませんから、もちろん知りませんが、私は新聞記事について全部の責任はとれません、それは記事ですからね。

○森中守義君 いま総理のそういうことでは納得できない。いやしくも天下の朝日新聞、これを読まなかったというのではないじゃないですか。よろしいですか。しかも、政府筋においては、ひょっとすると総理の訪米にあたって正式に申し出があるかも知れない、こういうことが言われている。これが外務省あるいは防衛庁の段階にとどまっておるのか、総理がそこまで聞いておられるのか、その辺のことは聞いておられ、こういうことですが、あなた方はどうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 去る七月レアー国防長官が訪日いたしました。その際、当時の中曾根防衛庁長官に対しまして、航空母艦の家族を横須賀に置きたい、こういうような希望のあることをそれとなく話した、こういう事実があります。それはどういう意味か、私がこれを解釈しますと、いまアメリカは財政が非常に窮乏です。そこで、第七艦隊でありますとか、いろいろな海外派遣部隊があります。その乗り組み員、その方々を本国の家族のところへしばしば帰す、これはたいへん金がかかる。そこで、近傍、たとえば第七艦隊でいいますれば、日本あたりへその家族を置きたい、そうすると金が安く済む、こういうようなことであろうかと私は思っています。しかし、まだ正式なお話には接していませんし、はつきり申し上げませんが、総理には何ら御報告申し上げておりません。

○国務大臣(江崎真澄君) いま外務大臣から答えられたとおりでありまして、正式の窓口は外務省でございますから、正式なものであれば、まず外務省に話があるわけです。したがって、私も正式には聞いておりません。ただ、中曾根元防衛庁長官が、当時レアー国防長官訪日のときに個人的な立場でいろいろ話をしておられますので、そういうときに話をした話題として出ておるかどうか、これは私は確かめておりませんが、確かに答の限りではありませんが、あるいは出ておったかもしれない。しかし、正式には外務省を通じて要請がある、こういうことになりましますから、現段階では正式な要請はございません。

○森中守義君 関連ですから、あまり時間をいただけませんが、まあ、おおむねこの種のものにつ

いては、当然戦術的な核兵器が装備されている、これは一般的な常識だと思えます。そういうことになれば、当然、まずは事前協議の対象になるべきであらう。さらには非核三原則に抵触する。ですから、アメリカの国内事情がどうであろうと、当然非核三原則並びに事前協議の対象事項であるというのであれば、おそらく外務省、防衛庁、その段階だけでは決定しかねる問題ですね、少なくとも。私はそう思う。そうならば、総理、どう思いますか。今度アメリカにおいてになる際に表向きにこの話が合ったという場合、どういう処理をされますか。少なくともこの委員会の、日米関係が非常に重要な段階にきている。これを議論している最中のことですが、少なくともこういうことは断わってもらいたい、こう思うんですけれども、もしもサンクレメンテでこういう話が合った場合、お断わりになるのかどうなのか、そのことだけ聞かしていただいて、あと機会があれば、もう少しこの問題に触れさせてもらいたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) この非核三原則、これはもう、はっきりしておりますし、また、核の持ち込みについて事前協議があれば、あらゆる場合にノーという、これはもうはっきりいたしております。だから、したがって、その点では誤解はないと思っております。また、私がニクソン大統領と会った場合に、沖縄の日本復帰後において核のないことも、これは確認をする一つの問題でありますし、また、その後の持ち込みについても、私が当然確認しておく必要があることでございます。これは別に困った問題でもございません。これは当然のことですから、これはいまおっしゃるようになっています。ただ、私が先ほど申しましたように、新聞は私も読まないことがありますが、幾ら天下の朝日でも、これは私も読まないことがあつた。それを読まないとか、天下の朝日にこう出ておるのだ、こう言われても、それは私責任を持っていませんから、それだけはひとつ、これからやめていただきたいと思ひます。

○森中守義君 それは記事を中心にしての話で、そういうお答えも無理からぬと思ひますが、要は、断わるということがはっきりしたわけだから、それで私はいいます。

○松井誠君 先ほど総理は、第三次軍事同盟だというところについて、それは条文も何もない、条約も何もないといつて、むきになられたけれども、条約も、条約という名前のウエイトがあるかないかどうか、実は問題なのではないか。あなたがニクソンと結ばれたとき一緒に発表されたあの共同声明、そして久保・カーチス取りきめ、この二つを合わして見れば、まさにわれわれが第三次軍事同盟と呼ぶものが何であるか、おわかりだと思ひます。しかし、このことは、私がいまここでこれ以上申し上げるつもりはございません。法律案の具体的な内容について、主として、あるいはもつぱらかもしませんが、法律的な観点からお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に、この法律が書いております告示というものの性格であります。御承知のように、この法律が全部が施行されるのは施政権が返つてきてから。しかし、施政権が返つてくる前に、この告示をするという部分だけが先に施行される。この告示は何かといへば、施政権が返還されたときに引き続いて使用をしていこうとする土地の区域やその他について官報で掲載をして告示をするという、そのことを先に行政官報として告示をするからの私の議論は、非常に細い針の穴をくぐっていくような、たいへん微妙な問題でありますけれども、そういう意味では総理にはしばらく御用はございませぬ。ただ、しかし、私がこれを聞きますのは、憲法三十一條との関係で実はこれが最大の焦点だからです。そういう意味で、しばらくお聞きを、実は、いただきたいと思ひます。

私は、最初に、この告示の性質について、衆議院で中谷鉄也議員が質問主意書を出した、それに對して、総理の名前で答弁書が出てゐる、それを手がかりにお尋ねをしたいと思ひます。私も、その後の衆議院における審議の経過は承知をしてきてお

ります。したがって、そう、くだい御答弁は要りません。ただ、この告示の性格について、われわれが常識的に読めば、これが何か、施政権返還というものを条件にした処分、告示そのものが、というように読むよりはかたにない答弁がございまして、しかし、それがその後訂正をされたというのか、あるいはどういふ表現をされているのか、よくわからないような形で議論が進んでおります。何なのか、そのことを端的にひとつお答えをいたしたい。

○政府委員(高辻正巳君) もうすでに、衆議院の議論で申し上げたことでありますが、告示というもののだけを取り上げまして、抽象的に取り上げて法律的性質は何かといへば、これは表示行為であつて、その基礎たる法の関係では、いろいろ、一般処分とか行政立法法の性質を有するとか、準法的行政行為とか、いろいろ言われることは御存じのとおりであります。この場合に当てはめて言へば、準法的行政行為であつたといふことを申しました。ただし、この問題について、訴訟との関係、救済手続との関係がわれわれに頭にあつたものでありますから、それを行政官報の処分というふうにくつつけてお話をいたしましたので、多少まぎらわしいことがあつたと思ひます。しかし、いまのお尋ねは、告示というものを純粹に法律的性質はどういふとお尋ねであると思ひますので、前段のお答えにとどめておきたいと思ひます。

○松井誠君 この点、それほど深入りするつもりはございませんけれども、ただ一言申し上げれば、何か、この告示、告示一般ではございませぬ。この告示の一般的な性格は、準法律行為の行政行為、しかし、それを訴がでるかどうかと、いうような御答弁そのものが、実は私は珍妙だと思ひます。一つのもの、見方によつて、何か法律的な性格が変わるかのような答弁自身がおかしいんです。しかし、そのことはもう済んだことで

すから私は申し上げません。問題は、準法律行為の行政行為といふのは、具体的には、その法律行為といふのは、権力なら権力が意思表示をする、その意思表示に従つて法的な効果が生ずるといふのが、いわば法律行為的な行政行為。しかし、そうではなくて、権力がAといふことを、いわば表示をした。法律効果としてはBという形になつて出てくる。しかし、そのBという形になつて出てくるのは、Aという、いわば準法律行為をやつたからなんだ、そういう意味で、準法律行為といふのは準法律行為である限りにおいては法律効果がなければいけないわけですね。その法律効果が、いわば、告示をする人の表示とどういふつながりがあるかは別として、何かの法律効果がなければいけない。その法律効果といふのは、この告示の法律効果といふのは、一体何ですか。

○政府委員(高辻正巳君) これも実は衆議院で何べんも出たわけではあります。告示がなされませんが、法律の構成上、法律を離れては申せませんが、その後には沖縄の返還という事実が到来しましたときに、告示された範囲内の土地等について、告示された使用の方法により使用することができ、権限が國等に与えられるという、そういう法律効果が、法の規定に従つて発生するというものでございませぬ。

○松井誠君 施政権が返つてくれば、いま言ったような法律効果が生ずる、これは当然です。問題は、告示を出したときの、その現在の法律効果は一体何だと、施政権が返還をされる前の告示がなされることによつて生ずる法律効果といふのは一体何なのか、そのことをお尋ねしてゐるんです。

○政府委員(高辻正巳君) 一言にして言へば、告示は表示行為でございませぬから、ですから、通知行為の性質を有する告示である、あるいは表示行為であるといふてもいいかもしれませぬ。あるいは、お尋ねにそれで正当に答えたことになるかどうか知りませんが、告示自身の性格と言へば、知らせることである。簡単に言へば、そういうこと

です。

○松井誠君 法律効果。

○政府委員(高辻正巳君) 法律効果としては、これは、もう何べんも言っておりますように、準法律行為の行政行為であるので、法律効果としては、法の基盤たる法の規定と一体となって、ある時期に法律効果を生ずる……。

○松井誠君 それは先ほど伺いをしました。私が聞いておるのは、施政権が返還される前に告示そのものの法律効果があるのかということについて。将来返ってくれば、それは使用権を設定される、その土地の区域が確定される、そのいわば前提がこの告示なんだ、それはわかります。そうじゃなくて、この施政権が返ってくる前に一体法律効果があるのか。そのことを聞いています。

○政府委員(高辻正巳君) 告示の内容は御承知のとおりであります。それが、その確定といいますが、そういう効果があるといえは……。あるといえばあるというのはいささか言い方でありますが、要するに、意味のないものではない、その告示の自身が確定する、そして法の基盤と一緒になってそれが施行されるときにその確定したものに効果が生ずると、こういうことでございます。ただ、その御質問の点でございますが、告示として何か直ちに法律効果が生ずるかとかいへば、これはノーでございます。

○松井誠君 そうすると、法律効果が生ずるのは施政権が返還になってから。施政権返還までは法律効果というものはない。法律効果がなければ準法律行為の行政行為にならないのですか。単なる事実上の行為じゃないですか。つまり、単に予告をする、将来あなたの土地は取り上げられるかもしれない、そういう予告をする、そういう事実上の行為しか実は政府はできないんです。政府は、沖縄の施政権がアメリカにあるから、それを、何か、事実行為ではなくて、法律行為であるかのような粉飾をこらそうとするから、やっかい、ややこしい説明が出てくる。そう

じゃないでしょう。つまり、あくまでも法律効果が生ずるのは施政権返還後、現在の法律効果はゼロ、したがって、事実行為でしょう。

○政府委員(高辻正巳君) 何べんも申し上げておりますことですが、おっしゃることもよくわかります。よくわかりますが、返還のときに告示の法律効果が発生するという意味で、私どもはやっぱ、救済との関係がどうしても離れないもので、潜在的と言っているいかどうかはわかりませんが、とにかく、そういう効果をやがて持つものとしての効果を持っているということであることは間違いない。したがって、それが訴訟上の救済の対象になったりなんかするであろう、こういう考えを持っているわけです。

○松井誠君 現在法律効果がなくて、返還をされたときに法律効果が生ずるとすれば、これがもし処分であるとする、前の説明である停止条件付処分という、あの説明のほうがむしろよかったです。しかし、それを維持できなかった理由を私は知っております。しかし、それはここじゃありませんが、それを維持できなかった。そこで、何かし法律行為らしいものを求めなきゃならぬということ、準法律行為的ということを使つた。しかし、実際法律効果が出ていない。御存じのように、あの土地取用のときに、取用すべき土地の細目というものを公告をする。しかし、これは明らかに法律効果を伴うんです。つまり、公告をすることによって、その土地に対する変更が制限される。したがって、それは将来取用されるときに初めて効力が生ずるのではない。告示をされたときに、その土地はもう動かすなよ、形を変えなよ、そういう制限が伴う。まさにこれは法律効果です。それが、あなたに説明するのも変ですけれども、準法律行為的行政行為というものでしょう。しかし、これはそうではないじゃないですか。そのことを、はっきりさしてください。

○政府委員(高辻正巳君) 非常に学理上の、アカデミックな議論を、衆議院の段階で私は少なくとも予想しておりませんでした。そうして告示の法律的性格というの、実はその日に提起された問題でありましたが、そのときに、準法律行為的行政行為、それはもちろん、返還時の効果、これと結びつけて申したことは言うまでもございませう。そうして、訴訟上の対象としての行政行為の処分として理解されるべきであらうし、また、それで訴訟が提起されるであろうというふうに申し上げたつもりでございます。条件付処分——処分ということを言わなかったのは、まさに、言わなかったというよりも、最初申し上げましたのは、条件付処分になぞらえて説明をしたという時期が実はございませう。ございませうが、告示としての、何といひますか、行政法学上の議論としては、返還時の効果も踏まえて申し上げたわけでありませう。

○松井誠君 まあ、なぞらえてなどというのは、どだい法律用語ですよ。しかし、これはもう申し上げませう。

私は、総理に聞いていたきたいのは、実際、現在の、法律効果を生じていない、単なる事実行為にしかすぎないのに、法律効果を持たせようとして無理な説明をするのは一体何か。これは、そうなりますと、憲法三十一条からいって、おかしじやないですか。そういうことを言われることを避けようとして無理をしておられるのですよ。憲法三十一条というものは、三十一条そのものというよりも、むしろ、いわゆる適法手続というか、適正手続というか、そういう憲法の精神、そういうものに、単なる事実行為の通知でしかないということになる、違反をするんじゃないか、そういう非難を突かしておるからなんです。何が一体適正手続か。憲法の三十一条には、御承知のように、法律で定めなければ命を奪ったり自由を奪ったり刑罰を科したりすることはできませんよというところが書いてある。しかし、それだけではなくて、財産を奪うときにも、やはりかつてにはできませんよ、それはそれなりの事前の手続が要りますよというのが憲法三十一条の精神だという

のは、いまは憲法学者のむしろ多数説です。いままでは、財産権が公権力によって侵害される、そういうときに裁判をやる道があればいいじゃないかというふうに思われておった。しかし、それではだめなんです。事前にやはりチェックをするというチャンスを国民に与えるべきではないか、そういう意味で適正手続というものが必要なんだというように変わってきて、それがいまやわが国の憲法の解釈でも多数説になっておる。これは、事前にそういうチャンスを与えるというのは一体何かといへば、そういう財産権を侵害しないように、ときには少なくとも事前に通知をしないよ、そして弁解の機会を必ず与えなさい、そういうものがなくて財産権を侵害するのは憲法三十一条に違反をしますよ——これはもう最高裁の判例も出ておるわけです。いわゆる第三者没収という、関税法の規定やなにかによって、ある人が処罰をされる、たまたまその人が処罰されたその品物というものが第三者の品物だった、そのときに、裁判でこの第三者の品物を没収しますよという判決をする、没収された第三者は全く無耳に水で何にもわからない。したがって、この関税法の規定というものは憲法違反なんだという最高裁の判例が出た。それだけではない、もう総理もずっと衆議院におったから、お聞きになって覚えられたかもしれないけれども、ついこの間、松山の地方裁判所で、あの松山空港をつくるとき、埋め立てをしなればならぬ、埋め立てをする、埋め立てをしなければならぬ、埋め立てをする、埋め立てを……、そこで、その埋め立てを……と待った、という手続が行なわれた。そのときに、松山の地方裁判所はどういう判決をしたか、どうい決定をしたかという、これは肝心の漁業権者に何も知らしていないじゃないか、その人たちが弁解するチャンスを少しも与えていないじゃないか、ですから、そういう公有水面埋立法のこの規定というものはおかしい、だからこの埋め立てはちょっと待てといひ、埋め立てをとめた。総理大臣は、よくあのデモの規制のときに、異議の申し立てというのをやりますね。あれをこ

のときはやらなかった。そのまま確定をしたので

つまり、そういうように、憲法三十一條の精神というものは、現に具体的に動いて、生きた法律になつてきている。それにこの公用地法というものはまづ正面から違反をするじやありませんか。事実上それは通知をするじやありませんか。法律的效果を持つ通知というものはあり得ない。沖縄に、なるほど一人一人の人に手紙をやるということはできるでしょう。しかし、その手紙が、その通知が、日本政府の、日本本土の法律による効果を生ずることを沖縄ではできない。沖縄の施政権というものはアメリカが持つておる。したがって、通知はできても、事実上の行為としての通知はできても、施政権が返ってくるまでは、日本本土上の法律効果を生ずるような、そういう通知はできない。できないから、何かないかと思つて考へ出したのが、あの告示という方法なんです。しかし、これだつて同じことなんです。沖縄には効力がないんです。

そこで、いままでもちよつと問題になつておる点を申し上げますけれども、盛んに政府は、この告示というものはあらかじめ関係者に知らせることなんだ、そういうことを提案理由でもちやんと書いておきますし、答弁書にもそのように書いてある。なるほど沖縄の人たちは、事実上それを知る機会があるかもしれない。しかし、法律的にそれを知らなければならぬという立場にはない。日本政府が強制的にそれを知らせるという方法もできない。事実上知り得るかどうかは実は問題ではないんです。それは、関係者に知らせるといつたつて、つまり法律上の仕組みとして知らせるという方法は一体あるのかということ。異な地域という法律の異なる、そういう地域に日本政府の通知が法律的效果を生ずるような、そういう行為は、どだいできないでしょう。それは、所有者は、テレビを見たり、あるいは事実上琉球政府が縦覧をさせる図面を見たりして、自分の土地がこれは収用されようというようなこと

はわかるかもしれない。しかし、それは答弁書自身が認めているように、そういう縦覧というのは本土法上の効果はないわけでしょう。それじゃ一体沖縄の人たちは、たとえば返還協定なら返還協定に覚え書きがあつて、ABCというリストがある。それを彼らは、いやでも知らなくやならぬような法律の仕組みになつておるかという、そうでもない。この返還協定は、いわば沖縄の人たちは頭越しにきめられたわけだ。琉球政府が介入してゐるわけでも何でもありません。したがつて、それを彼らは法的な仕組みとして知り得るという立場にはないわけだ。事実上知り得るかどうかは別ですよ。そういう意味で、この告示というものは、そういう意味で事前の通知という効力を持ち得ない。だとすれば、いま私が二つの判決を申し上げましたような、そういう考え方があれば、明らかにこれは憲法に違反から違憲性というものは薄いかもせんけれども、率直に言つて、薄いかもせんけれども、しかし、違憲でないということには私はできないと思ふ。いかがですか。

○政府委員(高辻正巳君) 二つの判例をおあげになりました。一つは付加刑だつたと思ひますが、それについて三十一條の規定の適用関係が十分でないというやつと、もう一つは、あれはどこで一般の行政手続にもこの三十一條が適用になるんではないかという前提の規定であつたと思ひます。いずれもその点については私は実は質疑者と異論はないのであります。三十一條というのは、刑罰に関する規定のように形成上は見えるけれども、この法意というものは、やはり行政手続にも、類推というか、法意を尊重するというか、その言ひ方はいろいろありましようが、やはり同じように考へてしまふべきであらうということもわかります。わかりませんが、とにかく前提として、全然無視をしておいてはならないかと思ふのが、やはり施政権の返還ということでありま

す。要するに、現在沖縄は、不幸にしてアメリカの施政権のもとにあり、これからこれによつて返還を求めようということ。したがつて、たとえばこの告示の問題だけを取り上げられて議論をされますが、実は法律についてもすべてそうでありまして、法律の公布というものは、沖縄の住民がこれから日本国民として受けるであらう法律というものは、現地において公布されたということがないものもある。いわば、現にいま審議をいただいておる法律もそのとおりでございますが、それはなぜかと申しますと、施政権が日本の施政権のもとにないという点からであります。

もう一つ、公共用地の取得に関する法律は、一つのやはり認識に立つておりました。これが公共の目的に供されておる、この公共の目的に供される必要がある、その使用権原を取得するために、あらゆる手を尽くして、本土と同じような手を得ない場合には、これを暫定的に使用するということが、また公共の利益のために必要であるという認識に立つておるわけでありま。根本的には、施政権が日本にない、アメリカにある、そういうことからいって、そこに差が生じるのは全くやむを得ないことである。これは法律の公布を考へてみれば全く同じではないか。こういうふうに考へております。

○松井誠君 どうも法律の専門家である長官が、はなはだ法律的な御答弁じゃないわけですね。もし、いま言われたことが、こういういわば特殊な場合なんだから、だからこれは事前の通知がななくとも憲法三十一條には違反をしないんだというように解釈するべきだという趣旨なら、それはそれで一つの見識でしょう。しかし、いま言われたのは明らかにそうじゃない。もっと問題は、時間がありませんから先へ急ぎますけれども、この同じ答弁書の中で、その前には停止条件付の処分だと言つておるすゝそのあとで、この告示というものは、その所有者が沖縄に住んでおらうと何で

あろうと、いわば直ちに施行のときから効力を生ずる、こういう一項目がありますね。この効力を生ずるといふのは一体どういうことか。

○政府委員(高辻正巳君) 御答弁申し上げます。中谷議員からこの点についての実は再質問主意書が出ておりました。それについてお答えをすべく目下準備中でありまが、こゝで申しました告示の効力というものは、告示としての、告示そのものの、要するに表示行為としての効力、それを申しておるつもりでございます。

○松井誠君 表示行為としての効力。先ほど申し上げましたように、法律効果は現在ないと言つたのですから、表示行為の効力というものがあつて得るわけがないでしょう。

○政府委員(高辻正巳君) 先ほど申し上げたこととありますが、対象土地の確定、それから使用方法というものは、これが現実に取得、使用の効果を生ずるものは、先ほど申し上げましたとおり、返還が到来してこの法律が効力を発生したときでありまが、その対象たる土地の区域とか、あるいはその使用方法とか、そういうものについて、この表示としての中身、これが、効力を生ずるといふことは、あるいは不適確だつたかもしれないけれども、実はそういう意味で申しているつもりでございます。告示の効力というものは、その中身を踏まえて、そういうものが相手との間に関係を生ずる、こういう意味でございます。

○松井誠君 おそらく、言われている御本人も、私は、よく意味がわからないのじゃないかと思ひます。たいへん失礼な言ひ方ですけども。これは、先ほど言ひましたように、範圍の確定をするというその法律効果は、返還をしたときでなければ生じない。だとすれば、これは法律効果ではないではないか。とすれば、準法律行為的なものではないではないかというのを申し上げたわけなんです。ところが、その効力というものは、表示の効力がまた生ずるといふと、また話がもとへ戻ります。しかし、いま長官がちよつと言われた、一番最後

「公共」の範囲に入れるということは適当でない」と、こう言っておるのです。この「公共」ということは、土地収用法に書いてある「公共」であろうと、特別措置法に書いてある「公共」であろうと、「公共」ということには二つあるわけはないでしょう。つまり、河野さんが言っておるのは、自衛隊というのは公共という概念には入らないんだ——これは当然土地収用法にもかかりません。そう解釈する以外にないでしょう、これをすなわち読めば、それを何か、土地収用法のほうの「公共」までを否定したんじゃない、この特別措置法の「公共」のだけを否定したんだ、そんなに読めるわけじゃないじゃないですか、これ。

○政府委員(高辻正巳君) 公共用地の取得に関する特別措置法、この八号でしたか七号でしたかに、「政令で定める」というのがあって、そこに「公共」ということが使われている。その「公共」ということばの意味内容に照らして河野大臣が説明されたことは確かだと思います。その限り、河野大臣のお答えは正しいと思います。それがそうだからといって、逆に今度は、土地収用法の対象にならないとまで結論づけるのはやはり早過ぎるのではないかと、もともと、別の議論があれば別でございますが、そのことだけからそう判断するのは早過ぎないか、率直に申して、そういう感じがいたします。

○松井誠君 この特別措置法に書いてある事業は、いわば、公共の中で、たくさんある、その中で特に公共の利害に深いもの、緊急性のあるもの、これは特別措置法で処置をしようというところで、公共に二つあるんじゃない。その一つの、公共の中で特に急ぐもの、特に重大なものは緊急措置をとりましよう、こういうことで、公共という概念そのものを二つに分けておるのじゃないのですよ。そんなこと、できるわけはないじゃないですか。

○政府委員(高辻正巳君) 私の答弁がまずいのか、公共ということばを二つあると言っているわけ

ではありませんで、暫定措置法における「公共」の、「その「公共」という、あそこには入らぬだろう。つまり、全くその答えは正しいと思いがすが、特別措置法における政令の対象としてそういうものは入らないというの、これはもう全く正しい解釈だと思いがすが、それ以上に、そこから発展をして、ほかにまで及ぶというのには、何か、おそらくお示しになる論拠があるんじゃないか。もし論拠があれば、そのほうをおっしゃっていただきたい、こういうことです。

○松井誠君 あなたは河野さんの発言をかってに解釈していきまけれども、何べんも読むように、「軍施設を「公共」の範囲に入れるということ」は適当でない、こういうことを言っているのであって、つまり、公共の中の重大性がなくて、公共の中の緊急性がないとかという問題と言っているのではないのです。「公共」ということばだけを取り出して、その「公共」というものと自衛隊というものは縁がない、こう言っておることは、これをすなわち読めばわかるでしょう。そうじゃないですか。もうあんまり押し問答をしませんが、ひとつ簡単に願います。

○政府委員(高辻正巳君) 公共の中の緊急性があるものに入るとか入らぬとかいうことを私は申しているのではなくて、特別措置法における「特定公共事業」という定義がございますが、いわゆる公共事業として列挙されておらずとありまして、その「公共」には入らない、こういうことを言っているわけですね。そのほかのことは何も言っておられません。

○松井誠君 あなた、この議事録をお読みになったのですか。読めばそんな答えは出ませんよ。

しかしまあ——それはむしろ、この二十九条違反という最大の問題は公共ということにあるんじゃないかと、もう別なところにあると思う。二十九条三項というのは、御承知のように、財産権を侵害するときに、目的としては公共のために使うということではなくて、これは答弁書自身認めておるよ

うに、そのために収用するときには、公用で収用をするときには適正かつ合理的だという基準がなければならぬ。これは答弁書でも言っておりまして、確かめる必要もありませんけれども、間違いないですね。

○政府委員(林信一君) お答えいたします。

土地収用の場合に、土地をその用に供すること適正かつ合理的でなければならぬということ、土地収用法あるいは地位協定に伴う土地等の使用等に関する特別措置法にも規定しているところでございます。

○松井誠君 そのとおりなんです。土地収用法にも、適正かつ合理的でなければならぬということを書いてある。いま問題になっておる特定公共事業の中にも、適正かつ合理的でなければならぬということが書いてある。そして地位協定によってアメリカ軍のために基地を特別に使う特別の措置法にも、やっぱり適正かつ合理的でなければならぬということが書いてある。そこで、沖縄における米軍の基地、それをそのまま認めることが適正かつ合理的だという判断の基準に一体合うのかという問題が当然出てきますね。それについて、時間の節約のために私のほうから申し上げますけれども、答弁書の中では、ずいぶんまわりくどい表現をしてありますけれども、こういうことを言っているのです。いままでアメリカ軍が使っておったのは、いわば公用が公共用が知りませんけれども、そういうことで使ってきた、それを引き続き使うということ、これは適正かつ合理的に見れば適正かつ合理的な使用である、類型的に見れば適正かつ合理的なんだ——これは一体どういう意味ですか。

○政府委員(林信一君) お答えいたします。適正かつ合理的とはいかなる意味かというのには非常にむずかしいと存じますが、究極のところは、やはり公共の福祉と私権との調和と申しますか、均衡と申しますか、そのバランスのとれたところがどこにあるかという問題であると思いたす。この場合につきまして申し上げますと、ただ

いま御指摘がありましたように、従前公用または公共に供されている土地、その土地を復帰の際引き続き同様の公用、公共用に供することでございます。この点は、実は使用期間——使用にとどめておるわけでございますが、使用期間の長短、収用までいくかどうかといったような強制的程度との兼ね合いその他勘案いたしまして、この法律に規定いたしました要件、これに該当いたしますものは一応適正かつ合理的というふうに考えてよろしいのではないかと、ということでござい

○松井誠君 つまり、手とり早く言えば、いままでアメリカ軍の——とりあえず、自衛隊のやつは別にします、アメリカ軍の基地として使われておった、それを返還後何がしかの期限をつけて、同じ——アメリカ軍の場合には同一です、同一の用途のために使う、これはもう適正かつ合理的だと、ひとつ答弁は簡単に願いたいのですが、そういう趣旨でしょう、手とり早く言えば。

○政府委員(林信一君) 用途が同じであるということのほかに、暫定使用期間等も勘案いたします。さらに、だれがそれを強制使用するかという点も、もちろん勘案いたします。

○松井誠君 そのアメリカ軍の基地をそのまま引き継ぐのが、この公用収用の場合の、土地を公用的に収用する場合の、どうしてもなくてはならない基準である、適正かつ合理的というものに合うという考え方が、おそろわれればは理解ができません。何か、高辻さんは沖縄へ行かれたことがないそうだけれども、沖縄へ一度行って、あの基地の状態というのを見てもらいなさいよ。日本人が入ることのできない海水浴場というのは幾つもある。実に広大な、整備をされた大きなゴルフ場がある。ところが、一方では、ほんとうに役場ごと全部いい土地を取られたために、谷間のようなところに引っ込んで暮らさなければならぬという部落や村がある。追っ払われて離島のほうへ行行って、今度の災害でまたたいへんな目にあっている人たちがいる。そういう中で、

あのゴルフ場や海水浴場が適正かつ合理的だといふ基準に合うと考えることがおかしいじゃないですか。私は、あまりでかい声を出すのは好きじゃないのですが、しかし、これは腹が立ちますよ、こういう考え方は、現に、総理、これはもう二十九年、古い話ですけども、講和後間もなくで、まだ進駐軍のいわば威力が強かったころ、東宝という映画会社が、あれは場所はどこでしたか、自分の映画劇場をアメリカ軍に接収された。それは適正かつ合理的じゃないじゃないか、返してくれという裁判を起こした。裁判所は、そのとおりだ、兵隊の娯楽施設などというものは、適正かつ合理的じゃない、そういう判決があるんですよ。そういうものを引き継いできて——そんなものと比べられませんか、ゴルフ場なんというものは、海水浴場なんというものは、そういうものを引き継いできて、これが依然として適正かつ合理的であります、そういう法律解釈が、法学士である佐藤首相にお尋ねしたいのですけれども、あり得るでしょうか、一体。

○国務大臣(佐藤製作君) ずいぶん無理をした軍基地、この軍の土地だと、かようなことは、私も読みだり、また聞かされたりして、さようには思いません。しかし、とにかく、いまの状況を急激に変化を与えるわけにいかない。こういうような条件もございますから、そういう意味で一応引き継ぎ、さらにまた衆議院の決議等もあり、これらの基地の整理と積極的の取り組みと、こういうことでございまして、私は、現状そのものが全部適正な処置あるいは適法、まあ言われるような状況で取得されたものとはかりはなかなか言いかねる、こういうものが実際にはあるんじゃないか、かように思います。

○松井誠君 それはやっぱり率直にお認めになるべきですよ。そうしなければ、これからあの返還交渉の土台がでないじゃないですか。これはみんな適正かつ合理的でありますか。だっておつて、一体返してくれと言いますか。ですから、やはり明らかに適正でないものがある、その

前提に立たなければ交渉はできないでしょう。問題は、しかし、このアメリカ軍の基地よりもっと問題は、自衛隊の問題にある。自衛隊が引き継ぐのが一体なぜ適正かつ合理的なのか。これは、この答弁書では、同一の用途でなくて同種の用途、似たような種類の、同じような種類の用途に使うということ、アメリカ軍と違うけれども同種だから、言ってみれば適正かつ合理的だということ、基準には当てはまるのだという答弁なんです。同種とは何ですか。これは、やめた西村さんが言っておるのですけれども、つまり、機能としては同じだ、日本を防衛するという機能として同じなんだ、アメリカ軍も日本軍も同じなんです、だから同種だ、だから、アメリカ軍が使ってきたのを自衛隊がそのまま使えば依然として適正かつ合理的という、それも引き継ぐのだという説明をしておるわけですね。しかし、問題は、このアメリカ軍と自衛隊が機能が同じかどうか、このことにも大いに議論があります。しかし、それは申しませんけれども、それよりも、機能が問題じゃないのです、使用する根拠は一体何なんだ。われわれ反対ですけれども、とにかく、アメリカ軍があれを使用するという背後には、確かに安保条約というものがあります。安保条約があつて、基地を提供しなければならぬという日本政府の義務がある。しかし、自衛隊の場合には、提供しなければならぬ義務は日本政府にはないわけですよ。アメリカの場合には、あるいはやむを得ないという考え方があってもいいじゃない。そういう意味で、適正かつ合理的だというその基準に何がしかの変更があり得るかもしれない。しかし、そういう義務が何にもない、そういう自衛隊とアメリカ軍と一緒に考えて、アメリカ軍に使わせていたものはやっぱり自衛隊にも使わせるべきだ、そんな一体論理がありますか。同種というのは、一体そういうように解釈して簡単に変えられるものですか。これは借家の話ですが、人に家を貸してありますね、Aという人間が入っていた、それが出て行つて、今度はBという人間が入る、同じ月給取りか

もしも。しかし、家主として見れば、AとBとは違うのだからBには貸せませんよ、当然そういうことを言う権利はあるでしょう。同じことですよ。アメリカ軍と自衛隊が同じような機能、価値をしておるかどうか、言ってみれば、お上の都合です。取り上げられておる県民の側から言えば、今度日本へ復帰したら帰ってくるのではないかという期待があったところが、借家人が変わってきた、借家人というよりも、主人公です。そういう人たちの感情を考えると、これは同種だから、だから適正かつ合理的で依然としてありますよ、そんな理屈が一体、それこそ沖繩の心に通ずると思いませんか。総理大臣、ひとつ常識的に答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤製作君) これは、まあ、自衛隊、これが米軍とは違う、米軍が使つておつたのを自衛隊が使用する、こういう場合に、沖繩の方でも、外国の兵隊には貸さないけれども、うちのほうの自衛隊ならこれはもう迎えますよ、こういうような方もあるんじゃないですか。いま首を横に振られるけれども、そうじゃなくて、まだ、さっきの例が、AがBにかつた、同じ月給取りだと、こう言われるが、私は、そうじゃなくて、やっぱり異国の軍隊というか、それにはたいへんな強い反応があると、かように思いますが、沖繩が祖国に復帰するその際に自衛隊の防衛区域になる、これはやっぱり、県民の方も、その理解はアメリカの兵隊と同じようには考えない、私はさように思ひますがね。これは同様じゃないんでしょう。

○松井誠君 総理の言われるのは、実は逆なんです。つまり、アメリカ軍には泣く泣くとそれとも言えるんじゃないか、それが心情ですよ。アメリカ軍には貸したけれども自衛隊には貸せないなどというのを、いまのような異民族というやうなことを使つて何か民族感情をくすぐつて、それで沖繩の心が満足するやうなものじゃないですよ。ですから、本来ならば、これはもう、返ってきたときに、まさに適正かつ合理的であるかど

うかという判断をして、そして自衛隊との関係を出発をさせるべきなんです。そういうチェックの機会というものは一つもないでしょう。一つもなく、ますます適正かつ合理的という基準がなくなつてしまふ。そんなばかなことはいらないで、何のために一体日本に返つたのかという感情がやっぱり出てくるのはあたりまえですよ。ですから、そういう意味で考えれば、自衛隊はもろろのこと、これは、アメリカ軍の基地も、いまのこの公用地の暫定使用という、継続使用という形で引き継いでいくことは、一つには「公共の」という問題がある。しかし、もっと大きく言えば、適正かつ合理的という基準がない。つまり、そういう意味では、この公共のために使うときの二十九条三項の、言ってみれば近代的な基本原則ですね、そういうものを踏み破つておるわけですよ。明らかにこれは二十九条三項違反だと言わなきゃならぬ。そうじゃないですか。

○国務大臣(佐藤製作君) 私は、先ほど非常に素朴な意味でお答えをしたのですが、さらにまた、実際問題としては、自衛隊の場合にはどこまでも話し合いを主にやるわけですよ。そうして、これまた実情上、沖繩の特殊事情からいたしまして、移民その他どうしても話のできないところがある、そういうときにこの法案が、法律が適用されると、こういうことでございまして、よほど実情は変わつてくるんじゃないかと、かように思ひますので、その点は、まず、話し合いがどこまで沖繩同胞に理解していただけるか、そういうところにあるんじゃないでしょうか。

○松井誠君 私はいま法律論をやつておるので、運営によつてよろしきを得ますよということでは、実は答えにはならない。この法律の仕組みそのものが一体どういふものかというのを議論をしておるのであつて、したがつて、憲法違反の仕組みなんだから、これはやっぱりおやめなさいよと言わざるを得ない。そこで、公用地の問題について、もう一つ憲法の問題とのつながりで申し上げたいと思うんで

す。それは九十五条の問題です。これは簡単にいたします。

先ほど同僚の占部議員から、松井がやるんだというその予告がありましたものだから、これはどうしてもやっぱりやらざるを得ないわけでありませうけれども、この九十五条を、つまり、自治体の組織や運営に関する特別な法律の場合を言うんだという考え方が、確かにいまの日本の憲法学者で多数だということは私も認めます。しかし、全部がそうでないことは、もう長官も御存じのとおり。なぜ、そうではなくて、何も必ずしも自治体の組織や運営に関する特別法だけでなしに、その地域だけに適用されるその法律でも、この九十五条によって住民投票が要るんだという考え方になるかと言え、これはまさに、母法であるアメリカの制度の問題ですね。

で、これは簡単に申し上げますけれども、一体、こういう法律ができたモデルであるといわれている——これは一九四八年ですか、アメリカの都市連盟というのがつくったモデルの州憲法です。それによると、一地域の特別の法律をつくるときには住民投票をしないよという規定を入れた、これがアメリカのこの特別法の歴史の中で、いわば、いまだかつておある一つの結論です。この特別法というのは決して組織や運営だけに限定をされておるわけじゃない。このモデルの州憲法というものを、いわば土台にして日本憲法というものができ上がった。これはもう歴史的な沿革が示しておるとおりです。アメリカのこの解釈というのは、長官が言われるように、その自治体の組織、運営につながるようなものでなければ住民投票はする必要はないと言っているではない。なぜ一体こういうような考え方が出てきたかと言え、これは、実は中央と地方とのいわば戦い、というか、トラブルというか、そういうものが生んだ産物なんです。先ほど総理は、何か、占部議員の質問に対して、中央と地方が対立をするような考え方が基礎にあるからいかにいかにいうようなことを言われましたけれども、しかし……

○国務大臣(佐藤栄作君) 言わぬ。

○松井誠君 言われましたね。

○松井誠君 言われましたけれども、残念ながら、この日本の中央集権の歴史というのは、確かにそういう歴史はない。しかし、それは決してほめたことじゃないんです。まさに、この地方分権というものが発達して地方自治というものが発達すれば、中央と地方とのトラブルが起きるのにはあたりまえなんです。そのときに、中央の政府がその地方の政府というものをねじ伏せようとして、かつてにその地方の政府を抑えつけるような、その地方の不利になるような、そういう法律をどんどんつくって困る、そこで地方の住民は、それに対する抵抗として、こういう憲法をつくることによってわれわれはひとつ身を守ろうじゃないか、そういうことになったのがこの歴史でしょう。ですから、そういう歴史から考えると、これは非常に大事にしなければならぬ規定なんです。

そこで先ほどちょっと占部議員との間のやりとりで問題になりましたけれども、これは、九十五条という、まさに沖縄に特別につくられるこの法律、これは実質的には私はやっぱり憲法十四条の差別の問題があると思うんです。しかし、その差別をいざば治癒させるためには、その傷をなおすためには、この九十五条で住民投票をやる。そのことでどうなるかわかりません。わかりませんが、それをやるということがなければ——総理は先ほどから言っている、沖縄の心を問うのだと言います。しかし現実には沖縄の心を問わないでこういう法律をつくってしまった言ってみれば、その罪滅ぼしに、これはやっぱり住民投票をやるべきですよ。そのときに、形式的な議論から言え、いまのこの九十五条というのは日本の憲法、沖縄はまだ日本の領域じゃないんだから、九十五条をいきなり沖縄に持つていくわけにはいきません、そういう形式論が出るでしょう。これはどうなんですか、政府はやっぱり主張されるつもりですか。

○政府委員(高辻正巳君) 九十五条の問題はしばしば出ておりましたが、また、しばしば申し上げておるわけでありますが、ともかくも法律の制定手続に關連するものでありますために、私どもは、何といいたまいますか、お尋ねに従って御答弁申し上げます。そのお尋ねに対しては、御答弁申し上げておきます。いままでは、やはり実体的關係と手続的關係、これはもう実質と形式と申してもよろしいと思いますが、そういう観点から実はお答えしております。実体面から言え、まさに申し上げたいように、学説もいろいろございまして、また立法の経緯もございまして、母法たるアメリカにおける取り扱いの問題もございまして。しかし、私どもはやはり一般——一般といつては語弊があるかもしれませんが、まあ通説的な見地に立つておまして、そういう見地から言くと、これはそれに当たるとは言えないんではないか。それから手続面については、これも政府が主張するかどうかというお話でございますが、私の意見として申し上げれば、やはり手続面ではなかなか困難な問題があるのではないかと。こういうふうに思っております。

○松井誠君 私は、九十五条のいわば抽象的な一般論を聞いています。この法律が九十五条に合うかどうかというの、あなたの言われるように、やっぱり国会が判断すべきものかもしれない。私は、やっぱりその考え方のほうがいいと思う。しかし、私が聞いていたのはそういうことじゃない。この九十五条一般の性格として、憲法がいま沖縄に施行されてない、そういう段階で九十五条を初めから使えませんかという考え方のなかどううかというのを聞いています。簡単に願います。

○政府委員(高辻正巳君) 九十五条の住民投票、住民投票をやるすべし、これは、とにかく、あれだけ法律の定めるところに従った手続きを要するわけでございますから、その法律の定めた手続きが法律の定めるところに従って行なえるという担保がないではないかというのが申し上げたいところでもあります。

○松井誠君 九十五条と沖縄に施政権が及ばないという關係で、そういう議論が出てくるであらうということは当然予想される。しかし、問題は、そういうことであらうを聞いておって一体いいのかということですね。先ほど言いましたけれども、この法律ができた沿革というのは、その地方に特に不利なような、そういうものを中央がひとつ守ろうという、そういうところから出てきた。ところが、この憲法の規定はあるけれども、いままでは日本ではほとんど使われなかったのは、いわば、その地域的な振興開発法みたいなものが一ぱいあって、それはまさに、その地域のために有利ではないか、何も住民投票する必要はないじゃないかというところで、この九十五条は使われないという歴史がずっと積み重ねられてきた。しかし、今度のこの少なくとも公用地法案というのは違つてしょう。これはまさに、沖縄の人たちがほんとうに心の底から腹を立てて反対をしている法律案、だとすれば、やはりこの制度が持つておる歴史的な沿革に照らして、まさにこういうときこそ住民投票をやらなきゃならない。もし、かりにですね——

私はいろいろ方法もあり得ると思う。そういうことを提言している学者もおります。かりに、しかし、そういうことが正式なこの九十五条の住民投票という形式でできなくとも、何かの形で全員の世論調査をやるといふことはできるでしょう。そういうことをやって、もし結論がイエスと出れば、まさに政府は免罪をされることになるでしょう。そうならば、これはつぶさなければならぬということになるでしょう。そういうことは、これは国会の問題ではないに、まさに政府です。総理は一体おやりになる意思はございませんか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 政府は、いま提案している法案の、ぜひ皆さま方の御了承を得たいと、これのみを念願しております。新しく改正したり、また変更したり、また新しい方法、それなどは考えておりません。

○松井誠君 この法律を世論調査にかけるという

ことはいかがですかということ。法律論ではございせん。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、国会で御審議をいただくことが、一番の国民の意向を代表している皆さんじゃないかと、かように思っております。

○松井誠君 われわれが問題にしておるのは、日本国民全体という、そういう抽象的なものではなくて、具体的に沖縄の人たちが、この法律についてどう考えておるかということを、少なくとも憲法九十五条の精神から尊重をしなければならぬじゃないか、そして、それを聞かないでやってきた政府の、いわば罪滅ぼしとしても、あらためて意見を聞かなきゃならぬじゃないか。それがもし憲法の壁があるとすれば、世論調査という形式でもいろいろやれるでしょう。そのことをやるべきでないのかということについて聞いています。修正とか何とかということじゃありません。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、別に、いまやっていることがいいように思っておりますので、ほかのことはやりません。

○松井誠君 これで公用地の問題は一応終わりますけれども、私は特に委員長にお願いをしておきたいと思うのです。それは、衆議院では十三日まで審議が続けられる。しかし、議事録ができておるのは六日から七日ごろまでの議事録しかできていない。そして、この法律案が集中的に審議をされたのは十一日と十三日。私は、その議事録がなければ、ほんとうにその質問ができない。そこで、先ほども言いましたけれども、傍聴をしてもらってメモを取ってもらいました。メモといっても、これはこんななかのメモですがね。とてもじゃない。しかし、これは正式な議事録じゃありませんから、私はこれを基礎にするわけにはまいりません。そこで、このいわば議事録ができた段階で、きょう言われた答弁の中にも、この議事録ともまた矛盾をするところが幾つかある。そういうことを聞きたい。ぜひそれを聞かなければ、私は、参議院の良識を疑われる、そういう意味で、これか

らあと、この公用地の問題は、そういうことで質問の機会を与えていただくことをお願いをして、次の問題に移りたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) ちょっと委員長。

先ほど来の議論の中で、何だか自衛隊が公共性がないみたいなふうに関心される意見がありましたので、私、一言申し上げたいんですが、自衛隊というのはですね、これはもう局地防衛をするその任務から言っても、また、自衛隊の特質である民生協力の方から見ても、特に災害救助活動等々、きわめて公共性の高いものであります。このことは、念のために私から申し上げておきたいと思ひます。

それから、私も法律の議論は弱いのであります。昭和二十八年の十二月十八日、すでに河野発言の前に、これは同じ自民党の内閣で、法制局と建設省とで、保安庁が保安隊の訓練のために設置する演習場は、土地収用法第三十三条第三十一号に言う国が設置する直接その事務の用に供する施設に該当すると、こういう調整もいたしておるわけでありました。したがって、河野発言の前に、すでに同じ自民党の政府において、こういう調整があるということも、念のために申し上げておきたいと思ひます。

○松井誠君 まあ、林修三さんが出したその回答というのは、その後河野発言で私は訂正されたと思ひているんですよ。それで、公共という意味を河野さんがどういう意味で使われたか、ひとつ、河野さんのお墓の前にも行って、やってももうよりこれはない。

そこで、私は、先ほど申し上げておりましたような請求権の補償の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

結論を先に言えば、私は、政府というのは、この失われた沖縄の人たちの請求権、それを単に恩恵的にではなくて、沖縄県の一つの権利として補償をするという総合的な特別な立法というものがどうしても必要だ、そういうことを考える。そのことに、いわば、たどりつくために最初にやはり

お聞きをしておかなければならないのは、一体なぜ請求権を放棄をしたのかという問題。私は、この請求権を放棄をしたという、この協定に二つの意味で大きな不満があるわけなんです。それは、法規そのものではないに、この請求権の放棄にまつわる問題として二つの問題がある。一つは、放棄をしたこと自体に対する不満、もう一つは、それを何か権利として認めるのではなくて、恩恵的な措置で処置しようという、そういう姿勢に対する不満、言ってみれば、その二つがあるわけなんです。

そこで、一体なぜ放棄をしたのかということについて、時間の節約のために、総理大臣ではない、外務大臣がいままで言っておられることは、つまり、放棄をしないで、沖縄の人たちの請求権をそのまま認めて返還すると、沖縄の人たちは、その請求権を実現するためには、アメリカに行つて裁判しなきゃならぬだろう。それはとてつもないへんだ、だから沖縄の人たちに対する親切の意味で請求権を放棄をして、あとは政府がめんどうを見てあげましょう、これがかえつていいことだ、こういう答弁をいまでも繰り返されております。これは、いまでもそのとおりでござい

その影響を受けて個人が困る。個人は、訴えを行ないまでも、そこで請求権、実際上はなかなか行使し得ない請求権になっちゃう、国家も保護を与えてくれない、こういうふうになつてくる。そこでですね、政府といたしましては、国内的にこれは適正な措置をとりましょと、こういうことを、まあ言っているわけでありまして。で、いま、この間協定でも申し上げたんですが、どういう方法が一体いいんだらうと、こういうことを考える。そういう際に、個人の請求権というものが、保護権もついて生きておる、そういう状態下において一体個人の請求権がほんとうにこれが実効をあげられるか、こういうと、私はそれは考えない。まあ、アメリカまで行って裁判しなきゃならぬので、訴訟費用がかかります、あるいは弁護士を選定しなきゃならぬ、言語上の問題もある、そういうようなことで、実際上それは非常にむずかしいんじゃないか。ですから私は、放棄と、この国際慣例上使われておりますところの外交権の放棄ということをする、そして、あとで国内的にこの問題を適正に処理する、こういう行き方、これが妥当じゃあるまいか、そういうふうにして申し上げておるわけでありまして。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は二つのことを言つてゐるんです。つまり、沖縄が日本に返つてくる、その時点におきまして日本とアメリカとの間にまつわる法的関係を明快にしたい、これが一つ。それからもう一つは、そういう措置は、敗戦処理、つまり平和条約、講和条約、そういうようなときにおいては通例使われております。それから、今回は施政権の返還でありまして、そういう講和条約や平和条約じゃありません。ありませんけれども、あるいは奄美返還におきましても、あるいは小笠原返還におきましても同様の措置をしておる。で、その結果一体どういふ問題が起つてくるかと、こういいますと、この個人の請求権を放棄する、それは、政府の持つておるところの外

交保護権を放棄するということでございますが、

人権の回復ができると思えるんです。どっからでも金がさいふの中に入ってくればいいというんじゃない。そういう点で考えたら、何か、いまもちょっと外交保護権の話も出ました。私も実はそのことをお尋ねしようと思っておった。日本の政府は、沖縄の県民を外交的にアメリカに対して保護しなきゃならぬ、権利であると同時に義務も持つておるはずだ。かりに施政権の返還と同時に請求権を放棄しない、そうして日本に復帰をする、請求権は残る、その請求権を、日本政府が外交保護権を使ってどうして実現ができないんですか。そういうものの考えを頭に置かないものだから、個人個人がアメリカに行つて裁判するのはいない、なんと言つて、まあ、どっかの国民みたいなことを言っている。あなたが保護しなきゃならぬ沖縄の県民ですよ。そういうものが請求権の実現が困難であるときに、まさに外交保護権を使って一括折衝をやつてアメリカから取るという、そういう姿勢が一体どうしてできないのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 外交保護権の行使、これは觀念上は考えられる。しかしながら、これをやつておると、こう言いますと、教え切れないくらいな多数の、無数のいわゆる請求権という問題、これが一体どういふふうな片づき方をするか。これは、日米間においてこの問題をめぐつて、幾ら外交保護権をわれわれが行使し、努力をいたしましても、なかなか決着はつきまいと思ふ。これは沖縄返還の場合ばかりじゃありません。どこの敗戦処理というふうなことを見ましても、大体もう、債権債務の關係は、その講和条約、平和条約の時点において打ち切る。あるいは今回は平和条約、講和条約じゃございませぬけれども、この施政権が日本に返つてくる、そういうふうな問題でありまして、小笠原の際におきましても、奄美の際におきましても、外交保護権はこれを放棄するということになり、大体これは国際慣例として定着しているというくらいに考えていいと思うのです。佐々木さんに対してまして、私

は——このあとのほうの問題です。しからばどうするのだと言ふから、適正なる措置をする、それによつて、放棄したこの請求権、これが生きてくるじゃありませんか、こういうことを何回も申し上げたわけでありまして、その適正なる措置をとるといふことに重点を置いたこの間の答弁であつたと、これは御理解願ふと思うのであります。が、要するに、外交保護権を放棄する、これはもう、こういふ、施政権が返つてきます、あるいは領土は失われます、あるいは講和条約も結びます、そういう際の國際的な慣例みたいになつておるものであります。平和が到来いたしました、あるいは施政権が返つてきました、それにもかかわらずアメリカと日本の間に法律問題でござつたが、続くという状態を清算をいたしたい、そういう趣旨であります。

○松井誠君 いつも出るのは敗戦処理——これは敗戦処理ではないと言ひながら、すぐ敗戦処理といふことが出てくる。それは、敗戦処理と施政権の返還とは本質的に違ふ。そうでしょう。敗戦処理という、あの平和条約というものは、つまり、戦勝者と戦敗者が平等でない立場でやむを得ず結ぶわけですよ。したがつて、外國にある自分の國の國民の在外資産というものを賠償の引き当てにしなければならぬ、放棄をしなかつてもいい請求権も放棄をせざるを得ない。いわば賠償などというのです。そういう平等でない關係などというものは、もし政府の言うごとくであれば、日本とアメリカにはないわけでしょう。施政権返還というものは、まさに對等の立場でしょう。そういう意味で、放棄せざるを得なかつたあの平和条約の放棄と、今度の場合の放棄とは質的に違ふというのには、そういう意味です。だから、われわれから見れば、放棄をする必要がない請求権を放棄して、沖縄を買つたなどと言われるゆえんですよ。そういう非難のあることを御承知でしょう。そういう非難のあることを知つておりながら、かえつて沖縄県民の便利になりますよなといふことをぬけぬけと言ふから、私は、請求権放棄といふものの

本質がちつともわかつてないんじゃないか、そういうものを恨んでおる沖縄の心というものがちつともわかつてないんじゃないか、といふことを実は言ひたいのです。総理、そうじゃありませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私も、今回の施政権の返還が敗戦処理である、あるいは終戦処理だとか、あるいは平和条約、講和条約だとは考えておらないのです。これは施政権が返つてくるのだ、それだからこそ私も小笠原のことを申し上げた、また奄美のことを申し上げておるわけなんです。その辺はもうあなたと間違ひない同じ認識に立つておるものでありますから、そういう認識があればこそ、私も、この外交保護権の喪失に伴うところの個人、その損害に対して適正な措置をとる、そういうことを申し上げておるわけです。

○松井誠君 私が補償の問題に入る前にこの放棄の不当性といふことを言うのは、どういふ姿勢で補償しなければならぬかという、そのことといふわけは不可分の關係にあるからです。で、ちつと一つ気になりますので確かめておきたいのでありますけれども、先ほどもちつと大臣が言われた、この請求権の放棄といふのは、つまり外交保護権を放棄したといふ意味であります、そして個人の請求権は実体的には依然として残つておるのであります、これが従来政府の答弁です。しかし、これは今度の国会でもやっぱ言つておりましたけれども、外交保護権の放棄であるけれども、しかし、実質的な請求権の放棄につながるという表現で、この外交保護権を放棄することによつて、そういう沖縄県民の請求権の実現が放棄をされたにひとしいような、そういう困難に陥るといふことは認めざるを得ない。これは間違ひないです。

○国務大臣(福田赳夫君) 私が申し上げておるのには、法律上のことを申し上げておるわけでありまして、実態上のことは、おっしゃるとおりでございします。

○松井誠君 だとすれば、この請求権の放棄とい

うのは、外交保護権の放棄——私、これは間違ひだと思ひますけれども、それはどつちでもいいです。外交保護権の放棄と考えようと、個人の請求権を実体的に放棄をしたのだと考えようと、ともかく政府の行為で沖縄の県民の持つておる請求権がなくなつてしまつた、これは間違ひない。そこで、これを補償をしなきゃならぬじゃないか。外務大臣は盛んに、適正な補償、適正な補償といふことを言われる。総理に伺ひたいのですが、私は冒頭に申し上げましたように、この補償をするときの基本的な姿勢として、決して恩恵ではなくて、沖縄県民の権利にこたえないという、そういう基本的な姿勢が必要ではないか、これはいかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) おっしゃるとおりです。見舞金といふことは使つておりますが、その実体は、ただいま松井君が指摘されるとおりであります。

○国務大臣(福田赳夫君) いま松井さんが、私が適正な補償をするといふ言ひを言つておるようなことを申されておりますが、私はそう言つておりません。適正な措置をとると、こういうふうに申し上げております。念のため申し上げておきます。

○松井誠君 適正な措置をすると言つておられたというように訂正をいたしました。

それで、私は、これはやっぱ国家の義務として補償すべき責任があると思ひます。これは理屈はいろいろあります。ありますが、総理がそういうふうに答えられましたから、私はもうどういふことは申しません。しかし、先ほど外交保護権のことを申し上げましたときに、いわば、放棄をしたけれどもいい請求権を放棄をしたのは、國民に対して外交的に保護しなければならぬという權利であると同時にその義務、これに、いわば違反をしたのではないのか。あるいは、放棄をされるという請求権そのものが、単にその取引の経過から出てきた請求権などというものでないに、いわば犯罪、あるいは犯罪的な行為、そういうものから出てきた請求権がほとんど全部です。そういうものの

を一体放棄をしていいのかという問題がある。いろいろなことありまされども、ともかく、そういう意味で、政府はまさに不当に、あるいは不法に請求権を放棄している。だとすれば、それを償わなければならない。これはいろいろ議論があるでしょう。しかし、かりにそういう意味で、政府が悪いことをしたから償えと言ふのは無理である。とすれば、政府はなるほど悪いことはしなかったかもしれない。しかし、少なくとも政府の行為で国民は損害を受けたことは間違いない。その場合に、先ほどの憲法二十九条三項の話じゃありませんけれども、かりに政府の行為が正しかったとしても、その行為によって国民が損害を受けた、その政府の行為というのは、請求権を放棄をする、あるいは外交保護権を放棄をする、放棄をすることによって国民は損害を受けた。一体何のために請求権を放棄したかといえ、外務大臣がしよつちゅう言うように、両方の国の関係を円滑にするために、あるいはもつと大きく言えば、沖繩返還というものを實現するためと言つてもいいでしょう。そういう、いわば公共の目的のために請求権というものがなくなった。請求権は、言つてみれば、取用をされた。ですから、憲法二十九条三項によつて、まさに政府は補償をしなければならない。正当な補償をしなければならないというものがあつてこそざるを得ない。先ほど外務大臣は、適正な補償ということばにこだわつておられましたけれども、それで、わざわざ措置ということばに直されましたけれども……。

○国務大臣(福田赳夫) 直しませんよ。前から言つてゐる。

○松井誠君 いや、訂正を求められましたが、しかし、これはほんとうにその法律上の請求権と、あなたがたが言われるような、そうでない、いわゆる請求権、法律上の権利ではないけれども、しかし黙つてはおけないという、そういうもの、そういうものを含めるから、何か補償ということばにこだわつておるのでしょうか。——うなづいておられますから、そういう意味だと思ふ。

しかし、私が言つてゐるのは、権利でないものを補償をする義務があると言つてゐるのではないのです。権利があるかないか、もちろん調べてみないとわからぬでしょう。しかし、権利であるというものがわかれば、当然補償をする義務が生ずる。そういう意味で補償ということばを私は言つておる。それなら……。

○国務大臣(福田赳夫) これは、平和条約を締結いたしましたあの際におきましても、同様の問題があつたわけでありまして、これは外交保護権をまさに放棄いたしましたわけですから、その結果、請求権を日本政府に對し、あるいは他の国に對し持つておる人、これが迷惑をこうむるという結果になつた。その際、いろいろな形で給付金というものを出した。まあ一番大きなものは、在外財産の補償と言つてゐる問題であります。これは補償という字は使ひませんが、給付金という字になりましたが、給付金を出すようにした。まあ、法的にはいろいろ問題があります。あります。が、外交保護権を放棄する結果、これはほんとうに權利としてアメリカ政府に對して要求できる立場にある人、こういう方は非常に私は実態的に御迷惑をこうむると、こういうふうに思ふのです。ですから、その実態に應じた措置は日本政府がとらなければならぬと、こういうことを申し上げておるのであります。私の気持ちから言いますれば、沖繩の二十六年間の御苦労、こういうものを考へてみると、平和条約、あの措置なんかと比べまして、これはもういふん意を用ひなければならぬのじゃないかというふうに思ふのです。その措置は、法的な性格を持たないというふうなことで、予算措置で片づく、そういう性格のものもありましよう。しかし、いまあなたが御指摘になつておる法的性格のもの、アメリカに對する法的性格のものに連なるといふようなものでありまして、立法措置を国内においてとらなければならぬというふうな問題も出てくるかもしれない。しかし、いずれにいたしましても、日本国内においてこの問題は適正に処置いたします。また、その適

正に処置するといふ気持ちにつきましては、ただいま申し上げたやうな気持ちである、こういうふうにして御了解願ひます。

○松井誠君 まあ、たいへん懇切丁寧で、ありがたいですけれども、時間の制限がございまして、あまり懇切丁寧ですと、いんぎん無礼みたいになつてしまふ。ですから、ひとつ簡潔にお願いをいたしたいと思ふのです。

大体的な御意向もわかりましたから、私もこの補償の基本的な姿勢について、くどいことは申しませんけれども、わざわざ最高裁からおいでいただいたおりでありますので、ちょっとお尋ねをしたいのですが、平和条約の際の在外財産の放棄あるいは請求権の放棄、そういうものに関連をして何らかの最高裁の判例が出てゐる。しかし、そのときに理由になつておるのは、これはもう戦争損害なんだ、憲法が予想してゐないやうな戦争損害なんだ、だからこれを賠償しろということは無理ですといふのが、おそらく最大の最高裁のいわば理由なんだ。しかし、その最大の理由がこの返還協定の場合にはないわけですから、これを国家の補償義務ありと、かりに解することに何ら差しつかえない、私はそう思ふのですけれども、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) お答えいたします。

在外財産の点につきましては、昭和四十三年に大法廷の判決がございまして、在外財産を没収された者は、その後平和条約において權利を放棄せられたとしても、憲法二十九条三項による補償の請求はできない、という事件がございまして、なお、四十四年に第二小法廷の判決がございまして、それは、いま問題になつております請求権につきまして、同様に、平和条約で放棄された場合、請求権を喪失しても、憲法二十九条三項による補償の請求はできない、という判決がございまして、その判決理由は、御指摘のとおり、戦争災害と全く同様であるといふのが理由の根本になつております。

以上でございます。

○松井誠君 ですから、その戦争災害だといふ最高裁の最大の理由が、返還協定の場合にはないといふことです。それからもう一つ言つておるのは、条約に補償の義務というものを書いてないじゃないか、だから補償するつもりがなかったんだといふことを理由の一つにあげておられますけれども、しかし、これだつておかしいのです。これはもうイタリアやドイツが条約を結ぶときには、補償義務というものをちゃんと認めて書いてある、条約の中に。もし補償義務というものを政府が認めたのだとすれば、なぜ一体この返還協定のときに国家の補償義務というものを書かなかったのですか。書かなかったというのは、きわめて異例なんです。

○国務大臣(福田赳夫) この協定は、日本国政府とアメリカ政府との間の關係を規定するのであるからであります。

○松井誠君 それは、条約というものはそうであるに違ひない。しかし、それであるにもかかわらず、西ドイツやイタリアが、条約の中で、自分の国民に對する補償というものを明記しておるでしょう。私はそのことを言つておるのです。そのことを書くとか書かないとか、沖繩県民の心にだけ響くかということを一休お考えになつたことがあるのか。この条約で補償の義務が生ずるわけではありません。条約にどう書いてあるとか、かろうと、補償の義務というものは生ずる。しかし、あの敗戦国であるドイツやイタリアの平和条約でさえも、いわば、やむを得ず放棄する、その国でさえも補償義務というものをちゃんと明記しておるでしよう。そういう配慮がないといふことは、一体どういふことなんでしょう。

○国務大臣(福田赳夫) まあ、よその国にはよその国の行き方があると思ひます。わが国は、この条約というものは、あくまでも日本政府とアメリカ政府との間の權利義務の關係を規定したものだといふ見解に立ちまして、国内の問題には触れない。そのかわり、触れなかった結果、いろいろ

問題が起つてきておることは、あなたも御指摘のとおりでありますから、それに対しては適正なる措置をいたします、こういうふうに申し上げておるわけです。

○松井誠君 まあ、ついでに申し上げておきますと、憲法二十九条の補償をすべしという、国に対するいわば命令的なものが、普通よく憲法の基本的な人権のときに問題になるように、これはいわばプログラム規定で、ここからするとこの義務が出てくるんじゃないのという議論がしょっちゅうありますけれども、しかし、そうではなくて、これはまさにこの規定から国が補償すべき義務が直接生ずるのだという、そういう判決があったことも御承知のとおりです。そういうことを踏まえて私はお聞きをしたいと思いますけれども、それでは、適正な措置、適正な措置というようになことを言っておられるが、山中さんにお尋ねをした。その補償をするという補償というの、一体どういう構想でやるべきだとお考えなのか、山中さんが管轄大臣でないということを私も知っております。にもかかわらず、お聞きをしますのです。

○国務大臣(山中貞則君) 管轄とおっしゃるのですが、この沖縄の請求権には、たとえば建議書に書いてありますが、それ以外にもあるわけですね。ということ、旧日本軍の——国家総動員法に根拠があったといつても、接収した土地、そこが結局アメリカの基地になって、そして西原飛行場等が典型的なものですけれども、アメリカは復元補償はやる、しかし、旧日本軍の飛行場だった敷地については、われわれと戦うためにつくったのだから見ないというふうなものも残っておりますし、また、嘉手納等には、地主さんであつて賃貸料をもらうべき人が、出征その他その当時なかったがためにいまだに賃貸料をもらえない人等もおりますし、基地公害等もあります。こういうものを考えますと、やはり、原則的にはよく調査をして——琉球政府も、入会権とか、いろいろとわからない点が一ぱいあるわけですが、県の協力も得て、国も援助をして、一体となって調査をし

て、そして沖縄県民の置かれた立場から見ると、この点は国が祖国の義務としてやらなければならぬもの、そして、場合によっては法律が必要であると整理をした、国家として、祖國としての責務を果たしてやりたいという気持ちであります。

○松井誠君 私は、もっと大きなふるしきを広げて、景気のいいことを言ってくれと思つたのですよ。それでお尋ねをしたのですけれども、いささかがっかりいたしました。

それで、外務大臣にお尋ねをしたいと思います、いまもちょっとお話がありました、立法措置をとるべきものと、そうでない、予算措置で済ませられるもの——この間の本会議では、重要なものについては予算措置、立法措置をとるというような表現をされたと思うが、立法措置と予算措置の区別というのは一体どういうことなのか、私は、この重大な問題をあえて防衛庁長官に聞かないのは、こういうものを防衛庁長官が管轄するというのはおかしいですよ。いかがでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) そういう問題を防衛庁長官が所管するのはおかしいというお話ですが、それを外務大臣が所管するというのも、また非常におかしいのであります。しかし、御指名でありますからお答え申し上げますが、これはたいへんいろいろな種類のものがあります。それを整理いたしまして、これは法律を制定する重みのある案件であるというものにつきましては立法いたすべきである、かように考えます。

○国務大臣(江崎真澄君) 防衛庁の所管でありますのは、御承知のとおり、施設庁がわれわれのほうの管轄下でありまして、日米安全保障条約に基づいて、特に米軍の施設その他に應ずる機関があるわけなのでございますので、詳しくは、施設庁長官から御答弁をさせることにいたします。

○松井誠君 大体の構想ですね。具体的なこまかいことをお聞きするのじゃなく、いわば、どういう構想でこの補償の立法というものをやられよう

とするのか。さて、これはどこにお聞きしたいかわかりませんが、総理、何かお考えございませうか、構想がございませうか。

○政府委員(島田豊君) 御承知のとおり、講和前の人身被害補償漏れの分につきましては、別途提案いたしております防衛庁関係法律の適用の特別措置法第三条に、これに対する措置の規定をいたしておるわけでございまして、御承知のとおり、いわゆる請求につきましては、非常に多種多様でございまして、その実態は必ずしもいまのところ琉球政府自体におきまして把握されておらないということがございます。そこで、今回の法律化したしましては、これは一つは人道上の見地というところ、それから請求額もわかつておるというところで、その法律を判定する合理性が十分にあると見られましたので、今回立法化したわけでございまして、その他の請求額につきましては、これはきわめて膨大でございまして、その一つ一つについて、どういふ被害があり、どういふ請求額になっておるかということについては、これはやはり今後十分手数をかけて調査をいたさなければならぬと思つて、そして、その中にございまして、ある程度行政措置ということでもかき得られるものがあれば、そういたしますし、それから、これは非常に問題が大きくて、やはり立法事項になるといふふうに考えられるものは、立法措置を講じなければならぬと思つて、それけれども、これはやはり、その実態を十分把握した上でございまして、なかなかここで、どういふケースが立法事項であるといふことは申し上げられないこととございまして、今後、復帰後におきまして、われわれのほうで十分そういう実態の把握につとめたいと、かように考えておるわけでございまして。

○松井誠君 私が最初に申し上げましたように、この補償というのは、こういう今度のこの防衛庁関係の特別措置法のような形で、こま切に、一つ一つ出すというのじゃなく、総合的な補償の

特別立法が要るのではないか、そういうことを冒頭に申し上げたわけですね。それで、そういう場合に一体どういうことを考えてやるべきかという、いわば参考にもという意味で、沖縄の人たちが持つておる請求権というものは一体どういふものなのか、不当にも放棄をされたその請求権というものは一体どういふものなのかというのを二、三申し上げてみたいと思つた。

これはもう、いまさら言うまでもありませんけれども、例の講和前に沖縄の人たちが持つておつた請求権、それは、日本やアメリカの政府の言ひ分によれば、平和条約で放棄をされたというが、しかし、この放棄をされたと言われるその請求権に、いふん漏れがあった。そこで、けしからぬじゃないかという激しい運動が起つた。そこで、アメリカは、布令六十号というのを出して、講和前の請求権の処理をせざるを得なくなつた。しかし、それでもまだまだ漏れがある。この漏れというものは、いろいろな理由で、いろいろな事情で漏れざるを得なかったわけですね。たとえば、この布令六十号で書いてある請求権というのは、一九六一年六月末までに請求したものしか扱ひませんよという制限が初めからついていて、額もちやんと全体で二千二百万ドル。その中から日本政府の十億円を引いたり、あるいは市町村にやつた金を引いたりして、これも相当削られる。初めから額が、こう頭打ちになっておる。そういう中でありまして、補償漏れが起きているのは当然。その補償漏れを今度この防衛庁の特別措置法で見ようというところで、見舞い金を出すという形にした。これに対して、琉球政府の建議書がどう言つておるか、御存じですか。総理、御存じですか。

○国務大臣(山中貞則君) 総理は主席から直接建議書を手渡されて目を通していらっしゃいますが、ここには総理は見せたいというふうな呼びかけから、(総理に見せたいというふうな)と呼ぶ者が、読んでも同じです。「目的」は、「この法律は、対日平和条約の発効前及び同条約の発効後、

施政権の返還までの間、アメリカ合衆国の施政権下において、日本国民の蒙つたすべての損害について、国の責任において補償するための必要な特別措置を講ずること。」というところで、仮称の特別措置に関する法律というものを要請しておられます。

○松井誠君 私が開いたのは、そうではなくて、この見舞い金という形で、特別に防衛関係の特別措置の中で書いてあるこの措置について、琉球政府が一体何と言っておるか。この建議書の三五ページを見て下さい。これは「見舞い金の交付」という規定をしておられるけれども、「琉球政府は、憲法上の国民の権利としての要請」をいたしておられます。そういう意味で基本的な不満を持つておられるわけです。ですから、金をやりさえすればいいというのではなしに、政府がどういう姿勢で金を出すのかという、そのことを問題にしているのです。そのことがどうしてもわかってもらわなければ、この補償をするというところの基本的な姿勢というものが、何かやはり抜けてくる。で、そういうことで、布令六十号の補償漏れというのが、一応の措置はされておりますけれども、これに基本的な問題があるということですね。しかも、これは見舞い金であって、不服の申し立ての道も何にもない。ありがたうとお受けをしろよという、うやうやしくもらうだけの金なんです。それは一種の侮辱ですよ、これは。そう思いませんか。ですから、この六十号で補償したから、それでもう講和前の請求権は放棄したんだから、おまえにはやらないぞ、そういう考え方ではどういう処理ができないかということが一つです。

で、もう一つは、講和後の問題として一番大きなこの請求権の問題というのは、言うまでもなく、この復元補償というやつでございすね。アメリカ軍に接収をされる、きれいな田畑がいつの間にか滑走路になってしまふ、返されてきたけれども、とてもそれは使いものにならない、それをもとへ戻すためにはすいぶん金がかかる、こういう、もとへ戻すための補償金、これが、琉球政府

自体が出しておる資料によりますと、すでにいままでに、これはことしの七月現在だったかと思いますが、解放されたものが、つまりアメリカ軍から返してももらったものが四百七十七万坪、それに對して、いわゆる復元補償として県民が請求をしておる金額が一千万二千二百ドル。この一千万二千二百ドルのうちで、支払い額は五割か一五割くらい、一人当たり。五割の場合もあれば一五割の場合もある。こういう復元補償という問題が非常に大きな問題として残されておるわけです。そして、返還協定の四条の三項、請求権放棄の項の三項の中で、このうちの一部分はアメリカ政府が引き続いて払うという形になっておる。しかし、それでいいというものでは決してないことを実は申し上げたい。それは、この復元をするために、いまも言ったように、ほんとうにこの一メートルもあるようなコンクリートを流して、それをもとへ戻すには、とてもたいへんな金がかかる。そういうもののために、金をくればそれをもとへ戻すわけにいかないから、金をくればそれをもとへ戻すわけにいかない。使えばこれだけの収益があるわけにはいかない。使えばこれだけの収益があるのを、みすみす遊ばしておかなければならぬ。そういうための一体補償をどうしてくれるのかという問題がある。そういうのに、たとえば日本本土の、アメリカ軍から返してもらった場合のいわゆる復元補償の中には、管理費用というのが三カ月分見えてあります。これは、施設庁長官、わかりますね。しかし、アメリカの場合には、そんな三カ月などという短い期間でとても簡単に金はくれない。簡単に復元はできない。したがって、復元が実際にできるまでの間、返してはもらたなければ、遊ばしておかなければならぬ。その期間の補償は一体どうしてくれるのかという問題がある。あるいは、これも本土の場合の地位協定に基づく復元補償の中に、残地補償だとか、それから、いろいろな意味で実際に起きた損害を、満足ではありませぬけれども、いろいろな項目で見るといふ施策が、とにかくもできてお

る。しかし、そういうものをアメリカは復元補償という形式ではとても認めてくれない。そういうものを一体どうするかという問題がある。しかし、一番大きな問題は、いままではまだ返ってきていないけれども、しかし、返還されたあとで返ってくる基地、これは、政府の言うとおりであれば、なるべく早く基地は縮小するというのでありますから、したがって、われわれはできるだけ早い機会にたくさん土地が返ってくることを期待をする。この復元の費用というのは一体どこが出すのですか。

○政府委員(島田豊君) 復元後、米軍の施設が返還になりました場合の復元補償でございすが、今回の暫定使用法案にも復元補償に関する規定がございすが、これは、この法律によりまして使用権を取得した以降における問題でございすが、いわゆるその原状というものが、この法律施行の日の時点における原状ということになるわけでございますが、これにつきましては、今回の返還協定の三二条二項でございすが、これは地位協定の四条にかかわる問題でございすけれども、これにつきましては、日本政府が、さらにこれは地位協定の二十四条に關係いたしますけれども、米側に對する請求権を放棄した形になっておりますので、日本政府で処理すべきものとなる。そこで、今後、復元までの間に地主の方々と契約をいたします。賃貸借契約いたしますが、契約に應じてくださる方々には、その賃貸借契約の中にこの復元補償に関する事項を織り込みたい。その場合の原状というものは、復元時点における原状ではございせん、アメリカが当初に使用を開始したときの原状と、こういうことを賃貸借契約の中に織り込みたいと考えておるわけでございす。また、今回の暫定使用法案によりまして使用権を取得した分につきましては復元補償につきましては、これはあの法案にございすように、遅滞なく、通知をいたす段階におきましてそのお話し合いをする、そして現実にその土地が返還になりました場合に、これに對する補償契約を締結をする

と、こういうことで処理をいたしたいと、かように考えておるわけでございす。

○松井誠君 そういふ復元補償の金というのを、日本政府が負担をするということが一体おかしいんです。ほんとうはアメリカがやったことなんですから。したがって、それをあらため、なにがしか見込んで金を取るのか、あるいはそのとき——これはまあ地位協定の特別措置法に書いてありますから、したがって、ありませぬけれども、日本政府がもし見るとすれば、まさにアメリカから前金でももらわなければだめでしょう。ところが、そうじゃなくて、例のあの四百万ドルで大騒ぎになったように、その金は日本政府が出す。アメリカ政府が出すような額はするけれども、これは返還後じゃありません、額はするけれども、しかし、その金は、四百万ドルという形で日本国民の税金から向こうへやった、形の上ではアメリカが補償するような額をして、というふうな問題さえ出てきているわけです。

このいまの復元後の復元の問題ではなくて、もう一度もとへ戻りますと、この協定の四条の三項、これは一体どういう意味ですか。四条三項は「一九五〇年七月一日前に損害を受け」——七月一日前に損害を受けたこの復元補償は、アメリカが引き続いてやりましようよと。損害を受けたというのはいくつということですか。

○政府委員(井川克一君) それが返還をされたときに原状回復となるような損害を与えたとき、つまり原状を變更を加えたとき、こういう意味でございす。

○松井誠君 土地の原状を變更を加えた、それが損害だといふ考え方はよくわからない。それが損害になるかどうかは、返ってきてみてからでなければ、ほんとうはわからないわけですね。返ってきたときに、もとの農地に返しておるとすれば何も損害はないわけですね。地主は、それを、つまり復元をしないで返してくれば損害を生ずる。しかし、返してくる段階で現状が變更になつておるか、復元をされておるかということはわからぬ

わけですから、損害というものは実はありようがないんです。しかし、アメリカは、これを一つたてにとつて、いままで復元補償というものは拒み続けてきた。それが今度入ったからといって、これで何かアメリカ政府が恩恵的に、放棄をしたあの請求権というものをここで認めたというように考えられたら私は困ると思う。首をひねっておられますけれども、そういうことでしょう。つまり、この一九五〇年七月一日前の原状変更というのは、もう平和条約で放棄をした請求権の中に入っているんだと、講和前の請求権だといってアメリカは拒み続けてきたわけでしょう。それを、この協定で認めたのは、何か恩恵的に認めたというように考えられては私は困る。つまり、農地なら農地をつぶして滑走路をつくった。そのときに地主は損害を生じているわけではない。滑走路のままで返してこられたときに初めて損害を生ずる。返してこられたときに、もとの農地になつていれば損害は生じない。だから、損害が生ずるかどうかは、返還の時点、つまり、農地を、土地を解放されたその時点で損害があるかないかがきまる。損害があるかないかがわからぬものを、大体請求権の放棄ができるわけがないでしょう。平和条約で、ですから、言ってみれば、アメリカとしては当然の義務をこへ書いたにすぎないので、放棄をした請求権をここであらためて復活をして、恩恵的に認めましたという形ではない。そのことを私は聞いています。簡単に願います。

○政府委員(井川克一君) 二つの点につきましてお答えしなければならぬと思います。

三項の、一九六一年六月三十日という日付、この問題でございます。これが、もともとアメリカがやるべきものをアメリカがやらなかったと、したがって、それを恩恵的と考えてはいけないという点でございますけれども、私も、まさしく、この一九六一年六月三十日という日がまことに恣意的な日である、何ら根拠がない日である、七月一日と六月三十日とどう違うのかということを強く主張いたしました。このような規定になつたわ

けでございます。

第二点の、いわゆる請求権発生の日でございますけれども、これは、先日、外務委員会でございます。去年も松井先生の御質問がありまして、私の答弁で全く御納得を得なかつたわけでございます。これは、私も、私どもの考えておりますのは、国と国との条約の関係でございます。私、国内法に弱いものでございまして、あるいは民法的に申しますと、その損害が現実的に発生するといふ松井先生の御意見は、国内法的に正しいかと思ひますけれども、国家間の関係におきまして、たとえば平和条約におきまして、両国間が請求権を放棄するという場合には、その請求権の起こし得る原因が、戦争中、占領中にあつたすべてのものを含むわけでございます。それでなければ平和条約などというものは成り立ちません。十九条で放棄しているのもまさしくそれでございまして、あるいは十四条(b)項で連合国側が日本側に放棄しているのも、まさしく全部を含んでいられるものでございまして、平和条約におきましては戦争から起因するすべての行為に終止符を打つ、これが平和条約における請求権放棄の特質でございます。

○松井誠君 その議論は前にも聞きました。で、これはもう並行線ですから繰り返しませんけれども、ちょっと協定の中で私もふに落ちないところがある。これは条約局長というところになるんでしようが、現地当局に対する請求権の放棄という項目がありますね。この「現地当局」ということは小笠原返還協定のときにも出てくることばでありますけれども、この現地当局に対する請求権という、現地当局というのはいく何ですか。

○政府委員(井川克一君) 四條一項の「アメリカ合衆国の軍隊若しくは当局」という場合の当局は、米民政府でございます。それから「これらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局」という場合の当局は、沖縄外における

米側関係当局で、沖縄施政権につき権原を有しておる者であり、米本国政府等がこれに当たります。「現地当局」は、施政権者たる米国の沖縄における統治行為に、現地側から参画しておる限りにおいては琉球政府等の機関でございまして、琉球政府は、二つの性格を持つておると思ひます。つまり、あそこにおける地方公共団体としての、コミュニティとしての性格と、それからアメリカ政府のエージェントとしての性格、この二つのものを持つていいると思ひます。その後のほうでございます。

○松井誠君 そのアメリカ政府のエージェントとしての琉球政府に対する請求権、これが生ずるといふ意味が私によくわからない。つまり、行為をした者は、アメリカ合衆国の軍隊あるいは当局、あるいは何とかに影響を及ぼすアメリカ合衆国の軍隊、当局。そういう者が起こした行為によつて請求権を生ずる相手方はこれかというところ、アメリカ合衆国、アメリカ国民、これはわかりますね。そのほかに、今度は現地当局というのが、言つてみれば債務者になつて、被告になつて、請求権を請求される側に出てくるというのは、一体どういふことなんでしょうか。琉球政府に沖縄県民は請求権を持つておつたんです。琉球政府はアメリカの言うとおりにやつたんです。そういう場合のこれは規定でしよう。つまり、琉球政府が自分の権限の中でやつたものではなしに、アメリカに言われてやつたこと、そういうものに對して、琉球政府に対する請求権があるというのでしよう。そういう意味でしよう。一体、そういうことがあるんですか。

○政府委員(井川克一君) さようでございます。アメリカ政府の命令のもとに、アメリカ政府のエージェントとして行動したものの、そのものにつきましても、一番適切な例は、出入国管理の問題などにつきましては、琉球政府がアメリカ政府の、何と申しますか、エージェントとして行動している、こういうことになつております。

○松井誠君 そのときに琉球政府に対する請求権が生ずるといふのは、私はおかしいじゃないかと

言つておる。よく問題になるのは、例の毒ガスですね。毒ガスを撤去した。そのときに、撤去そのものはアメリカ軍の行為、しかし、そのときに、琉球政府は、いわば住民を保護するために避難をさせる。それは一体どっちが持つべきものなんでしょうか。琉球政府が持つべきものなのか、一体、これはまさに、アメリカがそういうことをやるものだから、琉球政府はせざるを得なくなつて、そういうことをさせるわけでしょう。そういう意味では、琉球政府に対する請求権が生ずるわけはない。アメリカに対する請求権として生ずるわけですよ。そういうことじゃないかと聞いています。

○政府委員(井川克一君) 御指摘の毒ガスの場合は、まさしく琉球政府がいわゆるコミュニティとしての行為でございまして、それは、もし責任が生ずるとすれば、琉球政府でございまして、アメリカ民政府になるわけでございます。

○松井誠君 そういう議論が出るだろうと思つて、実は私もお尋ねをしたんです。しかし、これは、アメリカがそういうことをやらなければ、だいたい初めから払ふ必要のなかつた金なんです。かりに補償するとすれば、避難に對して補償するにすれば、その原因をつくつたのはアメリカじゃないかといふことを言つていられる。なぜそれを琉球政府が、その避難のための損害というものを補償しなければならぬのかといふことを言つていられる。つまり、アメリカ軍の行為によつて生じた——直接ではないかもしれませんが、間接であつた、しかし、はっきりとした因果関係がある。そういうアメリカ軍の行為によつて琉球政府は支出をせざるを得ないという、避難をさせるを得ないという、そういうときに、琉球政府が請求をされる立場に立つといふのはおかしいじゃないかと、いふことを言つていられる。それはやはりアメリカが払ふべきものじゃないかといふことを言つていられる。この質問はこれでやめますから、簡単にひとつ答弁してください。

それで、この復元補償の問題からちょっと横道に入ってしまったのですが、いままでの復元補償が非常に不満足なものだということを理解してもらいたい。これは布令二十号というのをやってゐるのですけれども、先ほど言いましたように、その補償の率というものは非常に低い。そして、それは土地裁判所などという、しかつめらしい名前のものがあつて、何か権利の保護のためにやつてゐるように見えるけれども、しかし、土地裁判所に訴えることができるのは、収用されたことがけしからぬということを訴えることができない、補償の額が少ない、賃貸料が少ない、多いか少ないかということしか訴えられない。きわめて制限をされたお願ひしかできないのです。こういうところで処理をされた復元補償ですから、だから、きわめて不十分で、もうこれで終つたからいいというものではないということを理解してもらひたいということです。

もう一つ、この人身損害で問題になるのは、御承知のように、外国人賠償法という法律がある。

考へなければならぬと思うのです。外務大臣は、よく、請求権を放棄したけれども、しかし、この協定の二項と三項ではちゃんと留保するのはしてありますよということを書いてゐる。しかし、この二項と三項でアメリカが払うという金、これから払おうとする金、これは、いま言つたように、きわめて制限をされてゐる。法律自体にもあからさまに書てあるような、恩恵的な性格なんだ。そもそも私法的に救済するという、そういうものではない。本来ならば、裁判所に訴えて、腕づくでもとれるという、そういう権利であるのに、泣くも泣くも、そういう仕組みになっているから、それで泣き寝入りをする。そういう問題がずいぶん多い。こういう中で一体どうしたいかということ。この建議書をごらんになったでしようけれども、この建議書では、補償を要求する項目を十幾つかに分けて書いてある。これは全く沖繩の私たちのそういう苦しみがにじみ出ているわけですよ。繰り返しますけれども、それは金を出せばいい

もちろんそれには限らない。軍用地の形質変更による損害。米軍による入会権制限に伴う通常損害。軍用地接収に伴う通常損害、そして残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償、こういうものをアメリカが全然補償しようとしませんのです。しかし、これは、日本政府が地位協定に基づいてつくっておる、アメリカ軍に土地を提供したために補償するという補償要綱、私は持つておりますけれども、それには、とにかくにもこういう項目が並んでおるわけです。しかし、それはアメリカは出さないわけです。こういうものはやはり補償をしてくれと、こういうことですね。それから軍用地料の増額、滅失地の損害、漁業の操業制限または禁止による損害、原潜の入港による漁業収益損害、解放地の境界設定費、それから一番最後に、先ほど申し上げましたような協定の四条二項、三項等々によってアメリカが処理をすることにしておる、それに不服の部分、つまり足りない部分、こういうものを補償をしてくれという要求が並んでおる。これは、一種の沖繩の私たちの恨みつらみがこういう文字になって出てい

○松井親君 どうも、調査をしなきゃならぬ、しなきゃならぬというのが唯一の理由のように、ずつと言つてこられたのですが、私が言っているのは、具体的にどういう損失をどれだけ補償しろんかということを言つておるのではないのです。そういうことを言つておるのではないことは、この建議書の、琉球政府自身がつくつたこの法律案の要綱を見ればわかるわけです。権利であるかないか

の調査も含めて、まず法律をつくるべきだ、そうして、権利であるというものがわかれば当然補償するべきだという姿勢で、この総合的な損害補償あるいは損失補償の特別立法をしてくれということを書いてあるわけです。ですから、そのときに、一つ一つこま切れに出すのではなくて、総合的な補償の法律、そうして、それはまさに権利のある者に対しては義務として支払うという姿勢を持った法律、そういうものをやりましょうというくらい、ほんとうのマスタープランみたいなものがないですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 先ほどお答えしたように、これはやはり調査を十分しませんが、ただ腰だめで、こういうふうにしよというわけにはまいらぬと思います。(法律をつくってから調べてもいいじゃないか)と呼ぶ者あり)

○松井誠君 そうですよ。法律をつくってから調べたていいんじゃないですか。そして、ここに書いてある損害、これが全部権利であるかどうか、それはもちろんわかりません。それは調査をして、権利であるものは払い、権利でないものはどるするというのを総合的に書いておけばいい。権利でないものは見舞い金として払いましょう、給付金として払いましょう、これに対しては不服は言えませんが、そう書くことだってできるでしょう。つまり、そういう基本的な原則を踏まえた立法というものがいまだに基本的な構想がないというのが私はおかしいと言います。総理、どうなんです。総理願います。——あなたはいいです、さっき聞きましたから。

○国務大臣(江崎真澄君) いや、先にお答えして、あとからまた総理に答えていただくことにしたいと思いますが、松井さんのおっしゃること、そうたいへん違うように思わないのです。松井さんは、とりあえず立法をして、調査をし、対策をしろと、こうおっしゃるわけですし、私どものほうは、施政権が戻ってきてから十分調査をして、そして立法の必要があれば立法をいたしますと、そういうわけでございますから、結論的には

そんなに大きな食い違いにはならぬように思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) 建議書を出された琉球政府、琉球自身でも、いろいろ調査をしておられるように聞いております。しかし、なかなかどうも、確信の持てる調査までには到達していません、こういうことで、ただいまのような建議になつてはいる。この建議に出てくるものがそのままだと、法律にはちょっとなりかねると、かように私は思いますので、しばらくどうも時期をかせていただかないと、これは先ほど来、防衛庁長官が答えておられるとおしかりを受けておりますが、ちょっと無理じゃないだろうか、かように思います。

○森中守義君 議事進行。

これは、先ほどからずっといろいろお答えを聞いておられますと、たとえば法制局長官の答弁にしても、ほとんどかみ合わないという感じが強い。しかし、そのことは見解の相違というところで引き下げるわけにはいきません。それと、いま防衛庁長官の言われる、調査してみなければ、ほとんど、その余の關係の法案等については、ほとんど実態的調査が進んでいない。事請求権、一連の問題等について調査が進んでいない、こういうばかなことはありません。だから、この状態で松井質問をずっと継続しても意味がない。少なくとも、私も、もうすでに防衛庁であれ、外務省であれ、大蔵省であれ、一定のものはつかまらずにそのまま放置しているのか、持っているのか、逃げ切ろうというのか、その辺のことが政府の見解から明らかになりませんから、一たんきょうはこれで打ち切つて、そうして、あしたでも、もう少しまともなものを出してもらいたい。それでない、だめですよ。意味がない、全く、慎重審議をやるというのに、そういう姿勢でここに出られては困ります。

○委員長(長谷川仁君) 松井君、質問を続けてください。議事進行。

○松井誠君 いま森中理事からお話がありました

ように、私は、この問題を、琉球政府自身が言っておるように、最初に申し上げましたけれども、返還の基本的性格にかかわるものとさえ、あの人たちは言っておるのです。それに対する答えとして、一体何ですか、これは。私は具体的に、これにこれだけの損害があります、これにこれだけの損害があります、そういう数字を出して、これは権利ではない、これはいわゆる請求権的なものだというようなことを、区分けをして数字を出せなうじやなくて、まず総合的な、総合的な法律をつくつたらどうか。あとで出ますけれども、戦敗国であるイタリヤやドイツでさえも、もつとりっぱな法律をつくっています。そのこととの対比で、一体日本の政府の姿勢は何かということを私は言いたいです。もう少し、これからひとつ、はっきりさせてください。そのことをひとつ、あとで、きょうはやめたいと思います。

○森中守義君 総理、よろしいですね。あしたの朝までに、もう少しまともなものを出してもらいたい。このままじゃだめだ。

○委員長(長谷川仁君) 松井君、質問は終わりましたか。——ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。島田施設庁長官。

○政府委員(島田豊君) 先ほど申しましたように、現在私どもが把握しております資料は、琉球政府で取りまとめられた資料でございます。それにつきまして、その一つ一つについて、まだ具体的な調査をやるだけの私どもには態勢がございません。したがって、復帰後の段階におきまして、これはやはり十分実態を把握する、これがまず私は先決問題ではなからうか、かように考えているわけでございます。

○委員長(長谷川仁君) 松井君の質問は留保されておりますので、これを踏まえまして、理事会で

また打ち合わせいたします。

以上で松井誠君の本日の質疑は終了いたしました。本日の質疑はこの程度にいたします。明日は午前十時から開会することとし、本日はこれにて——本日はこれにて終了いたしました。明日は午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十九分散会

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願(第二一九〇号)

第二一九〇号 昭和四十六年十二月二日受理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 高知市高須一、三四六 松村寿一

外五百四十九名

紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

昭和四十六年十二月二十七日印刷

昭和四十六年十二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局